

水源開発問題全国連絡会

第7回総会資料

2000. 11. 26

石川県金沢市

水源開発問題全国連絡会

第7回総会資料

2000. 11. 26 石川県金沢市

水源開発問題全国連絡会第7回総会

2000年11月26日(日) 午前8時30分～12時

石川県金沢市 青年会館

プログラム

1. 代表あいさつ
2. 事務局からの経過報告
3. ダム建設中止を勝ちとった地元からの報告
4. 討議事項
 - (1) ダム中止後の生活再建措置
 - (2) 係争中のダム工事を中止させる法的手段と土地収用法による事業認定の問題点
 - (3) 公共事業の評価システム
 - (4) ダム事業の費用負担問題
 - (5) その他
5. 各地からの報告
6. その他、討議

目次	ページ
・水源開発問題全国連絡会 1999年10月以降の活動報告と討議事項	1～7
・公共事業の評価システム(案)	9～18
・係争中のダム工事を中止させる法的手段と土地収用法による事業認定の問題点	19～22
・ダム中止後の生活再建措置	23～32
・河川整備基本方針と河川整備計画に対して	33～36
・政府等によるダム見直しの経過	37～42
・平成12年度のダム関係予算(建設省)	43～46
[各地からの報告]	
・徳山ダム建設中止を! ——昨年総会以降の報告 ——	47～56
・ダム暴走のメカニズムを暴く(長良川河口堰問題)	57～58
・苦田ダム問題のその後	59～62
・川辺川ダム問題最近の動き	63～70
・足羽川ダム建設計画白紙撤回要請決意声明書	71～72
・ハッ場ダム建設を改めて建設省に問う	73～78
・紀伊丹生川ダム建設を考える会の活動	79～84
・相模大堰訴訟判決を前にして	85～90
・新聞記事	91～94

第7回総会資料の補足と訂正

公共事業の評価システム（案）の補足

① 「評価」は行政処分

弁護士の意見では事業者が評価委員会の答申に基づいて行う事業評価は（見なし規定を設ければ）行政処分とすることができるので、行政事件訴訟法により、評価の結果に対して取消訴訟を行うことが可能である。

ただし、すでに係争中の事業が再評価の対象になった場合の扱いについては検討が必要である。

② 「異議申立て」を「見直し請求」へ

「異議申立て」という用語よりも、「見直し請求」の方が評価システムに相応しいので、10～11ページの「異議申立て」をすべて「見直し請求」に書き換える。

③ 審議の期間

公共事業評価委員会が見直し請求を受け付けてから、答申を出すまでの期間を原則として6カ月以内とする。

④ 審議中の工事停止

公共事業評価委員会の審議中に当該事業の工事が進行することを防ぐため、委員会が「工事の進行で審議の理由が失われる」と判断した場合は、見直し請求を受け付けた時点で、委員会は事業者に対して「工事の停止を勧告することができる」ものとする。

正誤表

- 14ページの最上段の左側 「別記1」と記入
- 15ページの最上段の左側 「別記2」と記入
- 16ページの最上段の左側 「別記3」と記入
- 17ページの最上段の左側 「別記4」と記入

41ページ上段の中止ダムの表

誤	正
一時休止 〔直轄事業〕 細川内ダム（徳島）	一時中止 〔直轄事業〕 細川内ダム（徳島）

59ページ 下から16行目

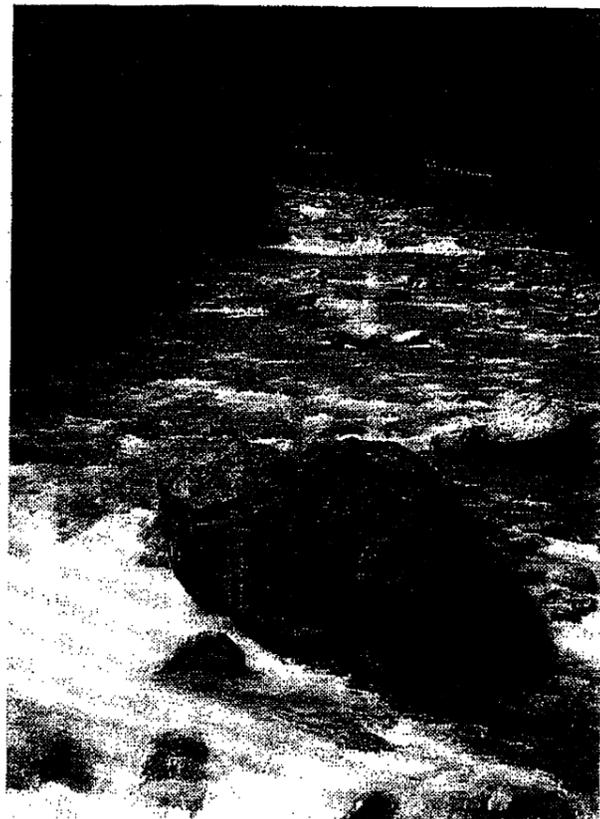
誤	正
「津山、周 の」	「津山、周匝の」

「事業破たん 明らかに」

思川開発、市民団体が試算

貯水率5%が4割

南摩ダムのデータ使い



河川から取水した水がどの程度ダムにたまり、そのたまった水が水道用水や湯

水対策などで、どのくらい河川に補給されるかの「水収支」を計算したものだ。

家計の「収入」と「支出」に当たり、補給する水が多すぎるとダムに水はたまり

ず、「赤字」となる。「収入」にあたる取水量と「支出」の補給量の「差」を公表されているデータのうち、湯水があった年を含んだ八四年一月から八九年十二月の毎日計算した。取水と補給の条件や河川の流量は国の公表データによった。

南摩ダムの規模も縮小されるので、総貯水量を当初予定されていた半分の五千九百万立方メートルと仮定。ダム

取水される予定の大谷川。大谷川取水の断念で、取水河川は大谷川を含め三河川になった川鹿沼市で

水資源開発公団思川開発建設所の白川信之副所長の話（大谷川取水の断念後）もダムを有効に運用ができていない。実施しない場合は九百四十二億（四三％）、実施する場合は六百三十八億（二九％）になった。また、当初の計画通り大谷川から取水した時は、取水制限をしない場合で六百七十九億（三二％）、実施する場合は二百五十九億（一二％）となった。

「流域の会」は「以前の計画でも水収支は疑わしいが、事業の根幹である大谷川の取水断念でさらに水収支は悪化し、事業自体が成立しない」としている。建設省開発課によると、統合管理している利根川水系の八つのダムがすべて完成した九一年以降、八ダム全体の最低貯水率は九四年八月二十日の二一％だった。その中でも八木沢ダム（群馬県）が最も低い九％の貯水率だった。

総貯水量の六割を見込んでいた大谷川（今市市）の取水を断念した国の思川開発事業を巡り、南摩ダム（鹿沼市）の貯水率などを国のデータを使って一九八四年から六年間にわたって試算したところ、取水断念の影響で延べ三割から四割の期間で、ダムの貯水率が五割を下回る結果になることが分かった。市民団体「思川開発事業を考える流域の会」（代表＝藤原信・宇都宮大名誉教授）がまとめた。貯水率五割はダムの底があらわになる状態で、「ダムの利水機能は成立せず、事業自体の破たんは明らかだ」としている。二十六日に鹿沼市の鹿沼商工会議所催事ホールである市民集会以発表された。

「流域の会」は「以前の計画でも水収支は疑わしいが、事業の根幹である大谷川の取水断念でさらに水収支は悪化し、事業自体が成立しない」としている。建設省開発課によると、統合管理している利根川水系の八つのダムがすべて完成した九一年以降、八ダム全体の最低貯水率は九四年八月二十日の二一％だった。その中でも八木沢ダム（群馬県）が最も低い九％の貯水率だった。



「女性副知事は 条例の改正後」

福田氏との単独会見

思川開発は見直し

知事選挙、鹿沼市の大谷川取水の断念で、思川開発事業の見直しを迫る。福田知事との単独会見で、福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。

年内に全面公開へ

福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。

福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。福田知事は「思川開発事業の見直しは必要だ」と述べた。

渡良瀬遊水池総合開発事業(Ⅱ)・第二貯水池建設計画 審議委員会再開の動き

渡良瀬遊水池第二貯水池建設計画は、1996年12月に審議委員会が「中断」の中間答申を出してから4年が経ちます。

利根川上流工事事務所(以下「利根上」)は、審議委員会の再開までに2つの課題をこなすことが宿題となっています。1つは第一貯水池の水質改善の目途をつけること、もう1つは第二貯水池計画の予定地(第二調節池)の自然環境調査を行い、その評価をすることです。

建設省は昨年、第二貯水池建設について積極的な発言を重ね、審議委員会を今年度中に再開する予定であると公表しています。

ことに、昨年8月の利根上と私たちとの話し合いの中で、「第二貯水池に関して、利水については審議委員会の審議の結果によるが、治水については、利根川水系工事实施基本計画ですでにきまっていることである」、と重大な発言をしています。

私たちは審議委員会再開までに、最後の詰めを迫られています。

◇第一貯水池の水質改善は

建設省が取り組んできた水質改善策は、次の3点です。

1 ヨシ原浄化池を造成したこと(98年7月より第一期工事分(13ヘクタール)の運転開始)。

2 最も汚染されている谷田川の水が貯水池に流入しないように、背割堤を完成させたこと(98年3月)。

3 人工的浮島を増設したこと(99年。生物の浄化能力に期待)。

これらの対策によって第一貯水池の水質改善の兆しが出てきたかという点、それは皆無といってよいでしょう。私たちの水質調査や、建設省との共同調査でも明らかです。しかし利根上は、3つの対策で水質改善効果が得られたと強弁しています。

科学的裏付けが得られないのに、利根上は、第一の課題が達成できたように話しています。

◇自然環境調査と評価については

第二調節池の自然環境調査を利根上はかなり丹念に行いました。その調査の報告を懇談会(学識経験者と周辺自治体首長をメンバーとする「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」)で行っています。

懇談会は6回の会議後の今年5月に提言書を提出しましたが、その中で自然環境について、「大規模な湿地が減少していくなかで、そのスケールと多様性において、その重要性が高まっている遊水池の役割を今後も維持していく必要があります」と、高く評価しています。その上で湿地の再生を提案しました。これを受けて建設省は「湿地再生実験池」を掘削して今年3月に造成しました。

第2の課題の第二調節池は調査の結果、「湿地としてきわめて重要」と評価されたわけです。

ところが問題なのは、「第二調節池は生物相が豊ではあるが、乾燥化し、自然が単調化

しつつあるから、湿地を再生させるために、水面を確保することが必要だ」と展開していることです。

建設省は、試験地の生態系の調査を見た上で、次の計画に当たるといっています。これは第二貯水池(貯水容量500万ト)建設の前触れです。

500万トの貯水容量を確保するには、第2調節池の3分の2の表土を1.5～2m掘削しなければなりません。この計画ですと、現在のヨシ原の生態系は、全面的に破壊されてしまいます。

◇建設省参加の第2回シンポジウムを

いま、審議委員会のタイムリミットを迎えています。私たちは、建設省が参加するシンポジウムを開いて、渡良瀬遊水池の将来像を明確にするとともに、その実現の方法を議論しなければなりません。

さきに第1回「渡良瀬遊水池シンポジウム — 21世紀へ —」を5月28日に建設省参加のもと、実現させました。シンポジウムにおけるパネリストの主張は鮮明で、内容は、概要次の通りです。

○鷲谷いづみ東京大学教授は基調講演で、多様な生物を育む氾濫源は関東地方では渡良瀬遊水池しかなく、その保全が重要であることを指摘。

○建設省の坂之井和之所長は、治水容量500万トの第二貯水池の必要性を強調した上で、先に提出された「渡良瀬遊水池の自然保全と自然の利用に関する懇談会の提言書」(湿地の復元を提言)からかけ離れた利用はないと表明。

○桜井善雄懇談会座長は、治水容量500万トの是非についての議論の必要性を強調し、第二貯水池の湿地再生をも両立させる代替案「思川サーチャージ(私案)」を提出。

○高松健比古代表世話人は、治水容量500万トは必要性が希薄であると指摘した上で、遊水池の将来像として「エコミュージアム・プラン」を提案。

○飯島博震ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会事務局長は、遊水池本来の氾濫源(湿地帯)の再生を目指した「渡良瀬未来プロジェクト」を提案。

シンポジウムは率直で有意義な論議ができたので、それをさらに深めるために、第2回シンポジウムを2001年1月27日(土)に開催します。パネリスト、コーディネーターとも前回と同様で、論議は次の3つの提案を柱にしたいと思います。

1つは先にふれた懇談会が提言した「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かしたランドデザイン」。

2つは、私たちが提案してきた「渡良瀬遊水池エコミュージアム(野外自然博物館)プラン」。

3つは、前回のシンポジウムで飯島氏が提案された「渡良瀬未来プロジェクト」です。

これら3つの提案には、共通点が多々あります。その共通点をベースにして、渡良瀬遊水池の将来像を明確にするとともに、市民参加で、「エコミュージアムプラン」の実現を図る方法について、議論していきたいと考えています。

水源開発問題全国連絡会

1999年10月以降の活動報告と討議事項

1999年9月26日、熊本県人吉市で開かれた第6回水源連総会以降の主な活動とダム問題関連の動向を報告します。

1. 概要

この一年間、各地のダム反対運動は、松倉ダム、新月ダム、大野ダム、大仏ダム、思川開発の大谷川取水事業、細川内ダムなどのように、「ダム中止正式決定に近い」という状況を獲得する所が増えてきています。このような状況は、これまで皆さんが長年にわたって続けてこられた運動の成果であり、共に喜びたいと思います。

公共事業のあり方に対する強い世論の批判が巻き起こり、自民党でさえも、一部のダム事業について「中止勧告」をしなければならなくなりました。しかし、一方で国等は、川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムなどのほとんどのダム事業については、その事業の必要性などに関する問題提起に何ら答えることなく、時には土地収用法という強権を発動して事業の推進を強行しています。

また、徳山市民が住民投票によって、第十堰可動堰化に反対の意思表示を明らかにしたにも関わらず、建設省は建設大臣が先頭に立って、反対運動の担い手を直接誹謗中傷するなど、住民投票の結果をないがしろにして、可動堰化の推進を図ろうと画策しています。

足羽川ダム関連では、まったく現実性のない代替案を近畿地方建設局が提案し、いたずらに事態の混迷を謀っています。

これら、私たちの運動をめぐる状況は、一方では勝利に近づき、もう一方では強権的な事業推進に対して断固たる反対運動の継続が必要となっています。

2. 水源連（もしくは事務局）の活動

水源連は会の主目的の一つである、互いの情報交換をはかることに力を入れてきました。前回の総会以降、機関紙「水源連便り」を4回発行しました。その内容も皆さまからのご協力により、充実したものになりました。

これから記すことは、この間の機関紙に掲載されていることの要約になります。

2-1. 河川整備基本方針策定状況の聞き取り

1999年12月1日、河川審議会は一級河川6水系[沙流川・留萌川(以上、北海道)・最上川(山形県)・豊川(愛知県)・由良川(京都府・兵庫県)・大野川(大分県)]について河川整備基本方針を答申しました。また、二級河川については、20水系の

基本方針が定められました。

その特徴は、従来の工事实施基本計画に定められた基本高水流量・計画高水流量・河川維持流量に変更がないことです。近々、多摩川など4水系について河川整備基本方針の答申がでる予定になっています。

川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムなどのダム建設が進められている多くの河川で、基本高水流量が過大に設定されていることは周知のとおりです。これらの水系についての河川整備基本方針がなかなか策定されないのは、既定の基本高水流量が過大に設定されているのでその理屈付けに苦慮しているからだと推測されます。

河川整備基本方針は治水対策などの基本的数値と手法を決めるものですが、その策定に住民が参加することは法的には保証がありません。それゆえ、この策定に住民が参加できるよう、システムの改善を求めなければなりません。

2-2. 強権的なダム事業推進に対する建設大臣へ抗議の申し入れと建設省記者クラブでの説明会

1999年12月10日、ダム等事業審議委員会答申を口実とした建設省の強権的な事業推進に対する抗議と事業の即時中止を求める建設大臣宛の文書を担当者に渡し、建設省記者クラブでダム問題の現状を説明しました。強権的な事業推進の事例として、川辺川ダム、第十堰、苦田ダム、徳山ダム、足羽川ダムを挙げました。

直接、中山建設大臣に面会して回答を求める予定でしたが、建設大臣は頑なに面会を拒否しました。

当日の文書、配布資料等は「水源連便り」No.12に載せてあります。

2-3. 世界銀行ダム問題公聴会へのエントリー

世界銀行が世界各国のダム問題を知るために、今年の2月にベトナムで公聴会を開きました。水源連としても日本のダム問題を世界にアピールする良い機会と捉えて、この公聴会にエントリーをしました。しかし、「エントリーが多く、水源連が公聴会で発表することは非受理」との返事でした。

日本からは政府といくつかのNGOがエントリーしましたが、政府提出のものはすべてが受理され、NGOからののは長良川関係のみ1件が受理されました。

非受理となった原因は、①エントリーに際し、本文は英語でなくても良いということなので、日本語で書きましたが、主催者側に日本語を理解できるスタッフがいなかったこと、②NGOにも広く門戸が開かれているとはいうものの、結果的にはそれは建前であった、の2点が考えられます。

注：世界銀行 [国際復興開発銀行の略称。国際連合の専門機関で1944年のブレトン・ウッズ協定にもとづきIMFとともに発足した。設立当初は、世界経済復興

のためヨーロッパに融資していたが、現在は発展途上国への融資が主業務になっている。本部はワシントン。加盟国数 156 (91 年末現在…ちょっと古くて申し訳ない)]

2-4. 「ダム問題の法制度に関する研究会」の発足

大木弁護士、外井弁護士、小田弁護士、日置弁護士 など法律の専門家、ダム問題全般に詳しい岡本日本大学教授、政策に詳しい国会議員秘書の協力を得て、「ダム問題の法制度に関する研究会」を発足させ、これまでに6月1日、7月6日、8月4日、9月14日、10月18日、11月20日と6回、研究会を開きました。「研究会」では、①「ダム中止後の生活再建措置について」、②「係争中のダム工事を中止させる法的手段について」、③「大規模公共事業見直し機関について」の3課題を主とし検討しています。

本日の総会ではこれらのことについて事務局から報告すると共に、皆さんに検討いただきたいと思えます。

2-5. 土地収用法改正の動きへの対応

建設省は今年5月に建設経済局長の私的諮問機関として「土地収用制度調査研究会」を設置しました。12月までに4回開催して報告書を出し、来年の通常国会で土地収用法の改正を行う予定になっています。

改正の目的は主に次の三つです。

- i. 公共事業の迅速化・効率化を進めるため、土地収用手続きの簡素化を図ること
- ii. 第三セクターや民間等による公共事業、リサイクル施設などの新種の事業も土地収用法の対象に加えること
- iii. 従来は金銭補償を原則としているが、生活再建補償などの補償制度を充実すること

この中で一番の狙いは i にあります。土地所有者の反対で公共事業がストップし、土地収用委員会の審理に長い日数を要している例が少なからずあることから、これをいかに打開するかが最大の課題になっています。

土地収用法は起業者が「事業認定申請」を建設大臣又は都道府県知事に提出し、3ヶ月以内に建設大臣又は都道府県知事が「事業認定」をするか否かの判断をおこない、「事業認定」がされれば、都道府県の土地収用委員会に採決を申請することができますようになります。最終的には強制収用が可能になります。

土地収用法の一番の問題点は、当該事業の公共性・必要性等に関して住民の意見がまったく反映されないことにあります。

水源連としては、この土地収用法改正（改悪）の動きを契機につくられた市民レベルの組織＝「土地収用法見直しネット」と連携し、住民が事業の公共性・必要性等の判断に参加できるシステムを造るための立法措置として「公共事業の評価システム」を提案し、その実現を図っていきたいと考えています。

2-6. 「自民党の公共事業抜本見直し検討会」への対応

衆議院選挙で都市部の議席を減少させた自民党は、その要因として公共事業のあり方に対する国民からの批判が強く、このままでは来年の参議院選挙や地方知事選挙に勝てないことを認識したようです。公共事業見直しの必要性を認めざるを得なかった自民党をはじめとする与党3党はいくつかの条件に該当する事業を関係省庁に挙げさせ、そのリストを基に、各省庁へ中止勧告を出しました。ダムについては直轄・補助ダム合計で34事業（別掲）が含まれています（貯水容量100万m³未満の生活貯水池を除く）。建設大臣はその勧告を尊重するとし、各起業者に振り戻し、各起業者（地方建設局、都道府県）は各々の評価監視委員会に諮問を行っています。

このような動きは先にも記したように、粘り強い長年のダム反対運動の成果であることには違いありません。しかし、中止勧告の対象はほんの一部であり、ほとんどの事業は一切の見直しがされていません。

水源連はこの問題で、全国のダム問題の現状を説明する機会を自民党の「公共事業抜本見直し検討会」に求める要請書（「水源連便り」No.14のP.14～16）を8月18日に提出しました。その後「公共事業抜本見直し検討会」事務局に返答を求めたところ、「言われることは良くわかりました。説明にきていただく必要はありません」と断られてしまいました。彼らには頭から、建設省が推進したい事業に対して中止勧告を出す考えはなかったのです。

2-7. 中山建設大臣（当時）発言への対応

中山建設大臣（当時）の第十堰住民投票の会に対する一連の発言への抗議・要請文（「水源連便り」No.14のP.11から13）を34団体3名の方から賛同を得て6月24日に簡易書留・速達で提出しました。きわめて短時間の内にこれだけ多くの団体等からの協力をいただけたことにお礼申し上げます。

「第十堰住民投票の会」は6月19日に日弁連に「人権救済申し立て」を行っています。

中山大臣の一連の発言は公共事業に対する批判を封じ込めることを狙いとしています。同様な発言は建設省の現地幹部からも出されており、単に中山氏個人の問題ではありません。

この問題は人権上はもちろんのこと、異議を唱える国民への建設省の姿勢として

見逃すことはできません。このような状況を受け、中村敦夫参議院議員が7月28日に質問主意書を提出しました。

2-8. ダムと川と住民に関する東アジアおよび東南アジア地域会議

タイ東北部のウボンラチャタニ県のコンジウムという村で、6月29日から3日間にわたって開催されたダムに関する国際 NGO 会議に、水源連から氏家氏が参加しました。

参加国の中で、日本には2つの側面があります。国内のダム運動は、各国と共通の側面が多く、水源連代表の氏家氏はこの範疇に属します。もう一方は、ODA等によってアジア各国に開発資金を投下してダム建設を進める支援国としての側面で、ODA問題に取り組んでいるメコンウオッチの仲間とアジア開発銀行（ADB）に取り組んでいる NGO の仲間が参加しました。

ダム問題に関して日本にはこの2種類の問題があることを実感できたことは私たちにとって大きな収益です。水源連の力量に応じて、この2種類の問題に対応していかなければならないと考えます。海外からの情報や支援要請を全国の仲間と連絡できる体制をつくることも水源連の役割の一つと考えます。

3. 討議事項（詳しくは別項）

1. ダム計画中止後の地域振興と、水没予定地住民の精神的・経済的損失に対する補償について。

多くのダム計画予定地の住民は、長いダムがらみの生活に疲れ果て、止む無くダム建設に同意を与えざるを得ない状況に追い込まれています。国や県による行政圧迫と公共事業の縮小、それによるダム予定地の過疎化の進行、数十年という年月の経過による地域住民の高齢化・老齢化、世代交代を迎えても先の見えない将来、等々がダム予定地である地域社会の深刻な問題となっています。その結果として、本心ではダムを拒否しつつも、ダム関係の地域振興策のみが抛り所となり、一刻も早いダム事業の進行を期待する、という状況になっているのが、川辺川ダムの五木村、苦田ダムの奥津町、八ッ場ダムの長野原町、南摩ダムの鹿沼市の一部、などに見られます。この状況は、流域住民が続けているダム反対運動を水没予定地住民が受け入れがたい、という対立的構造を産み出しています。この状況をダム反対運動に関わっているものが克服しなければ、運動の成功を勝ち取ることはできないと、水源連は考えています。

この問題を克服するには、「ダム計画中止後の地域振興と、水没予定地住民の精神的・経済的損失に対する補償」について現行法制度における可能性と新たな

法制度の整備を検討することが必要です。

法制度研究会では現在、事業中止になった矢田ダム（大分県）や緒川ダム（茨城県）、中部ダム（鳥取県）におけるダム中止後の地域再建策の取り組みを参考事例として、その検討を進めています。

2. 「事業認定」について係争中である事業の進行を中止させる手法について。

徳山ダム、苦田ダムの場合、土地収用法の事業認定取消し訴訟が審理中であるにもかかわらず、ダム本体工事が強行されています。

現行法で工事を中止させるためには、行政事件訴訟法に基づく執行停止を求める裁判を新たに起こすことが必要ですが、この訴訟も事業認定取消し訴訟と同様に長い審理期間を要するために、たとえ判決で執行停止が得られたとしても、審理中に工事が進んでしまうため、ダム工事を中止させる手段にはなりません。

このような不合理な現状を抜本的に改善するには、「事業認定」処分の条件として、事業の公共性・必要性についてあらかじめ民主的な評価を受けねばならない、という法的システム、3. で述べる「ダム等の公共事業の評価システム」を構築する必要があると考えています。

3. 「ダム等の公共事業の評価システムおよび見直し機関」について。

昨今、公共事業の評価が与党や行政府で行われていますが、それらには住民が参加できる余地はほとんどありません。その結果、ほとんどの事業に、「推進」のお墨付きが与えられています。

水源連は1994年11月に「大規模公共事業見直し機関草案」を作成し、政府に提案しました。

しかし、この草案では次の二つの非常に難しい問題があり、その実現を図る取り組みを当面は中止せざるを得ませんでした。一つは国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、見直し機関という行政機関の一つが他の行政機関（建設省など）の行政裁量の是非を判定することは困難だ、ということです。今一つは、行政の簡素化が世の中の流れであるのに、事務局のスタッフも入れると、かなりの人数になる見直し機関を新たに設置することが可能かということです。

前号でお知らせしたように、事務局では実現性を重視して、ダム問題の法的制度研究会の中で、見直し機関の設置ではなく、「ダム事業等に対する異議申立てを受け付けて、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者側と十分に論議することが可能となるような制度」について検討を進めています。

その内容は、欧米の環境影響評価制度をベースにした公共事業の評価システムで

す。その骨子を以下に記します。

- ①対象事業を住民側から異議申立てがあった事業とする。
- ②公共事業評価委員会は事業者（例えば地方建設局）のもとに設置するが、委員会が事業推進の道具にならないように委員の選任に一定の基準を設ける。
- ③委員会の会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ④公聴会は住民がただ陳述するだけのものではなく、欧米では常識となっている双方向の公聴会とする。評価委員会の主催のもとに、住民側と事業者が十分な議論を行う公聴会とする。

4. ダム事業の財政問題について

長良川河口堰、徳山ダムについて、一般会計から工業用水道会計への繰入れを差し止める住民訴訟がそれぞれ愛知、三重、岐阜の3県知事を相手として進められています。三重県津地裁の本年1月の判決は、却下判決（門前払い）でしたが、7月の控訴審では名古屋高裁が「差し戻し」判決を出しました。この判決で、財政問題でダム建設の是非を問う拠り所が得られました。

5. 河川法に基づく河川整備基本方針について

今年9月末までに河川整備基本方針が定められた河川は、一級河川が6水系、二級河川が17水系です。一級河川については新たに多摩川等の4河川が現在、河川審議会の小委員会にかけられています。全国で一級河川が109、二級河川が約2700あるので、既に基本方針が策定された河川はほんの一部です。

最も問題とするべきことは、基本方針として定められる基本高水流量と計画高水流量の数字です。この値によって、当該河川の治水計画上、ダムが必要か否かが決まってしまう。今までに策定された基本方針を見ると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量等の数字がそのまま踏襲されており、ダム建設の推進を図る河川管理者の姿勢は何ら変わっていません。

基本方針の策定は住民参加が全く無い状態で行われており、これに対してどのように取り組んでいくかが今後の重要な課題です。

6. 各地からの報告

後ろのページに掲載してある各地からの報告を参照してください。

公共事業の評価システム（案）

ダム問題の法制度に関する研究会

1. 評価システムを提案するに当たって

(1) 見直し機関について

見直し機関を各省庁とは独立した委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）として設置することを今まで検討してきたが、これには二つの面で困難な問題がある。

第一は国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関（建設省等）の行政裁量の是非を判定することが可能かという問題である。

第二は行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能かということである。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

そして、見直し機関がたとえ設置されても、それはあくまで両刃の剣であって、委員の人選によっては、逆にダム事業の推進にお墨付きを与えることにもなりかねない。現在の政治情勢ではそのような見直し機関になる可能性の方が高い。

私たちが求めているのは、見直し機関の設置そのものではなく、ダム事業等に対する異議申立てを受け付ける制度、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者側と十分に議論することができる制度である。そこで、そのように住民が関与できる公共事業の評価システムを提案する。

(2) 評価システムの立法化

現行の公共事業評価システムは内閣総理大臣の指示という通達によるものであるが、私たちが提案する「公共事業の評価システム」は新たな立法によって実現する。立法化を進める理由は次のとおりである。

- ① 現行の通達の内容を改善する提案を行っても、国にその提案を受け入れさせる手立てがない。仮に、部分的に受け入れたとしても、つまみ食いになるのは目に見えている。
- ② 本当の公共事業見直しの流れをつくるためには、国会で議論を行えるように立法の形で提案する必要がある。

2. 対象事業

(1) 対象事業の要件

該当事業は、現在実施されている公共事業評価と同じ要件で選択する。

すなわち、

- ① 新規公共事業の評価の場合

ア 事業費を新たに予算化する場合

イ 事業・計画に要する費用を新たに予算化する場合

② 再評価の場合

ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

イ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

ウ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

(2) 対象事業の選択

事業者（事業官庁または都道府県）は上記の要件に該当する事業の評価案を公告縦覧し、住民の意見を求める。事業者は住民の意見とそれに対する見解を公共事業評価委員会に送付する。住民から異議申立てのあった事業および委員会が評価の必要があると判断した事業について、委員会は事業者に事業の再検討を求め、審査を開始する。

3. 公共事業評価委員会

(1) 委員会の位置づけ

公共事業評価委員会は事業者（事業官庁または都道府県）の内部に設置し、委員は一定の基準を設けて事業者が選任する。委員会の事務局も事業者の内部に設置する。

(2) 委員選任の基準

委員は5名以上とし、その半数は環境庁（都道府県の環境担当部局）または日本自然保護協会等のNGOが推薦する。

(3) 委員会運営の条件

会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。

4. 専門部会

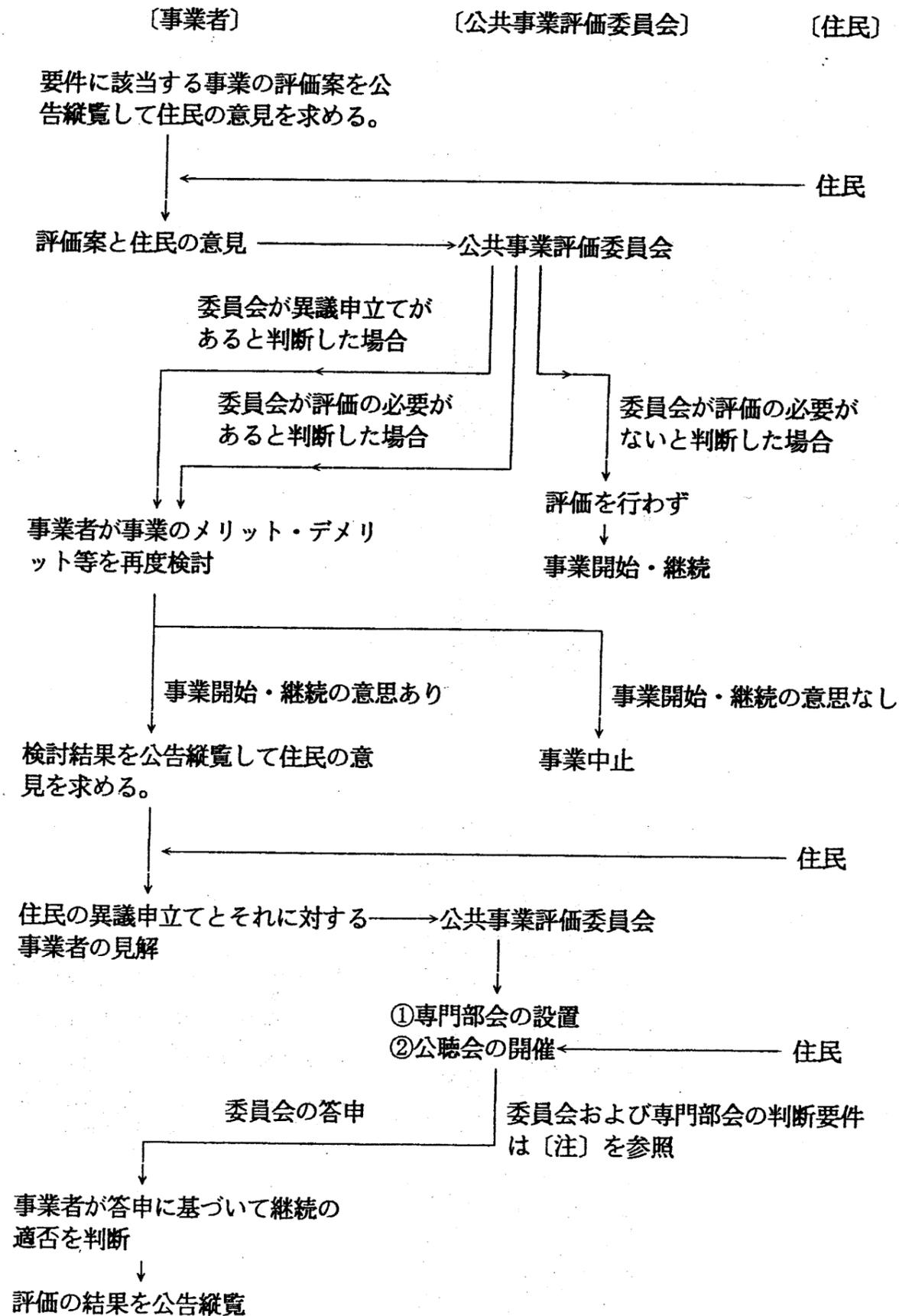
公共事業評価委員会が必要と判断した場合、または異議申立て者が次の要件を満たす場合は、当該事業のみを審査する専門部会を設置する。専門部会の委員の半数は事業者、半数は異議申立て住民の推薦によるものとする。専門部会は現地調査を実施するとともに、事業者と住民側の意見を聞いて審査を行う。審査結果を委員会に報告する。

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 地元住民（水没地域を含む市町村の有権者） | 1/〇以上 |
| ② 流域および用水供給地域 | 〇〇〇人以上 |
| ③ 流域自治体 | 1つ以上 |
| ④ 全国民 | 〇〇〇〇人以上 |

5. 公聴会

公共事業評価委員会が公聴会を開催する。公聴会は住民がただ陳述するだけの公聴会ではなく、裁判所のように対審構造とし、委員会の主導のもとに住民・代理人と事業者が十分な議論を行えるものとする。すなわち、欧米では常識的な双方向の公聴会とする。住民・代理人の質問に対して事業者から明確な回答がされていないと、委員会が判断した場合は公聴会を再び開催する。

6. 評価の手順



〔注〕委員会および専門部会の判断要件の例（ダム建設事業の場合）

- (1) 利水について
 - ① 開発水の供給事業が具体化され、事業実施のスケジュールが明確になっているかどうか。
 - ② 開発水の需要がダム建設終了後に確実にあるかどうか。
 - ③ 開発水の需要予測が過去の需要実績と比べて過大でないかどうか。
 - ④ 代替手段（節水施策、漏水防止対策、地下水の利用等）に代えることができないかどうか。
 - ⑤ 農業用水の場合は現時点で対象農家の〇割以上から参加の同意があるかどうか。
- (2) 治水について
 - ① 計画規模（〇〇〇に1回の洪水）について地域住民の同意が得られているかどうか。
 - ② 基本高水流量が過去の洪水流量からみて適正であるかどうか。
 - ③ 治水計画に現実性があるかどうか。（実現する見通しもないその他のダム建設を前提にしていないか）
 - ④ 河川改修等の代替手段で対応できないかどうか。
 - ⑤ 治水計画および治水関連データに不合理性がないかどうか。
- (3) 自然環境について
 - ① 希少動植物の生息・生育に影響を与えないかどうか。
 - ② 動植物の生息・生育に大きな影響を与えないかどうか。
 - ③ 水質の悪化が起きないかどうか。
- (4) 生活環境について
 - ① 水没地区住民および周辺住民の同意が得られているかどうか。
 - ② 地元自治体の同意が得られているかどうか。

7. 公共事業評価システムの実現に向けて検討すべき課題

- (1) 国が立法を検討している行政評価法案への対応
国が立法を検討している行政評価法案にどう対応すべきか。（別記1）
- (2) 民主党の公共事業コントロール法案との関係
民主党などの野党に公共事業評価システムの立法化を提案していく場合、民主党の公共事業コントロール法案（国会が評価の審議を行う制度）との関係を検討する必要がある。（別記2）
- (3) 環境影響評価法との関係
公聴会もなく、審査機関もない現在の環境影響評価法（別記3）の改正も同時に求めていかなければ、公共事業評価システムの立法化はむずかしいのではないかと。環境影響評価制度に双方向性の公聴会、審査機関の設置を求めるべきである。（ただし、現在の評価法は次のことを前提としてつくられており、双方向性の公聴会の実現には厚い壁がある。

「環境アセスメントは、その保護法益たる環境の保全について、公衆に何らかの権利を付与したり、あるいは何らかの権利があることを前提としてその保護手続や行政手続を定めているものではない。環境に関する有益な情報を広く交流することを基本的

目的とする。」(寺田達志「わかりやすい環境アセスメント」)

(4) 土地収用法改正との関係

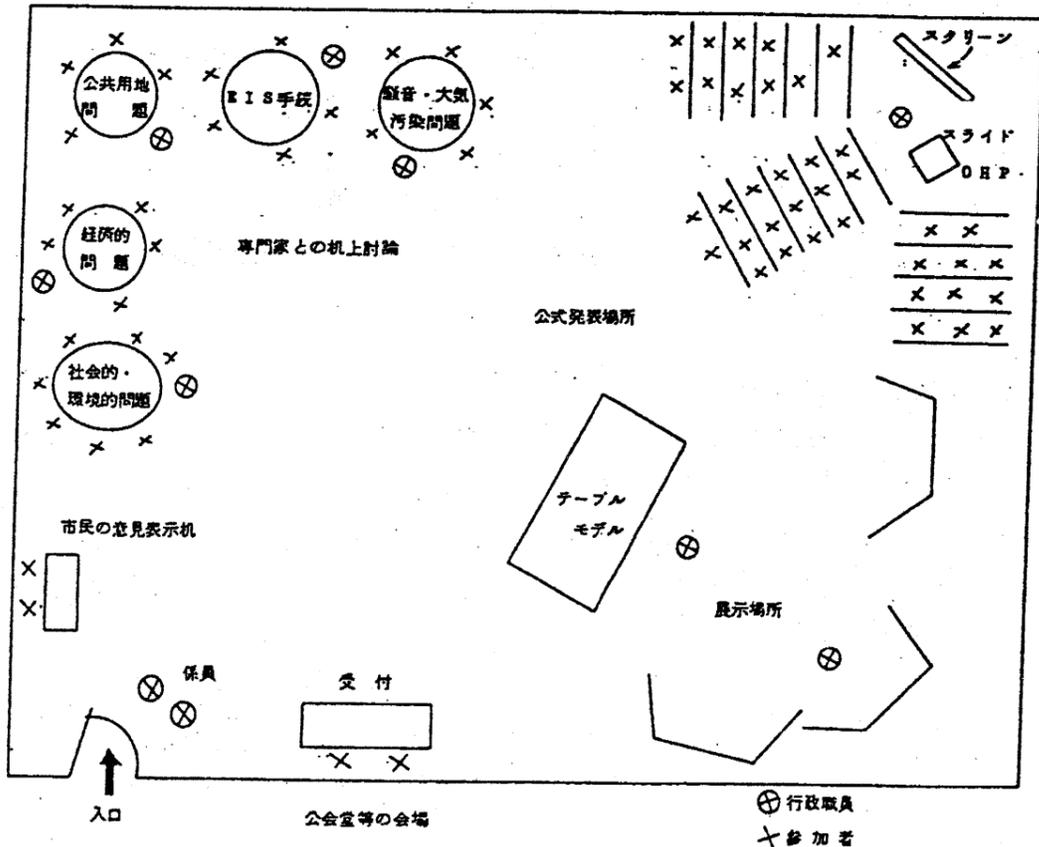
土地収用法の改正(?)を議論する「土地収用制度調査研究会」(建設省建設経済局長の諮問機関)では、「事業認定については公聴会を開いて関係者の意見を聞き、情報公開に努めることが必要で、土地収用委員会の場に事業の妥当性に関する議論が持ち込まれないようにすべきだ。」という意見(別記4)が強く出されているので、これに対して住民側から「公共事業の評価システム」を提案し、その実現をはかる必要がある。

ただし、公共事業評価システムは全事業を対象とし、一方、土地収用法は限られた事業のみを対象としているので、両者の関係をどう位置づけるかを考えなければならない。

アメリカの環境アセスメントにおける公聴会(公開討論会)の開催形式
(青山貞一ほか「公共事業の計画・実施における住民対応の手引き」)

図-1. は公聴会(公開討論会)の開催形式を図示したものである。図-1は主として正式な公聴会や大規模な公開討論会において用いられるものであり、問題ごとに机上討論(説明や相談)も行えるようになっている。この形式は会場を① 展示物場、② 意見陳述場、③ 討論場、④ 個別問題についての相談場等に分けていることによって、堅苦しい雰囲気減らしている。この開催形式は、通常考えられる以上に公聴会の開催の成否に影響を与えるものであるから、十分その設営には配慮する必要がある。図1はその一例にすぎない。

図-1 公聴会の開催形式(連邦道路局のマニュアルより)



公共事業

「見直し基準」は除外

行政評価法案 過程の公表義務化

来月一月の中央省庁再編にあわせて、国の事業や政策を点検するための制度の導入を各省庁に義務づける「行政評価法案」の内容が明らかになった。評価にかかわる情報の公開に重点を置き、評価結果だけでなく評価に至る過程も含めて公表するよう各省庁に求めている。一方、自民、公明、保守の与党三党が同法案に盛り込むよう促していた公

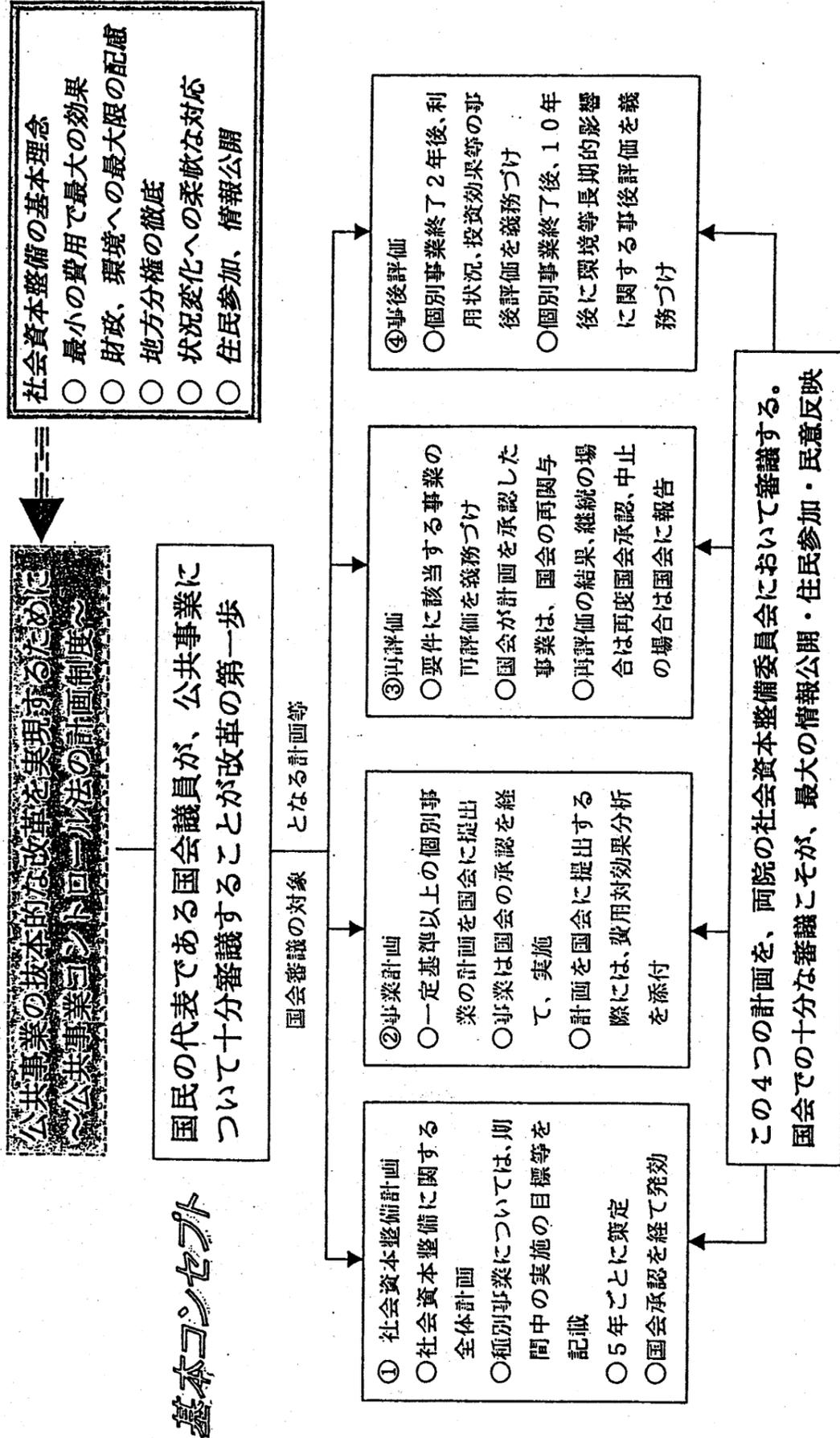
共事業を見直すための客観基準は「特定分野の政策を一般法で縛るのはなじまない」といった理由から除外方針だ。具体的な評価基準の設定は各省庁の裁量にゆだねており、国の行政を監視・評価する初めての試みが、実効性の乏しい制度になる可能性もある。
(2面に関係記事)
行政評価法案は、「一度動き出した政策は変えられない」といわれる役所の体質を改めるため、省庁再編を機にまとめ、来年の通常国会に提出する。
法案では、政策評価制度の導入の目的として「国民に対する行政の説明責任の徹底」を明確にし、対象機関として新しい一府十二省庁に加え、特殊法人なども挙げている。各機関に政策評価の実施状況を毎年国会に報告することを義務づけ

る。また、政策評価全般を所管する「総務省」の権限として、各省庁の政策を総合的に評価することも記し、総務省が他省庁の政策評価に關与できる法的根拠を明確にする。
一方、大半の省庁が政策評価への取り組みが遅れていることに配慮し、法案に

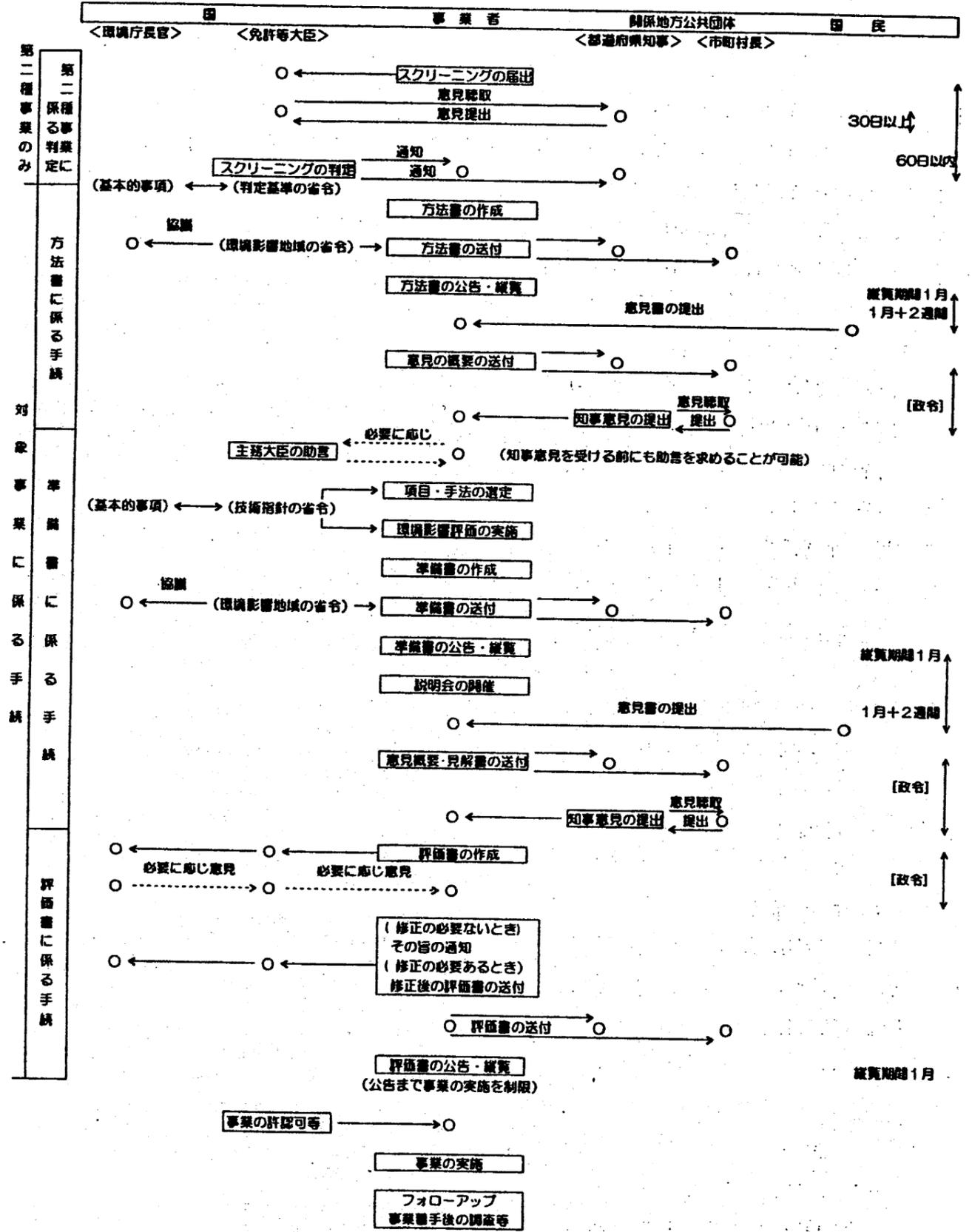
「行政評価法案」の骨子は政策評価を設けるための統一の客観基準は記さず、具体的な対象範囲についても言及しない方針だ。与党三党は「公共事業の評価システムを含めた法の制定を目指す」ことで合意し、「五年以上未着手の公共事業は原則中止とする」

は政策評価を設けるための統一の客観基準は記さず、具体的な対象範囲についても言及しない方針だ。と盛り込まれた。しかし、政府側はこれらの要望について「政策評価は試行段階なので法律での義務づけはなじまない」として、業務官庁の賛同を得られず、事業官庁の賛同を得られず、と難色を示している。

- 行政運営について国が国民に対する説明責任を徹底する
- 各行政機関等は年度ごとに業務の実施状況の報告書を作成し、国会に提出する
- 政策評価の結果だけでなく、評価の方法および基準についても、すみやかに公開する
- 総務省は各行政機関等の政策について、統一もしくは総合的な評価を実施する



環境影響評価法の手続の流れ



第3回土地収用制度調査研究会 議事概要

- 日時: 平成12年9月7日(木)14:00~16:20
- 場所: 中央官庁合同会議所
- 議事: 公共事業の課題と土地収用法制度見直しの基本的方向性
- 出席者: 法学界、環境、マスコミ等の分野の有識者16名
- 議事要旨:

この調査研究会では委員から前向きな意見が多く出されているが、実際の収用法の改正は手続きの簡素化と効率化を中心としたものになるであろう。

フリートーカーにおける意見の概要は以下のとおり

- 早期段階からの情報公開と住民参加という議論については、早期というよりもむしろ初期段階までさかのぼって、情報公開とか住民参加ということ認めることが望ましい。その場合、事業によって状況が千差万別なので、かえって微妙な混乱を招くという事態もあり得るので、事業認定の際にまた改めて問題が起きないよう、住民参加や情報公開の在り方を考えていく必要がある。また、事業認定における第三者機関の関与については、その第三者機関をかなり権威のあるもの、場合によっては準司法的な機関にすれば、微妙な混乱が尾を引かないのではないか。
- 事業認定における第三者機関の関与は、どのような場合に行うのか。異議を唱える意見書が出た場合なのか。非常に大事な事項については意見書が出なくてもやる必要があるのかないのか。ないとすれば、意見書が出たときだけどうして必要なのか。例えばごく軽易な事業で意見書が1通出てきたら、必ず第三者機関にかけるのか、あるいは大きな事業で、仮に第三者の利害なしに、国の利害というか、いろんな別の面での利害が大きい場合には認定庁だけで決定して、第三者機関にかける必要はないのか。その辺の整理をし、整合性のある説明が必要である。
- 事業認定における第三者機関について、異議があった場合にかませるというやり方では何をねらっているのかがいま1つはっきりしない。単なる第三者であるのか、何らかの専門家、専門的な見地からやるということなのか、その辺もはっきりしない。そもそも事業認定庁そのものの構造をどうするかということ考えるのが先である。外国の例を見ると、事業認定庁そのものが専門の第三者機関であるという例はないようだが、ただ少なくともフランスやドイツの場合は、事業認定のための調査の手続において職能分離がされている。これは日本の今の事業認定庁の、特に建設省の場合には運用上は厳重に分離されていると理解しているが、そのところを法律上明文で出てくれば、一般国民からしても、信頼の度合いが格段に違うのではないかと。
- 事業認定申請前の説明会の義務化についてであるが、日本の場合、それぞれの収用に入る以前の制度の中での住民参加や情報公開が今まで非常に不十分であり、法律制度の手続上も住民参加についてはごく概略の規定しかなく、具体的にどういうふうな手順でどういうふうに住民がきちんとそこに参加すべきかということについての規定がない。例えば、通常の行政でいうと、普通の場合は町内会・自治会とか、そういうところから声をかけるので非常に高齢の方ばかり出てくる。しかし、そこにはもっと若い人や子供を持った人たちとか、いろいろな人たちがいるので、そういう人たちの構成も反映したような形できちんと住民の参加がされないと、それは公正な参加とはいえない。都市計画法の改正により都市計画マスタープランをつくる際の住民の参加が法律上決められたところだが、自治体によっては単にアンケート調査をやって、住民の参加を得たと称しているところもあるという。したがって、住民参加そのものの内容が非常に重要になる。
- 公聴会という制度も、日本の場合には非常に形式的な運用になっている。本当に実質的な討議をそこでしっかりやって、内容を深めて、それによって計画、事業の当事者自身がさらにクリエイティブな結果に導いていこうという熱意があるというふうにはとても思えないのが実態である。そういうことの結果として、土地収用の制度にいろいろな問題が持ち込まれて、収用制度の中でそれがもう一度検討されざるを得ないような非常にゆがんだ状態になってしまうということは既に議論になっているが、そういう状態に対して、情報公開や住民参加の内容をもう少ししっかり考え、かつその中身に踏み込んだ形ではっきりさせていかなければいけない。非常に心配している事態は、情報公開や住民参加のところがしっかりしないままに、収用委員会裁決関係手続の簡素化というところに入ってしまうということになると、これは社会的にもかえって問題を起すかねない。
- 事業認定に第三者機関の関与については、個別の事業における住民参加や情報公開については、それぞれの事業法に定めるところによるということに基本的にはなっているので、土地収用法としては、事業についての異議の有無にかかわらず、関係する住民や関係者による実質的な参加が得られているかどうかについての審査を第三者機関がすると、そういうはっきりした役割を負わせるべきである。
- 事業認定の透明性の確保ということで、情報公開や住民参加などの措置をとることは非常に結構なことだと思うが、こういう時代なので、各個別法がそれぞれ施設の設定段階や計画の策定段階で、法律が新しくれば新しいほど、住民参加や情報公開に関する手続を踏むようになって来ていると思うが、今度、土地収用法の方にそういう手続を義務付けるということになると、他面では二重の手続になるという問題もあるのではないかと。
- 事業認定に際し、申出があった場合に公聴会の開催を義務付けるとすると、申出があれば無限定に開催ということになるが、各事業法により計画策定段階で情報公開や住民参加をやっているような例があるように、同じようなことが実施されているような場合に、もう一度土地収用手続の中で再度手続をやるということが必要なのか。

- 個別の法律に基づく住民参加や情報公開が、制度として不十分ながらあるものや、単に運用に任されているものもあるという、非常にばらばらな状況なので、少なくとも事業認定の段階では、それなりのしっかりした内容のものにしていくということによって、一応の水準が達成されるということが保障されるようにした上で事業認定がなされるという仕組みになっていないと、後々、非常に具合が悪い。別に二度、三度、同じ手続をやるということではなく、一定の水準を達成できるような仕組みが欲しい。もとより、事業認定という独自のその段階での問題も当然あるから、そういう意味での十分な住民参加や情報公開はぜひとも必要だと考える。
- 事業認定の実体的な基準の問題であるが、土地収用法の第20条に4つぐらい項目があって、あれだけが要するに明確な基準だと思うが、もう少し詳細化する必要があるのではないかと。例えば、環境問題も考慮するなんていうことは、土地収用法ができた当時にはそんなに考えられていなかったことで、日光太郎杉判決なんかあって、それから解釈で読み込まれるようになった。したがって、行政手続法が定めているような意味での内部基準ということ以前において、もう少し事業認定の基準を法令に詳細化できるのではないかと。
- 収用委員会審理における事業認定に関する事由の主張制限については、そもそも、現行法の解釈としても、当然主張できないのではないかと。判例は違法性の承継は広く認めているが、これは別物で、収用委員会で審理すべしということではない。実際上の必要性があるなら、必ずしも反対ではない。
- 今求められているのは、効率性である。また、次の時代には公平性ということがより求められるということだろうと思うので、素人の目から見て、今までいろいろ問題があったことを1つずつ解決する方向に向かっているのはいいことだと思う。
- 事業認定における情報公開や住民参加などがしっかりした内容になった上で初めて収用委員会の裁決に係る手続の合理化が社会的に受け入れられるということであるので、公益性の内容について、それなりにしっかりした内容のものにしておかないと、これは問題が発生するおおもとなるのではないかと。おそらく今、紛争真つ中にあるような当事者にとっては、片や事業を進める方はこれができれば万歳であるが、収用される方にとっては自分たちの武器が一旦失われるという恐ろしい事態であることは明らかであるので、そういう意味で社会的にはこの問題がいろいろ話題にされやすいため、公益性の基準については、法律の中で内容をできるだけクリアにしていくべきではないかと思う。
- 情報公開や住民参加という手続的なことが言われているが、環境ということと比較して地域社会の維持とか、あるいは地域社会の中で培われてきているいろんな意味での人間関係、あるいは地域社会の非常に微妙なバランスの、ある種生態的な関係と社会生態的な関係といってもいいようなものが、事業によって大きく破壊されることによる問題をどうカバーできるのか。特に非常に心配なのは、日本の都市計画の法律の中にはそういった地域社会の社会的な生態というか、コミュニティをいかに生かし、持続させるかということについて、これが非常に重要であるということが明確には出されていない。そういったことを含めて公益性の内容や基準をぜひクリアにしていく必要があると思う。
- 第1回研究会に、行政不服審査法にあるような代表者の選定制度を取り入れることができるのかどうか、それによってまた一坪運動等に対処できるのかどうかということ提案したが、今まで議論のあったとおり、一坪運動のような事態が起こらないようにすることが重要であることは当然としても、だからといって一坪運動が今後皆無になるとはどうも考えられない。その場合に、もちろんそういうものをなくすという努力は当然しなきゃいけないが、もしあった場合に総代制度のような対策がとれるのであれば、収用制度について大きな改善になるのではないかと。
- 収用委員会裁決関係の手続について、補償基準の法定化も可能であれば是非盛り込んで欲しい。また、土地・物件調査作成の簡素化、代表当事者制度の導入、補償金支払方法の簡素化は、是非実現すべきだ。これらは、大変な手間がかかるので、できる限り簡素化の方向で進めていくべき。
- 代表当事者の選定制度だが、救済を求めてくる人たちに対して1人でまとまってこいよというのは通りがいいんだけど、公共の側から何かぶつたろうというときに、あなたたちのものを取り除くけれども、1人だけしか相手にしないよというのはなかなか抵抗がある。これは必要ならそれもしようがないと思うが、所有者等の固定ということで代替できないか。こちらのほうがさらに大蛇なかもしれないが、理屈としては通りやすいと思う。
- 多数当事者に対する収用委員会裁決関係手続の簡素化というのは、一坪地主だけが対象ではない。相手方がわかっておいて、その人たちが協力を拒否しているわけではないとしても、関係者が多過ぎてどうしようもないという場合もある。もめるような案件ではなく、相手もある程度理解しておいて、ただ戸籍を見ると関係者が数百人いる。こういう事例がざらにある。したがって、こういう場面でも、簡素化した手続が求められている。
- 収用委員会の場での総代制のようなものは必要だと思うが、相手方が選定しなかった場合にはどうするかという問題は、克服できないのではないかと。審理がストップするだけの話で、まさか代わりに収用委員会が選定するわけにはいかないだろうし、選定しなかった場合の歯どめまではどうも立法的に無理ではないか。
- 補償金の支払いの合理化について、ITにより銀行がなくてもお金のやり取りが行われる時代に、一々現金を持っていくというのは、諸外国に比べて一層後れをとるだけであり、そんなばかばかしいことは今の実情に合うように改めるべきだ。
- 収用委員会裁決関係手続における多数当事者の問題について、実務的な観点からいけば、相手方から一切協力がいただけないという前提で物事を考えていくべきである。何とか説得をして協力をしてもらえれば、ということはないのであって、徹頭徹尾協力してもらえないという前提に立って、なおかつ法的効果が生まれるような仕組みにすべきだ。

係争中のダム工事を中止させる法的手段と土地収用法による事業認定の問題点

1. 事業認定取消訴訟で係争中のダム本体工事を執行停止させる法的手段

徳山ダムや苦田ダムでは、ダム水没予定地内の土地所有者に対して、土地収用法に基づく強制収用が行われようとしている。土地所有者は、「ダム建設に合理性・公益性がない」として土地収用法に基づく事業認定処分の取消を求める訴訟（被告：建設大臣）を起こしているが、ダム本体工事は停止されていない。数年のうちにはダム本体が完成し、ダム建設そのものの是非を問うことが困難になるのは必至である。これでは、何のための事業認定取消訴訟であるのかということになる。事業認定取消訴訟で係争中のダム本体工事を執行停止させる法的手段が必要である。

(1) 執行不停止の原則の是正

行政事件訴訟法では、執行不停止の原則がとられており、執行停止を実現する道はきわめて険しい。執行停止を申立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できず、また、その審理に長い期間を要するため、ダム工事即時中止の手段にはならない。また、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。

しかし、執行不停止の原則は、不可避的に申し立ての負担と申し立て却下の危険を被処分者に負わせることになるので、適正な法の運用により、この国民の負担と危険を最小限度にとどめるように運用する必要があるとされている。

また、第27条の「内閣総理大臣の異議」の規定は、裁判所の判断に行政権の介入を認めるもので、外国に例を見ないわが国独自の制度である。この規定については、合憲説と違憲説が鋭く対立している。

そして、執行停止の原則を採用している外国立法（西ドイツの1960年行政裁判法）もあり、執行不停止の原則を取るか、執行停止の原則を取るかは根本的には立法政策の問題である。

このように、現行の執行不停止の原則は根本的な問題を内包しているので、国会の場で立法政策のあり方として、その是正を求めていくことが必要である。

(2) 公共事業の公正な評価システムの確立

裁判所が執行停止の判断をすることが可能となるようにするためにも、公共事業の公正な評価システムの法的な整備を行うことが必要である。その法的な整備をはかって、その関門を通らない事業は執行停止の対象となりうると裁判所が判断せざるをえないような状況をつくる必要がある。

〔参考〕行政事件訴訟法

第二十五条（執行停止）

- ① 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。
- ② 処分の執行または手続の続行により生じる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。
- ③ 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

第二十七条（内閣総理大臣の異議）

- ① 第二十五条第二項の申立てがあった場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があった後においても、同様とする。
- ④ 第一項の異議があったときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

2. 土地収用法の事業認定の問題点

土地収用法の事業認定については次に述べるとおり、重要な問題点があるので、認定の公正さを確保するためにこれらの是正をはかる必要がある。

(1) 事業認定の申請の時期

土地収用法の実施官庁である建設省は、事業認定の申請の時期につき、事業計画の決定後速やかに申請すべきであるという立場をとり、通知、通牒、訓令を出しているが、実際には、起業者は、事業計画の決定の後、いわゆる任意交渉に全力を注ぎ、ほとんどの用地を取得し、最後にどうしても取得できぬ特定の土地についてのみ事業認定の申請を行うというのが一般的である。ダム起業者としての建設省も、建設省自らの訓令等を見做して認定申請を用地取得の最終段階の時期に行っている。

この場合、事業認定の対象となる土地は狭く特定されるだけでなく、事業着手後に申請されることも多いので、認定そのものの処分が現実には拘束されることになり、事業認定の公正を疑わせることになる。

(2) 事業認定の手続きについて

事業認定の手続きについては、土地収用法第二二条、第二三条により（必要があると認めるときは）専門的学識および経験を有するものの意見を聴取し、一般の意見を求めるための公聴会を開催しなければならないと定められている。しかし、実際にはこれらの意見

聴取や公聴会の開催は現行の土地収用法制定以来一度も行われたことはなく、また、これらのことをしなかった事業の認定も違法ではないとした判例もあり、全く空文化している。

また、第二五条による利害関係人の意見書に関しても、提出した意見書に対する起業者の見解を知ることができず、意見書は出しっぱなしである。

少なくとも、学識経験者の意見聴取、公聴会の開催を義務化し、同時に意見書に対する起業者の見解を公開することが必要である。

(3) 事業認定機関について

直轄ダムの場合は、事業計画者、起業者、事業認定申請者、事業認定権者がいずれも建設大臣である。この建設大臣が事業認定を行い、それによって、公共性を獲得したが故に、個人の財産を強制的に取得する根拠が確立したというのは、到底、理解しがたいことである。事業認定は別の機関で行うようにすべきである。

事業認定機関は第三者的な行政委員会であるべきだという見解は、1961年の「公共用地の取得に関する特別措置法」の制定に際し、この法律の立案に参画した学者（田中二郎、我妻栄、加藤一郎）により提起されたが、建設省の反対で実現しなかった経緯がある。

土地収用法

(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

第 22 条

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴会)

第 23 条

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

2

前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3

公聴会の手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第 24 条

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第 20 条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に係る部分の写を送付しなければならない。

2

市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から 2 週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(利害関係人の意見書の提出)

第 25 条

前条第 2 項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

ダム中止後の生活再建措置

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむえをえず同意したところが少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に対して強い拒絶反応を示すことがある。

ダム反対運動が地元の人々と対立するようでは、その運動の行く末は決して明るいものではない。この状況を打開し、地元の人々とともにダム建設を中止に追い込むためには、ダム建設の中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

1. 政府、担当官庁の見解

(1) 質問主意書

政府はダム総点検及び公共事業再評価システムによって、一部のダム事業の中止・休止を決定してきているから、政府においても、ダムを中止した時の生活再建事業の措置を検討しておかなければならないはずである。そこで、この問題に関して政府の考えを知るため、佐藤謙一郎衆議院議員が1999年2月と3月に質問主意書を政府に提出した。

これに対する政府答弁書の内容は、今まで中止又は休止の措置をとったダム事業の中には、(付替道路以外のこと)生活再建事業の継続が問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、「現時点では検討していない。」というものであった。

ダム総点検及び再評価では、事業が或る程度進行しているダム事業も見直しの対象になっているにもかかわらず、その検討を全く行っていないという答弁は、政府の無責任さを示すものである。

ただし、今回の答弁書では、唯一の事例として、休止となった宮城県新月ダムの付替道路の建設を、ダム事業から道路事業へ変更して継続した例が示された。この例から類推すると、生活再建事業の多くは、ダム建設が中止になっても、事業替えによって、継続することが可能であると考えられる。ただし、ダム事業であることによる国庫補助等の優遇措置も継続されたのかどうかは不明である。

(2) 中止ダムの地元から出された要望の法制度的な可能性を検討するための省庁ヒアリング

公共事業をチェックする議員の会がこの問題について建設省・国土庁の担当者のヒアリングを行った。このヒアリングに水源連の事務局も同席した。

[ダム中止後の生活再建措置についての省庁ヒアリング 2000年10月12日]

建設省河川局開発課 岩田課長補佐、国土庁水資源部水源地域対策課 金澤課長補佐
竹村泰子議員、佐藤謙一郎議員、大淵絹子議員、東秘書

i. 30年間にわたる精神的苦痛・経済的負担に対する補償について

建設省：公共用地の取得に伴う補償基準要綱は、物権に対する補償であることが明記されており、精神的なことに対する補償はない。このようにダムの水没補償にはない、精神的なことへの補償をダム中止後に求めることは困難である。

また、物権に対する補償の継続も、ダム中止後は補償金を払う対象がなくなるから、困難である。

今まで17のダムを中止したが、地元からの話はあまりきていない。

議員他：ダムを中止したからこそ、精神的なことに対する補償が必要なのだ。

国の方針の転換で地元の人達が苦境に陥っているのであるから、精神的な損失への補償は当然必要である。

しかし、担当者と言ってもはじまらないので、国会で質問して政府の意思を示させる必要がある。

建設省：このような問題は省内で議論されたことがないので、担当部局もはっきりしない。ダムだけの問題ではないから、開発課の仕事とは言えない。公共用地の取得の関連ならば、建設経済局の総務課か調整課になるが。

議員他：次回までに省内で議論して、次回は担当部局の責任者と一緒にきてほしい。

ii. 生活基盤等の整備事業について

国土庁：水源地域対策特別措置法はダム建設を促進するためのものであるから、この制度をダム中止後に使うことはできない。

したがって、この法律による補助率の嵩上げを継続するのは無理である。

また、ダム中止後にユーザーの負担がゼロになるのは当然であって、それをもし負担させれば、ユーザーである下流都市住民が納得しないのであろう。ただし、水特法の指定ダムの中でユーザーの負担がついているのは半分である。

水源地域対策課は、撤退の制度については所管していない。地域振興のことなら、所管は地域振興局かもしれない。

水特法は努力規定であって、水特法の指定になったからといって、優先的に各事業の予算がつくわけではない。また、補助率高上げのある9条ダムは少ない。水特法の計画ではつくることになっていても、実際にはつくらない施設もある。

(〔注〕要するに、水特法の計画は絵に書いた餅ということである。)

ダム中止後も事業を継続するならば、事業者(県)が事業の必要性、費用便益

を明確にして行えばよい。

議員他：それでは、一般に事業を進めるのと同じである。ダム中止後に生活基盤整備を行うことの必要性を理解していない。

国土庁：過疎地域活性化特別措置法のように、ダム予定地を条件不利性地域として生活基盤整備を進める手もあるが、それには法整備が必要である。

しかし、もっと根本的に、金を出すことよりも、どうしたら地元の人が幸せになるかを考えるべきではないか。このことは、施設をつくるだけの水特法自体の問題でもある。

議員他：ダム中止後のことについてどのような手段があるかを省庁内で議論するようにしてほしい。

2. 中止ダムの水没予定地の動き

中止ダムの中で水没予定地の人家が多く、中止後の生活再建措置が問題になる事例が出てきている。水源連が知る範囲で2000年8月時点で該当する事例は次の3カ所であるが、その後の与党の中止勧告によって該当する事例が増えてくるものと予想される（例えば、大分県の猪牟田ダム（直轄））。

- i. 茨城県の緒川ダム（美和村、緒川村）（補助ダム）
- ii. 大分県の矢田ダム（大野町）（直轄ダム）
- iii. 鳥取県の中部ダム（三朝町）（補助ダム）

それぞれの地元から生活再建の要望が出されてきている。美和村が茨城県に、大野町が大分県にそれぞれ出した要望書は別記1、2のとおりである。

上記の中でこの問題に熱心に取り組んでいるのは鳥取県である。

鳥取県は県庁内に旧中部ダム予定地域振興課（専任5名、兼任5名）を設置した。そこが事務局となる旧中部ダム予定地域振興協議会が地元の再生案づくりを進めることになっている。現在、地域振興課の職員が地元の要望を聴取している。

鳥取県の取り組みは、この問題についての重要な事例になるはずであり、その動きを注視していきたい。

同時に、水源連としても、地元の要望の各事項について①現行法の運用でどこまで可能か、②現行法で対応困難な事項についてはどのような立法が必要かを検討していくことにしたい。それは、中止ダムの地元に対して大きな支援になるはずであり、そこから生活再建措置問題の答を得ることができる。

3. これから行うべきこと

① 建設省、国土庁等がこの問題を真剣に検討するようにしていく。

ア. 国会で議員が質問し、この問題についての大臣答弁を引き出す。

- イ. 1(2)の省庁ヒアリングを続けて、この問題の重要性を担当者に認識させていく。
- ② 中止ダムの地元の動きを把握する。特に、生活再建に熱心に取り組んでいる鳥取県が重要である。
- ③ 中止ダムの地元で進めるべき生活再建措置の内容とその実現の方策を検討する。単に施設を整備することではなく、どうすれば、本当の生活再建ができるかを考え、その上でそれを実現する法制度的な方策を検討していく。必要な生活再建措置は次の3点に整理される。
 - ア. 地元住民が受けた精神的経済的損失に対する補償（慰謝料のようなもの）
 - イ. 生活再建を進めるための支援措置（資金貸付、地場産業の育成、職業訓練等）
 - ウ. 生活基盤の整備事業（道路等）
 （ただし、水特法の計画は地元には幻想を抱かせるための手段であり、それを踏襲すべきではない。）

毎日新聞

平成12年8月2日(水)

地域振興課が発足

中部ダム事業中止対策

鳥取県

事業中止が正式に決まった中部ダム（三朝町）の水没予定地域の振興策を検討する「旧中部ダム予定地域振興課」が1日発足した。片山善博知事は課員たちに「現地の意見をよく聞いて、どうやれば、安心して暮らせる豊かで住みやすいところになるか検討してください」と指示した。

中部ダム事業は25年以上にわたって宙に浮いた状態になってきたため、水没予定地域への公共投資が最低限に抑えられていた。このため、地域の基盤整備が大幅に遅れていたことから、

事業中止に伴い大規模な「地域再生計画」を県と三朝町が共同で作成することになった。

同課は、県と三朝町が合同で作る「旧中部ダム予定地域振興協議会」の事務局も兼ね、三朝町職員も1人出向。この日は、協議会職員としての辞令を片山知事が課員たちに手渡した後、「私も必要に応じて現地にいきたい」などと述べた。

【田中 成之】

平成12年3月23日

茨城県知事 橋本 昌 殿

美和村長 大 瀧 典 夫

緒川ダム関連地域の振興策の要望について

緒川ダム建設事業の休止に伴うダム関連地域の生活基盤整備について検討委員会を設置し、振興策を審議されていることに対し深く敬意を表します。

さて、昭和42年に突如として県から緒川ダム建設計画が発表され、地元地権者は生活再建の不安と先祖伝来の土地の継承責任においてダム建設反対を唱えてきました。その後、起業者である県は、再三再四にわたりダム建設要請を行ったので、地元地権者も理解を示し、ダム建設事業に着手しました。その後、用地測量や家屋補償調査が実施され、地権者及び村、議会としても全面的に協力してきたところです。

平成11年8月5日、県は再評価委員会の意見を尊重して、ダム事業の中止を前提とした休止とする方針を決定されました。「緒川ダムは必要、ダムは必ずつく。」と地元地権者を説得し、平成9年度においても家屋補償調査を実施したことは何であったのか。ダム建設発表以来、今日までの永きにわたり地権者及び村は翻弄され、ダム関連地区の公共事業は制約を受け、基盤整備もされない昔のままの状態であり、このような地権者の心痛を察するに余りあるものがあります。

地元地権者が32年間に及ぶ苦渋の毎日を送ってきた心情をご理解のうえ、一日も早く関連地域の振興策を着手されるよう強く要望いたします。

要 望 事 項(案)

制度創設事項

- ・ 慰謝料を支払ってほしい。(32年間にわたる苦渋の日々に
対する精神的慰謝料)
- ・ 特別振興資金の創設。(総額でいくら確保できるのか)
- ・ 緒川ダム関連地域振興を担当する新たな課(係)の設置と専任職員の配置をしてほしい。
- ・ 住宅改善のための助成措置と貸付制度、及び利子補給制度の創設。
- ・ 緒川ダム事業による村の超過負担分を精算して支払ってほしい。
- ・ 丹下馬瀬口地区及び下河原地区の流失した地権者所有の土地を買収してほしい。

※ これらの制度創設にあたっては、ダム建設事業に起因した遅れをとりもどすため必要不可欠な重要事項であるので是非とも創設をされたい。

振興対策事業

優先順位第1

- ・ 県道の整備 (常陸太田烏山線、下檜沢上小瀬線、
表郷から大宮町方面への新規道路の開設)
- ・ 河川の整備
- ・ 片根堰の整備 (用水路の整備を含めた)
- ・ 集会施設の整備 (野沢、表郷、下郷の3施設)
- ・ 村道野沢線の早期改良 (県の直轄事業として実施すること。)
- ・ 村道高部元沢線の早期改良 (県の直轄事業として実施すること。)
- ・ 村道笹山線の早期改良 (県の直轄事業として実施すること。)
- ・ 村道矢の沢線の早期改良 (県の直轄事業として実施すること。)
- ・ 美和温泉ささの湯を県営の施設 (※県との確約事項である。)として
拡張整備 (野外活動施設整備を含む)
- ・ 馬瀬口橋から仲檜沢に抜ける道路を幅員6mに改良整備

優先順位第2

- ・ 下水道の整備
- ・ 県営による住宅建設および宅地分譲の実施
- ・ 県が主体で工場誘致を図る

優先順位第3

- ・ 図書館の建設
- ・ 歴史民俗資料館の建設
- ・ 県営の老人ホームの建設
- ・ 雷神山の観光開発 (自然公園)
- ・ 遊休農地を活用した圃場整備を含めた観光農園の開発

※ 上記、優先順位第1、第2、第3の事項について、全事業費県が全額負担とする。

要 望 書

29

矢田ダム対策にかかる大野町の振興について

大野町

1. 要 旨

矢田ダム対策にかかる地域振興の具体的措置について

2. 理 由

昭和44年に提起された矢田ダム建設計画は、既に30年が経過しています。この間、町においては行政の推進に混乱が生ずるとともに、関係地域の振興は全く取り残されることとなり、地域住民の間には強い生活不安と人間不信が生まれ、若者は次々と町を離れ、少子・高齢・過疎化に一層拍車がかかるなど、町政発展に大きな影を落としています。

これまで、私たちは「矢田ダム休止」の発表以後、大きく立ち遅れてしまった社会資本の整備と長期にわたる生活不安の代償について、早急にその対策が具体的に講じられるよう関係機関に対し、強く要請を行ってきたところです。

矢田ダム建設計画中止の方向が示された現在、人々の等しく切実な願いである「真に安心して暮らせる生活環境」と「活気に満ちた豊かなふるさと」を実現するため、早急にその対策が講じられることを強く望んでいるものです。

どうか地域の実情についてご理解を賜るとともに、地域振興対策の具体的措置について、次のとおり要望申し上げます。次第であります。

記

1. 遅れた地域振興の早期実現まで、その指導と対策にかかる窓口を存続されること
2. ダム中止に伴う諸問題並びに要望事項について具体的な解決を図るため、財政支援措置が講じられる新たな法制定をされること
3. 30年間にわたる精神的苦痛と経済的負担の実態について認識いただき、早急に地域振興を計られること

30

平成12年 3月30日

大分県大野郡大野町大字田中81番地
大野町矢田ダム対策委員会

委員長 大野町長 三浦 寛 喜

副委員長 大野町議会議長 後藤 欣明

矢田ダム対策にかかる 具体的要望事項

- ①矢田ダム対策にかかる基本的要望事項
- ②矢田ダム関連地域の要望事業
- ③大野町まちづくり関連要望事業

大野町

①矢田ダム対策にかかると基本的 要望事項

1. 窓口の存続
 - ダム関係地域及び大野町の振興実現まで、関連河川の整備をはじめ各種要望事項ならびに諸問題の解決を図るため、建設省及び大分県においては窓口を明確に存続すること。
2. 地域振興にかかると実施事業の地元負担金の減免
 - 要望事業の実施に伴う大野町及び地元関係者の負担金について、免除または軽減すること。
3. 大野町がこれまで矢田ダム対策に要した一般財源の補償
 - 30年間に亘って大野町が矢田ダム対策に関して費用負担した2億円については、建設省・大分県において補償すること。
4. 地元住民及び組織に対する補償
 - 地元住民の30年間に亘る精神的苦痛及び経済的負担に対し、その補償を行うこと。
 - ダム対策にかかると地元組織の30年間に亘る活動負担金に対し、その補償を行うこと。
 - ダム問題が原因で地域を離れた関係者が、再び故郷に帰り生活を希望する場合、環境整備に伴う費用について補償を行うこと。
5. 定住促進対策への支援
 - 地域活性化促進のため、企業の誘致斡旋と財政支援を行うこと。
(県中央空港を活用した航空教育機関や定住促進につながる優良企業の誘致)

②矢田ダム関連地域の要望事業

交通基盤の整備

- 県道
- 緒方大野線 総延長 7.8km 改良済み 4.6km 未改良 3.2km
 - 三重野津原線 総延長 14.6km 改良済み 9.7km 未改良 4.9km
- 町道
- 牛首線 総延長 4.7km 改良済み 0.9km 未改良 3.8km
 - 桑迫津留線 総延長 1.4km 改良済み 1.0km 未改良 0.4km
 - 郡山矢田線 総延長 3.0km 改良済み 1.3km 未改良 1.7km
 - 両家線 総延長 0.6km 改良済み 0km 未改良 0.6km
 - 田村線 総延長 0.8km 改良済み 0km 未改良 0.8km
 - 田村支線 総延長 0.2km 改良済み 0km 未改良 0.2km
 - 矢射渡線 総延長 3.0km 改良済み 1.3km 未改良 1.7km
 - 横井線 総延長 1.0km 改良済み 0km 未改良 1.0km
 - 中原駒方線(新) 総延長 2.0km 新設 2.0km

生産基盤の整備

- 農道
- 広域農道(大野川中流) 総延長 9.2km 改良済み 5.5km 未改良 3.7km
 - 夏足朝地支線(〃) 総延長 2.1km 改良済み 0km 未改良 2.1km
 - 関連地域主要農道の整備
- 林道
- 関連地域主要林道の整備
- 圃場整備
- 大馬・小原地区
 - 岩崎・・・ 400アール
 - 横井・・・ 1,350アール
 - 田村・・・ 360アール
- 2,110アール

両家地区	
○上谷・小矢田地区	330アール
矢田地区	
○前田	200アール
郡山地区	
○尾迫	320アール
○寺畑川周辺	560アール
	880アール
田代川周辺	640アール

計 4,160アール

- 農業用施設
- ライスセンターの設置及び農業共同化組織への支援
 - 森林資源の保全
 - 森林作業道の整備と除間伐事業への支援

関連河川の整備

- (平井川・田代川・寺畑川・酒井寺川・向原川)に堆積している土砂の除去
- 災害の対策と早期復旧
- 環境に配慮した河川の全面改修
- 関連河川に設置されている農業用施設(水路・取水堰堤)の保全と改修

生活環境基盤の整備

- 水道施設整備
- 関連地域(両家・津留・原・岩上・矢田・郡山・中原・駒方・田代)297世帯及び公共施設(学校・農協・地区集会施設)の水道整備
 - 下水処理施設整備
 - 関連地域(297世帯及び公共施設の下水処理福祉施設)

地域文化の振興

- 関連地域に有する文化施設整備及び芸能の保存と継承への支援

交流拠点の整備

- 地域コミュニケーション施設の設置
- ちんだの滝の観光促進と周辺整備
(景観修景・観光施設・文化交流館・物産販売・レストラン・公園取り付け道)

③大野町まちづくり関連要望事業

交通基盤の整備

- 中九州横断道路(犬飼・大野区間)
 - 総延長 13.0km 実施済み 0km 要実施事業 13.0km
- 県道三重野津原線(田中地区バイパス)
 - 総延長 1.7km 実施済み 0km 要実施事業 1.7km
- 県道大分大野線(大野区間)
 - 総延長 11.4km 実施済み 7.7km 要実施事業 3.7km
- 町道まちづくり関連道(田中地区バイパス周辺整備事業)
 - 総延長 0.7km 実施済み 0km 要実施事業 0.7km

生活環境基盤の整備

交流拠点施設の整備(道の駅(後継施設))

河川整備基本方針と河川整備計画に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針で

- ・治水計画において必要なダム(群)の規模
- ・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量 が決定され、

河川整備計画で

- ・具体的なダム建設計画 が決定される。

1. 河川整備基本方針の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、建設省各地方建設局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、基本方針が策定された河川は1級河川で6水系、2級河川で20水系である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

現時点(2000年11月17日)で基本方針が策定された河川は、次のとおりである。

1級河川(6水系)

- 留萌川(北海道)
- 沙流川(北海道)
- 最上川(山形県)
- 豊川(愛知県)
- 由良川(京都府・兵庫県)
- 大野川(大分・熊本・宮崎県)

2級河川(20水系)

- | | |
|-----------|-------------|
| 庶路川(北海道) | 新湊川(兵庫県) |
| 気仙川(岩手県) | 浜田川(島根県) |
| 伊里前川(宮城県) | 美田川(島根県) |
| 木戸川(福島県) | 別当川(香川県) |
| 国府川(新潟県) | 湊川(香川県) |
| 前川(新潟県) | 山手川(長崎県) |
| 興津川(静岡県) | 玉島川(佐賀県) |
| 瀬戸川(静岡県) | 志佐川(佐賀・長崎県) |
| 大手川(京都府) | 上津浦川(熊本県) |
| 切目川(和歌山県) | 路木川(熊本県) |

1級河川については現在、河川審議会計画部会の小委員会での4水系の審議が行われている。

- | | |
|---------------|----------|
| 多摩川(東京都・神奈川県) | 本明川(長崎県) |
| 狩野川(静岡県) | 白川(熊本県) |

小委員会の委員名簿は次のとおりである。

河川整備基本方針検討小委員会構成委員

(審議対象水系:多摩川、狩野川、本明川及び白川)

氏名	役職
(計画部会から参加いただく委員)	
近藤 徹	水資源開発公団総裁
高橋 裕	芝浦工大客員教授
松原青美	(財)民都機構理事長
伊藤和明	文教大学教授
綾日出教	武蔵工大工学部教授
小澤普照	(財)林政総合調査研究所理事長
杉戸大作	(社)日本水道工業団体連専務理事
森実孝郎	東京穀物商品取引所理事長

(環境、都市計画、水循環等の専門家として新たに参加いただく委員)	
谷田一三	大阪府立大総合科学部教授
小野勇一	九大名誉教授
岸井隆幸	日大理工土木教授
楠田哲也	九大都市環境システム工学教授
(審議対象河川の存する地方ブロック代表として参加いただく委員)	
虫明巧臣	東大生産研教授
宮村 忠	関東学院大工教授
辻本哲郎	名大工教授
小松利光	九大建設都市工学教授
(審議対象の河川の代表として参加いただく委員)	
大場啓二	世田谷区長
土 隆一	静岡大学名誉教授
伊藤秀三	長崎大学名誉教授
光岡 明	作家、元熊本日々論説副委員長

2. 河川整備基本方針の内容

1級河川6水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量、計画高水流量、河川維持流量がそのまま踏襲されている。

従来の基本高水流量は雨量確率方式で求めたものである。今回はそれを流量確率評価と既往最大洪水流量でチェックを行っているが(2級河川はこのチェックを行っていない)、基本高水流量の変更を求めるものになっていない。変更にならないように、いろいろの工夫がされている。

工事実施基本計画が策定されてから、20~30年経過し、雨量流量データが随分と蓄積されたのであるから、雨量確率方式の計算もあらためて行うべきなのだが、その再計算もされていない。

工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性が盛り込まれている。

(注)雨量確率方式:まず、〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去の洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を求める。

流量確率方式:流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

基本方針に記載されている「6水系における基本高水流量とそのチェックの状況」は次のとおりである。

- (1)沙流川(北海道) 1/100 基準地点:平取
工事実施基本計画の5400 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (計算流量データを使用)

一般化極値分布	5 1 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	6 0 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	4 8 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (クォンタイル法)	4 8 0 0 m ³ /秒

既往洪水流量 1962年8月 3470 m³/秒
 (前期降雨で流出しやすい状態を想定すると、4100 m³/秒)
 1992年8月 3310 m³/秒
 (前期降雨で流出しやすい状態を想定すると、5700 m³/秒)

(2)留萌川 (北海道) 1/100 基準地点: 大和田
 工事実施基本計画の1300 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (計算流量データを使用)

一般化極値分布	1 2 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	1 6 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	1 0 0 0 m ³ /秒

既往最大流量 1988年8月 1220 m³/秒

(3)最上川 (山形県) 1/150 基準地点: 両羽橋
 工事実施基本計画の9000 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (実績流量データを使用)

一般化極値分布	7 8 0 0 m ³ /秒
グンベル分布	8 9 0 0 m ³ /秒
指数分布	1 0 3 0 0 m ³ /秒
平方根指数型最大値分布	1 2 1 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	8 2 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	8 4 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (石原・高瀬法)	8 1 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (クォンタイル法)	8 8 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (積率法)	8 1 0 0 m ³ /秒

既往最大流量 1969年8月 7800 m³/秒
 (流域が湿潤状態になっている場合を想定すると、9200 m³/秒)

(4)豊川 (愛知県) 1/150 基準地点: 石田
 工事実施基本計画の7100 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (計算流量データを使用)

一般化極値分布	6 0 0 0 m ³ /秒
グンベル分布	5 8 0 0 m ³ /秒
指数分布	6 8 0 0 m ³ /秒
平方根指数型最大値分布	7 1 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	6 5 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	6 5 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (クォンタイル法)	6 4 0 0 m ³ /秒
2母数対数正規分布 (L積率法)	7 2 0 0 m ³ /秒

2母数対数正規分布 (積率法) 6900 m³/秒

既往最大流量 1904年7月 6000 m³/秒 (推定値)
 (流域が湿潤状態になっている場合を想定すると、7500 m³/秒)

(5)由良川 (京都府・兵庫県) 1/100 基準地点: 福知山
 工事実施基本計画の6500 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (計算流量データを使用)

一般化極値分布	7 3 0 0 m ³ /秒
グンベル分布	5 9 0 0 m ³ /秒
指数分布	6 9 0 0 m ³ /秒
平方根指数型最大値分布	6 7 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	7 9 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	7 9 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (クォンタイル法)	8 0 0 0 m ³ /秒
2母数対数正規分布法 (L積率法)	7 9 0 0 m ³ /秒
2母数対数正規分布法 (積率法)	7 5 0 0 m ³ /秒

既往最大流量 1953年7月 6500 m³/秒
 (流出モデルによる計算流量)

(6)大野川 (大分・熊本・宮崎県) 1/100 基準地点: 白滝橋
 工事実施基本計画の11000 m³/秒をそのまま使用

流量確率評価 (実績流量データを使用)

一般化極値分布	1 1 7 0 0 m ³ /秒
グンベル分布	1 0 1 0 0 m ³ /秒
指数分布	1 1 8 0 0 m ³ /秒
平方根指数型最大値分布	1 1 8 0 0 m ³ /秒
対数ピアソンⅢ型分布	1 3 2 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (岩井法)	1 3 6 0 0 m ³ /秒
対数正規分布 (クォンタイル法)	1 3 2 0 0 m ³ /秒
2母数対数正規分布法 (L積率法)	1 4 2 0 0 m ³ /秒
2母数対数正規分布法 (積率法)	1 3 5 0 0 m ³ /秒

既往最大流量 1993年9月 9400 m³/秒
 (流域が湿潤状態になっている場合を想定すると、11900 m³/秒)

3. 河川整備基本方針の策定への対応

河川整備基本方針によって各水系におけるダム建設の必要性がきまってしまう。住民が意見を述べるができるのは、河川整備計画案の段階であるから、基本方針決定後に提示される計画案の提示を待っているのは、手遅れになってしまう。

そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局、都道府県に対して、公開質問書を提出して問題提起を行い、議論の場の設定を求めていく必要がある。また、1級河川については上記の河川審議会小委員会のメンバーに質問書を出すことも検討すべきである。

政府等によるダム見直しの経過

1. ダム等審議委員会

現在審議中のダム審議委員会はなく、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木県等）、小川原総合開発事業（青森県）は審議中断となっている。その他の11事業のダム等審議委員会は終了している。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は今年度末に再開され、第二貯水池建設事業の審議が再び行われる動きがある。

〔ダム等事業審議委員会〕

事業名	現在の状況	答申の内容
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続 利水は代替案を検討
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業 （栃木等）	中間答申	2～3年、事業を中断して、再検討
宇奈月ダム（青森）	最終答申	事業推進
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業休止
徳山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不相当
苦田ダム（岡山）	最終答申	事業推進
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進
紀伊丹生川ダム（和歌山）	最終答申	事業推進

2. 公共事業再評価システム

平成10年度から翌年度予算に向けて公共事業再評価システムの中でダム事業の再評価が行われるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- ① 予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ② 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
- ③ 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

事業評価監視委員会による評価を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずかに、二回の会議で審議するもので、事務局（地方建設局と都道府県）の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

〔平成11年度に実施した再評価の結果〕（平成12年 3月24日発表）

中止事業

	事業名	理由
河川事業	千歳川放水路事業（北海道・直轄）	周辺環境への影響等を考慮し、放水路に変わる治水対策の検討を行うため

休止事業

	事業名	理由
ダム事業（補助）	長木ダム（秋田県）	経済的に有利な治水代替案の可能性について検討を行うため 利水者の意向が変化し、今後の治水対策の多角的な検討が必要なため 明日香村の風土・景観を保全する観点から今後の治水対策の多角的な検討が必要なため 利水者の不参加の意向が決定し、経済的に有利である治水代替案の可能性について検討を行うため
	緒川ダム（茨城県）	
	飛鳥ダム（奈良県）	
	轟ダム（長崎県）	

（この他に北松野生活貯水池（静岡県）と丹南生活貯水池（兵庫県）が休止）

〔平成12年度の再評価〕

8月末の13年度概算要求までに行う再評価の結果は、与党の中止勧告があったので、まだ整理されていないとのことである。

3. ダム総点検

平成9年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として行政内部による評価が行われるようになった。平成11年度からは再評価システムに組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、上記2. の①、②、③の条件に該当しなくても、④の社会情勢の変化があるものとして再評価システムにかけることになった。したがって、総点検だけの結果は11年度から発表されなくなった。

4. 与党三党の中止勧告

平成12年 8月28日に自民・公明・保守党は政府に 233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではない。勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整がされたと考えられる。

- ①採択後5年以上経過して未着工の事業
- ②完成予定から20年経過して未完成の事業
- ③政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- ④実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

建設省は、9月1日に勧告対象の事業名を公表した。建設大臣はこの勧告を尊重することを表明したので、それを受けて各事業者（各地方建設局と都道府県）がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行っている。

このほか①予算の固定化した事業別シエラを見直し、IIT（情報技術）関連、環境対策、少子高齢化対策、都市基盤整備に重点配分する②地方補助事業の

公共事業の見直しに取り組んでいる自民、公明、保守三党の政策責任者は二十五日、国会内で会談し、政府に勧告する見直し案に基

めた四基盤に従って政府に中止を求める事業は、中海干拓本庄工区（島根県）など最終的に二百前後にのぼる見直し案。

三党の政策責任者は二十八日、森喜朗首相に申し入れた後、第一陣として二十事業程度の具体名を公表する方針だ。

見直しを一過性に終わらせないためのシステム整備も盛り込んだ。①政府が来年の通常国会に提出する予定の行政評価法案（仮称）に、公共事業見直しに関する

公共事業

見直し案 20程度まず公表へ

中止勧告は200前後に

〔与党三党から中止を勧告されたダム事業（建設省の公表分） 2000年 9月〕
〔生活貯水池（貯水容量 100万㎡未満）を除く〕
●直轄ダム ○補助ダム

(1)ダム総点検、公共事業再評価によってすでに措置がとられている事業

	ダム総点検・再評価の措置	事業評価監視委員会の意見 (新聞報道で明らかになったもの)
○松倉ダム（北海道）	休止	中止（治水は検討）
○長木ダム（秋田）	休止	中止
○北本内ダム（岩手）	休止	中止
○新月ダム（宮城）	休止	中止（利水は検討）
○緒川ダム（茨城）	休止	中止
○小森川ダム（埼玉）	休止	中止
●江戸川総合開発（東京）	休止	中止
●片貝川ダム（富山）	休止	中止
●矢作川河口堰（愛知）	休止	中止
○飛鳥ダム（奈良）	休止	中止
●細川内ダム（徳島）	一時中止	中止
○轟ダム（長崎）	休止	中止
●矢田ダム（大分）	休止	中止
○白水ダム（沖縄）	休止	中止

(2)新たに対象になった事業

	該当する基準	事業評価監視委員会の意見 (新聞報道で明らかになったもの)
○久慈川ダム（福島）	④	中止
●川古ダム（群馬）	①	中止
●平川ダム（群馬）	①	中止
●思川開発の大谷川分水分（栃木）	①	一旦休止（いずれ中止?）
○大野ダム（埼玉）	①	中止
●荒川第二調節池総合開発（埼玉）	④	中止
●印旛沼総合開発（千葉）	④	中止
○追原ダム（千葉）	①	委員会再度審議
○芦川ダム（山梨）	④	中止
●清津川ダム（新潟）	④	中止
○羽茂川ダム（新潟）	④	調査継続→知事判断で中止
●木曾川導水（愛知）	①	中止
○大仏ダム（長野）	④	継続?
○関川ダム（広島）	④	中止
○木屋川ダム（山口）	④	中止
○多治川ダム（香川）	④	中止
○山鳥坂ダム（愛媛）	①	中止
○寒田ダム（福岡）	④	中止
●猪牟田ダム（大分）	④	中止
●高遊原地下浸透ダム（熊本）	④	中止

平成12年度のダム関係予算(建設省)

(単位:百万円)

区分	直轄	補助	計	備考
治水	959,392	963,797	1,923,189	
河川	522,870	540,150	1,063,020	
ダム	328,690	168,283	496,973	
砂防	107,832	255,364	363,196	
海岸	12,931	45,074	58,005	
急傾斜地等	-	102,428	102,428	
特定治水	-	77,492	77,492	
住宅関連	-	32,300	32,300	
下水関連	-	45,192	45,192	
合計	972,323	1,188,791	2,161,114	

- (注) 1. ダム事業の直轄には、利水者負担金を含む。
 2. 治水事業及び急傾斜地等事業の補助には、道路関係社会資本分を含む。
 3. ダム事業には、他に水資源開発公団交付金 54,132百万円がある。
 4. 他に、災害復旧関係事業として、直轄 8,688百万円、補助 10,363百万円(国費ベース)がある。
 5. 配分額は、国土交通省分 21,349百万円を除いた額である。

ダム事業ダム別内訳

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在県名	12年度事業費	備考	河川名・ダム名	所在県名	12年度事業費	備考
多目的ダム建設事業			事業費(利水費を含む。)	子吉川島湖ダム	秋田	226	実施計画調査(継続)
紀の川大滝ダム	奈良	24,893	建設工事(継続)	矢作川上矢作ダム	岐阜	98	"
球磨川川辺川ダム	熊本	14,857	"	座津武川座津武ダム	沖縄	50	"
利根川八ツ場ダム	群馬	17,218	"	計		250,412	
菊池川電門ダム	熊本	4,920	"	直轄河川総合開発事業			
相模川宮ヶ瀬ダム	神奈川	6,440	"(完成予定)	白川立野ダム	熊本	989	建設工事(継続)
利根川渡良瀬遊水池総合開発	栃木、群馬	984	"	豊川豊川流況総合改善	愛知	1,187	"
大井川長島ダム	静岡	6,895	"	緑川流水総合改善	熊本	297	"
太田川温井ダム	広島	5,903	"	木曾川流水総合改善	岐阜	30	"
高瀬川小川原湖総合開発	青森	453	"	荒川中流流水総合改善	埼玉	309	"
黒部川宇奈月ダム	富山	4,670	"(完成予定)	多摩川流水総合改善	東京	223	"
赤川月山ダム	山形	2,952	"	鬼怒川上流ダム群連携	栃木	1,019	"
吉井川苦田ダム	岡山	11,807	"	石狩川夕張シューパロダム	北海道	4,461	"
庄内川小里川ダム	岐阜	8,363	"	緑川高遊原地下浸透ダム	熊本	10	実施計画調査(継続)
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	2,657	"	荒川流水総合改善	埼玉	49	"
淀川中筋川総合開発	高知	689	"	那賀川総合整備	徳島	39	"
最上川長井ダム	山形	5,903	"	計		8,712	
阿武隈川摺上川ダム	福島	15,742	"	直轄流況調整河川事業			
利根川湯西川ダム	栃木	5,116	"	筑後川佐賀導水事業	佐賀	2,691	建設工事(継続)
米代川森吉山ダム	秋田	3,247	"	木曾川導水事業	愛知	49	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	1,739	"	利根川那珂川霞ヶ浦導水事業	茨城	6,856	"
神戸川志津見ダム	島根	5,079	"	計		9,596	
紀の川紀の川大堰	和歌山	5,608	"				
大分川大分川ダム	大分	1,476	"				
北上川胆沢ダム	岩手	3,448	"				
天竜川三峰川総合開発	長野	1,968	"				
江の川灰塚ダム	広島	9,937	"				
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	11,217	"				
淀川大戸川ダム	滋賀	4,034	"				
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	640	"				
荒川横川ダム	山形	2,755	"				
木曾川横山ダム再開発	岐阜	89	"				
九頭竜川鳴鹿大堰	福井	1,987	"				
岩木川津軽ダム	青森	1,181	"				
千代川殿ダム	鳥取	3,247	"				
斐伊川尾原ダム	島根	9,249	"				
肱川山島坂ダム	愛媛	1,004	"				
利根川川古ダム	群馬	344	"				
庄川利賀ダム	富山	1,230	"				
九頭竜川足羽川ダム	福井	492	"				
本明川本明川ダム	長崎	394	"				
高梁川高梁川総合開発	岡山	344	"				
雄物川成瀬ダム	秋田	590	"				
沙流川総合開発	北海道	457	"				
石狩川忠別ダム	北海道	11,961	"				
留萌川留萌ダム	北海道	4,419	"				
石狩川幾春別川総合開発	北海道	3,500	"				
天塩川サンルダム	北海道	1,948	"				
羽地大川羽地ダム	沖縄	4,359	"				
沖縄東部河川総合開発	沖縄	3,806	"				
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	5,279	"				
筑後川猪幸田ダム	大分	98	実施計画調査(継続)				
豊川設楽ダム	愛知	984	"				
筑後川城原川ダム	佐賀	79	"				
信濃川清津川ダム	新潟	394	"				
荒川荒川第二調節池広域総合開発	埼玉	49	"				
利根川印幡沼総合開発	千葉	98	"				
紀の川紀伊丹生川ダム	和歌山	364	"				
土器川土器川総合開発	香川	39	"				
緑川七滝ダム	熊本	20	"				
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	226	"				
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	197	"				

(単位:百万円)

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在県名	12年度 事業費	備 考
水資源開発公園事業			事業費(交付金) 上段()利水費を含む。
木曾川徳山ダム	岐阜	(17,500)	建設工事 (継続)
荒川滝沢ダム	埼玉	(15,360)	"
荒川浦山ダム	埼玉	(5,199)	"
木曾川味増川ダム	長野	(2,487)	"
淀川日吉ダム	京都	(2,316)	"
利根川思川開発	栃木	(1,422)	"
利根川戸倉ダム	群馬	(1,900)	"
筑後川大山ダム	大分	(5,600)	"
淀川川上ダム	三重	(6,279)	"
吉野川富郷ダム	愛媛	(4,938)	" (概成予定)
利根川武蔵水路改築	埼玉	(500)	"
利根川平川ダム	群馬	(600)	"
淀川丹生ダム	滋賀	(4,800)	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(800)	実施計画調査 (継続)
利根川栗原川ダム	群馬	(270)	"
計		(72,778)	
		42,499	

(単位:百万円)

河川名・ダム名	県名	12年度 事業費	備 考
河川総合開発事業(補助)			事業費(公共費)
新井田川	青森	5,053	建設工事(継続)
堤川	"	249	"
神賀川	岩手	1,979	" (完成予定)
築川	"	1,592	"
盛川	"	731	"
気仙川	"	200	"
迫川	宮城	1,648	"
筒砂子川	"	193	"
迫川	"	1,537	"
小坂川	秋田	975	"
田沢川	山形	131	"
鬼面川	"	2,244	"
堀川	福島	1,110	" (完成予定)
今出川他	"	95	"
木戸川	"	1,246	"
大北川	茨城	1,049	"
三河沢川	栃木	609	"
大芦川	"	142	"
鳥川	群馬	1,758	"
碓氷川	"	354	"
都幾川	埼玉	65	"
小櫃川	千葉	212	" (完成予定)
夷隅川	"	302	"
小櫃川	"	11	"
常浪川	新潟	400	"
和田川	"	598	"
佐梨川	"	111	"
三面川	"	3,067	"
柿崎川	"	2,310	"
胎内川	山梨	596	"
碓野川	"	2,845	"
琴川	"	778	"
浅川	長野	194	"
東条川	"	1,902	"
砥川	"	172	"
夜間瀬川	"	181	"
久婦須川	富山	7,050	"
百瀬川	"	398	"
大聖寺川	石川	1,039	"
犀川	"	469	"
町野川	"	842	"
荒城川	岐阜	398	"
大八賀川	"	198	"
太田川	静岡	1,134	"
河内川	福井	672	"
浄土寺川	"	968	"
吉野瀬川他	"	4,717	"
畑川	京都	163	"
安威川	大阪	2,443	"
新湊川	兵庫	399	"
千種川	"	466	"
武庫川	"	259	"
周布川	島根	3,185	"
浜田川	"	1,196	"
三室川	岡山	1,082	"
沼田川	広島	3,413	"
錦川	山口	2,390	"
深川川	"	213	"
香東川	香川	310	"
中山川	愛媛	171	"
松田川	高知	1,366	" (完成予定)
福地川	福岡	5,014	"
多々良川	"	234	" (完成予定)
那珂川	"	419	"
祓川	"	476	"
守立川他	佐賀	614	"
鹿島川	"	1,161	"
伊三郎川	"	770	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	県名	12年度 事業費	備 考
井手口川	佐賀	181	建設工事 (継続)
川棚川	長崎	403	"
郡川	"	128	" (完成予定)
中島川他	"	413	"
伊木力川	"	610	"
志佐川	"	734	"
釈迦院川	熊本	125	"
路木川	"	248	"
一ツ瀬川	宮崎	191	"
万之瀬川	鹿児島	1,564	"
徳富川	北海道	567	"
当別川	"	2,860	"
天野川	"	2,618	"
庶路川	"	2,518	"
厚真川	"	793	"
奇内川	秋田	120	実施計画調査 (継続)
久慈川	福島	50	"
外瀬川	"	50	"
新田川	"	120	"
羽茂川	新潟	60	"
入川	"	50	"
芦川	山梨	50	"
薄川	長野	20	"
湯道丸川	山重	20	"
伊勢路川	伊勢路	70	"
園部川	南丹	70	"
切目川	切目川	200	"
加茂川	中部	60	"
三篠川	関川	10	"
木屋川	木屋川	100	"
宮川内谷川	宮川内谷川総合	150	"
財田川	多治川	70	"
湊川	白鳥	100	"
別当川	内海(再)	200	"
和食川	和食	80	"
城井川	寒田	20	"
大根川	清滝	50	"
有田川	有田川総合開発	70	"
村松川	村松	40	"
儀間川	久米島地下	300	"
計		96,651	

(単位:百万円)

河川名・ダム名	県名	12年度 事業費	備 考
治水ダム建設事業(補助)			事業費(公共費)
浅虫川	青森	740	建設工事(継続)
儀明川	新潟	400	"
鶴川	"	650	"
上川	長野	180	"
黒川	富山	100	"
長良川	岐阜	600	"
加茂川	三重	100	"
姉川	滋賀	4,500	"
安曇川	"	1,300	"
芹川	"	170	"
西除川	大阪	432	" (完成予定)
大津川	"	100	"
岩井川	奈良	1,000	"
朝鍋川	鳥取	700	"
都治川	島根	200	"
益田川	"	900	"
加茂川	広島	2,900	"
八幡川	"	750	"
賀茂川	"	1,400	"
綾川	香川	100	"
巨瀬川	福岡	900	"
塩田川	佐賀	350	"
川辺川	熊本	1,000	"
稲葉川他	大宮	1,900	"
沖田川	大宮	1,300	"
新川	鹿児島	1,000	"
安里川	沖縄	206	" (完成予定)
大和沢川	大和沢	100	実施計画調査 (継続)
中村川	中村	20	"
川内沢川	川内沢	50	"
最上小国川	最上小国	100	"
清川	清川	40	"
鳥川	男川	150	"
三隅川	矢原	150	"
計		24,488	

徳山ダム建設中止を！－昨年総会以後の報告－

徳山ダム建設中止を求める会

I ワシタカ類問題その後

昨年5月の、クマタカ(Fつがい)の営巣・育雛場所の近くで工事が行われていた問題、8月の徳山ダムワシタカ類研究会の委員3名が辞任問題で、「徳山の大型猛禽類」が注目を浴びた。9月、機能停止したワシタカ類研究会に代わる「専門家のご助言」を得るために日本自然保護協会(NACS-J)にデータを渡し、その解析を頼んだ

12月7日、水公団とNACS-Jは共同で記者会見をし、徳山ダム集水域は、イヌワシ5つがい、クマタカ17つがいが生息している日本有数の大型猛禽類の生息地であることが公表した。NACS-Jは「これまでの調査は不十分。工事を中止して調査をやり直さなくては保全策が立てられない」と明言したが、水公団は「工事は止められない。事業者と専門家とは立場が違う」と、その提言を拒否した。水公団の「専門家のご助言を頂いて工事を進める」とは実は「工事を進めるのに都合の良い助言を頂く。都合が悪ければ切っ捨てて捨てる」ことを意味することが露わになった。

今年4月24日、すべて水公団の仕事で実績のある学者たち(自然保護団体のメンバーは一人もいない)で構成される「徳山ダム環境保全委員会」が発足した。「専門家の意見を訊いている」という言い訳、工事強行を正当化するためのアリバイ作りである。

この状況に対して、環境庁は責任ある見解は一切出さず、「必要な調査研究及び環境保全対策の検討が進められるものと承知している」と繰り返すばかりである(質問主意書への答弁書。4月21日、9月19日)

今年になって、ダムサイト予定地から遠い門入地区ではイヌワシの幼鳥(親鳥も)やクマタカが舞っているのが見られた。この鳥たちもダム湖が作られてしまえば、居場所を失ってしまう。

II 工事の強行

<転流工事－川の絞首刑>昨年11月24日、公団は、本流の仮締切り＝仮排水路へと水を流す転流工事を行った。前日までに大部分の水を仮排水路へと導き、当日には本流は数メートルの隙間を残すのみであった。午後3時の予告時刻に、ショベルカーがその隙間に大きな石を10個ばかり放り込み、その後にダンプが土砂を投げ込んだ。当然のことながら水は茶色に濁る。「川が血を流している」。だが水流は衰えない。次々と土砂を入れてもその下から水は流れ出て来る。結局、公団は、30分後のその日の工事終了時点では、本流を汚しただけで水を止めきることはできなかった。

人の力で簡単に川を絞め殺せるものではない、自然の力は大きい。無理に人間の支配下に置こうとすれば、いつかは自然に復讐されるに違いないと感じる工事であった。

<本体工事入札>今年3月15日、「徳山ダム堤体建設一期工事」の入札が行われ、熊谷・大成・青木特定建設工事共同企業体が落札した。工期は2003年9月6日まで、落札金額は14,175(百万円)である。入札前日にもNACS-Jは厳しい申し入れを行ったが、無視された。傾いている熊谷組救済のために本体工事強行か、と勘ぐりたくもなる。

<起工式>5月23日、水公団は「徳山ダム本体工事起工式」を行った。すでに工事は行

われている。にぎにぎしく「起工式」を行う目的は「ここまで来たからやめられない、仕方がない」という諦め世論を作ることにあると思える。

ダムサイト予定地に旧徳山村村民約380人と下流自治体首長・議会関係者・水防団長などを集める一方、招待客以外の間人は近づかせない警備の下での式であった。前日22日、私たちは10名で水公団徳山ダム建設所を訪れ、抗議の申し入れを行った。私たちの「問題が山積する中、なぜ今起工式なのか」という質問に対して、公団側は「2007年完成という実施方針がある」と繰り返すだけ。事業者自身が誇りも自信も持てなくなった事業が、ただ「すでに決まったことだから」と強行されていく。

III 収用委員会

昨年11月12日、岐阜県収用委員会は、旧徳山村村民であるE・Sさんの土地を収用する旨の裁決を行った。旧徳山村との「強制収用はしない」という約束を反故にした、初めての強制収用である。

同月19日、公団は私たちのトラスト地についての裁決申請を行った。収用委は「事業認定処分で公共性・公益性は認定されている。当然に収用裁決を行う。補償費の公正さだけが審理の対象」という場である。建設省の下で工事を進める水公団から出される申請に基づいて、建設大臣が事業認定処分を行う。これで「強制収用だけの事業の公益性・公共性がある」とされてしまうのだから、茶番である。私たちはすでに事業の公共性を認定する「事業認定処分」の取消を求めて提訴している。この判断が出る前に強制収用を前提とした補償額決定のための収用委が開かれるという制度自体がおかしい。

岐阜県収用委員会の会長・端元博保氏は、徳山ダム裁判・住民訴訟(岐阜県徳山ダム工業用水道水違法支出)の被告・梶原拓岐阜県知事の訴訟代理人であり、梶原知事は「早く強制収用を」と主張している。これでは収用委員会の形式的な「公正さ」すら存在しない。

私たちは端元会長の辞任を要求するとともに、収用委の審理の凍結中断を求めた意見書を出して審理に臨んだ。

<2月28日第1回審理>会長辞任問題が中心。収用委側は「この問題は収用委として議論し、書面で回答する」とのことで第1回審理は終了した。端元氏は個人的見解として「公明正大にこの収用委員会を遂行する自信がある」と述べて辞任を拒否した。

<5月17日第2回審理>収用委は書面で「会長は辞めない。収用委は補償金額の決定にあたっての中立性で十分」といつてきていた。会長は地権者を「反対者」と呼んだり、地権者の発言をさえぎって公団側の「経緯説明」を強行したり、と一方的な審理指揮を行い、会場は紛糾。私たちは重ねて収用委の凍結・中断を求めるとともに、「地権者の言い分をきちんと訊く」ことを会長に約束させた。

(7月初めに端元会長の収用委員としての任期が切れるので、6月30日、県議会各会派に、「端元氏の再任に同意しないこと」を求める要請を行った。県議会では、民主党・共産党が再任に同意しなかった)

<7月25日第3回審理>裁決申請前の水公団の全く誠意のない「交渉」とそれを隠すウソの数々、強制収用はしないという徳山村村民との約束、徳山ダムの利水面の破綻と治水面の不合理、徳山ダムによる誘発地震の可能性、さらに矢作川河口堰中止に絡んで「洪水防御のため」は口実にすぎないこと、など、地権者からの発言があった。

<9月19日第4回審理>冒頭から会長は「審理指揮に従わない場合は退場させる」と宣言し、公団と呼吸を合わせての「審理促進」を行おうとした。これまでの審理では、地権者が事業者からの回答を強く要求してもその場での回答はさせなかった。ところがこの審理では、地権者の発言ごとに事業者側に「審理の促進を」と繰り返させた。「地権者の発言は打ち切って、早期結審、収用裁決」という筋書きが露わになった。

この日、私たちが審理の凍結・中断を、収用委に強く迫ったところ、収用委は10分間の別室会議で「審理の凍結・中断は行わない」と決定し、さらに「10月24日に現地調査を行う」と一方的に表明した。私たちは、収用委に強く抗議し、以後の審理の開催を認めない旨を宣言して退場した。

IV 徳山ダム裁判

<事業認定取消訴訟（行政訴訟）>建設省は徳山ダム事業の合理性を全く立証できないでいる。徳山ダム建設は水資源開発促進法に基づきフルプランに則って建設される水資源開発ダムである。しかし建設省・公団は「徳山ダムの水が要る」という根拠を、現行フルプラン（2000年で期限切れ）に基づいて示すことができない。そこで、裁判用に持ち出した事業認定処分時（98年12月）の「2018年の必要量」として出した数字は、その資料作成時が99年11月という不思議さ。しかも岐阜県・大垣地域の人口が20年間に2割以上も増加するなどという荒唐無稽な仮定に頼らなければ「需要がある」という説明ができない。ダム建設に合わせて需要予測を作るという手法が見え透いている。

裁判は証人尋問の段階にさしかかり、次回（12月6日）に具体的内容を決めた後、1月17日、2月21日には、午前・午後通して証人尋問が行われる。

<岐阜県違法支出差止め訴訟（住民訴訟）>長良川河口堰に関する違法支出差止め訴訟・三重県版の控訴審で、「損害はない」などと言いつつ津地裁の一審が取り消された（三重県は上告）ことによって、こうした訴訟を入り口論でごまかすことができなくなった。岐阜県側も実質審理を覚悟する一方で、引き延ばしにかかるようである。

次回（12月6日）、次次回（1月31日）ともに争点整理が行われる。

V 要らない水のための水資源開発ダム

木曾川水系ですでに水は余りに余っている。特に大垣地域は「水の都」である。きれいで豊富な地下水が住民の自慢でもある。この地下水をやめて徳山ダムの水に換える、という、それも住民には何も知らせないまま。しかも、建設省が7月21日に発表した昨秋の一級河川水質調査で、揖斐川のダイオキシン濃度の高さが実質的にワースト1であることが明らかになった。なぜ「高いお金を出してダイオキシン入りの水を飲む」という不合理を強制されるのか？

私たちは、県・市レベルで行政や議会に働きかけるとともに、市民への情報の浸透を図っていきたく考えている。

11月初め、徳山は紅葉の盛りである。

だが、ダムサイト予定地近くでは、洪水吐きを作るため、また堤体下の岩盤露出のために、山を崩す作業が大々的に行われている。「醜い風景」である。（文責：近藤）

◆水資源開発公団の理事は天下りポスト

元職	建設省技監
総裁	農水省農業総合研究所長
副総裁	建設省大臣官房総括監察官
理事	大蔵省大臣官房
	厚生省生活衛生局水道環境部長
	国土庁長官官房水資源部長
	自治省自治大学校長
	公団常務参与
	農水省構造改善局次長
	農水省中国四国農政局長
監事	通産省大臣官房
	行政管理庁（現総務庁）

ここに東京都環境科学研究所の嶋津暉之氏がまとめた「木曾川水系の都市用水における水需要実績とフルプラン予測」を比較した資料がある。144ページのグラフを見てほしいが、都市用水の需要実績は国土庁が予測したように増えるどころか近年は減っている。ところが、水資源開発公団はフルプランの決定後、次々とダムを建設。その結果、95年までは1日に約200万トンの都市用水が余り、97年は400万ト、21世紀には日に500万ト余ることが予想されるのである。

「ダム計画が先にあつて、それにあわせる形で、水需要予測をしていたということ」水余りは、木曾川水系だけの問題ではない。水資源開発公団は木曾川水系のほか、全国で、利根川、荒川、豊川、淀川、吉野川など六つの水系でダムを建設しているが、水余りは珍しくない。利根川水系の霞ヶ浦総合開発事業では、使われていない工業用水320億円分が、茨城県民の税金から支払われる。

「ダム建設の時代は終わった」

木曾川水系の周辺自治体を見てみると、岐阜県では77年に完成した岩屋ダムの工業用水の買い手がなく、民間企業が負担するはずだった12億円が県の一般会計予算から支払われた。95年に完成した長良川河口堰の水では、使われない工業用水のために愛知県民の血税637億円が消える。名古屋市では、長良川河口堰に伴う155億円を負担し、三重県でも使われない工業用水のために355億円も税金が投入される。

日本の水行政は、官僚がフルプランという名の計画を作り、元官僚が審議会でそれを追認し、元官僚が支配する公団が事業を進めるという構図になっているのである。農水省構造改善局の元官僚は、こう解説する。「水資源開発公団は、ダム建設の、いわば、トンネル会社です。得をしているのは官僚ばかり。構造改善局の次長は、自民党の参院議員になるか、政治が肌に合わない場合は、公団の理事になる。官僚の天下り場所ですよ」前出の嶋津氏はこう語る。「水余りに気づいた国はダム

建設の根拠に、今度は洪水対策を持ち出しているが、これはすりかえに過ぎません。洪水対策であれば、節水や農業用水の一時的な融通などで十分に対応できる。米国では、すでにダム建設はしないという方針を打ち出しているが、日本でも同様にダム建設の時代は終わったのです。水資源開発公団の使命も終わったということでしょう」

国土庁は現在、水資源開発公団が利水事業を進める7水系すべてについて、2001年が開始年度の新しいフルプランの作成に取り掛かっている。再び、データをねつ造するのだろうか。「取りあえず」の発想で、立案していないことを祈るのみである。

ライター・政野 淳子
本誌・公共事業取材班

ラシチーの宮殿
最高のムード/世界の超一流品を集めた日本一豪華な男女ファッション店。下着SMFホモ女装用品十萬点展示在庫

おらんだ屋
〒110-0015 東京都台東区東上野3-39-7
☎5688-8531 年中無休 12時～22時
下着SMFホモ女装用品十萬点展示在庫

エロス99年版型録 2冊組 千共300円
来店者は無料
3号館店舗ビル建築中
ビデオ1万本大開放

水資源開発公団はいらない

国土庁が作成する水の需要予測に従って、ダムを建設する特殊法人が「水資源開発公団」なるか。岐阜県の図書館に日本の水行政のいいかげんさを物語る公文書が眠っていた。

問題の文書は、岐阜県図書館の2階、一般利用者の目に届かない郷土資料保管庫の中にあった。

文書は、「木曾川水系における水資源開発基本計画全部変更協議経緯」「木曾川水系水資源開発基本計画全部変更基礎資料」の2冊。それぞれ、500冊に及ぶ分厚い資料で、その中には手書き文書のコピーも綴じられている。

実は、この文書は国土庁が1991〜93年、建設省など関係9省庁と愛知、岐阜、三重、長野の4県が木曾川水系の「水資源開発基本計画」について協議した内容や経過、問い合わせに対する想定問答が記された公文書なのである。

木曾川水系とは木曾川、長良川、揖斐川の3河川を指す。

データタネつ造りでムダなダム建設

も国民を小ばかにした言い回しだが、その過大な水需要予測に「身内」のはずの各省庁までもが猛反発している。

水産庁は、徳山ダム（岐阜県）の建設は必要なしとして、

「需要のない施設を作ることには無駄である」

「具体的根拠がない予想ならば記載すべきではない」と異議を唱えている。

「実績データを

使用した期間及びその考え方を示されたい」と需要予測の根拠を尋ね、

「工業用水については、これに該当するものが無いことを確認されたい」として、工業用水の試算については、

「国土庁の試算として発表すべき

「水資源開発基本計画」(以下、フルプランと呼ぶ)とは、将来にどれだけの水が必要になるかを予測し、ダムなどの施設建設の妥当性を判断する基礎計画のことだ。二つの公文書の表紙の右上には「取扱注意」の文字がくっきりと印刷されていた。

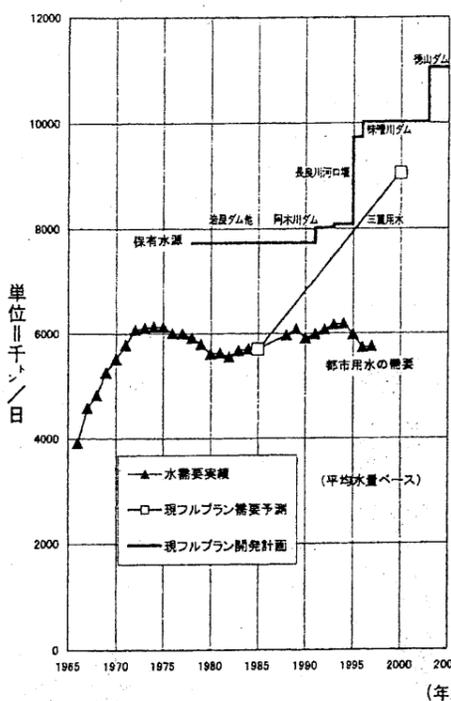
国土庁のある課長補佐はこう明かす。

「本来は非公開の内部資料なのですが、岐阜県が誤って所蔵してしまったようです」

注目すべきは、この公文書に記されたその内容である。

当時、国土庁は関係省庁と、木曾川水系のフルプランの見直し作業を急いでいた。フルプランは、水資源開発公団のダムなどの建設の根拠となる計画で、これがないとダムを造ることはできなくなるからである。

木曾川流域の都市用水



公文書によると、協議されていたフルプランの計画年度は86〜2000年度である。これに対し、計画を立案していたのは91年で、当時、国土庁は88年までの実績の数字を持っていた。ところが、その実績を全く無視して将来の水需要を予測しているのだ。

例えば、公文書に記載されている工業用水の実績値を拾ってみると、75年度が一日当たり41.9万リットル、85年度は32.0万リットル、88年は31.6万リットルという具合に、需給量はその13年間で約100万リットルも減少していた。しかし、将来予測となると、こうした工業用水の減少傾向は全く無視され、なんと、「工業用水の需給量は、2000年度には49.7万リットルに達する」という荒唐無稽ともいえる数字をはじめ出しているのだ。

国土庁は、この需要の目標を達成するため、

「取りあえず、三重用水事業、長良川河口堰建設事業、阿木川ダム建設事業、徳山ダム建設事業、味噌川ダム建設、愛知用水二期事業、長良導水事業の施設を建設する」と結論づけている。

「取りあえず」とは、なんと

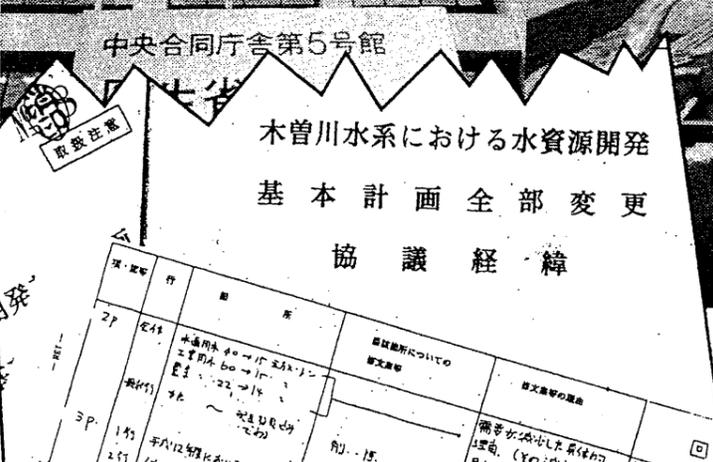
需要について事細かに数値の下方修正を求めた上で、

「以上の修正ができないとする場合、できない理由を示せ」と迫っている。

国土庁の案に理解を示したのは、建設省と資源エネルギー庁だけだった。つまり、木曾川水系のフルプランは、建設省と資源エネルギー庁を除くほとんどの省庁が異論を唱えたのである。しかし、不思議なことこのフルプランは93年、閣議決定され、阿木川ダム、徳山ダムなどの施設の建設計画が推進された。

岐阜大学地域科学部の富樫幸一教授はこう解説する。

「要するに、官僚によるでっちあげですよ。本来なら木曾川水系のフルプランは86年に変更されなくてははいけません。国民に公にされたのは93年、7年もの間、法的根拠なくダムや堰などの建設が行われていたわけです。この問題点については、90年に北川石松・環境庁長官(当時)が指



徳山ダムきょう起工式



「将来のために水利権の確保は必要だ」と小倉市長＝大垣市役所で

徳山ダムは毎秒十二リットルの水を供給でき、農は上水(水道水)を毎秒一・五リットル、工業用水は毎秒三・五リットルの水利権を持っています。水利権は必要なのです。本来は治水のためにダムを希望した。住民には地下水は有限であるという意識を持ってもらいたい。いずれ地下水がくみ上げられなくなるといふことも考えなくてはいけない。

—上水はどが使うことになるのですか

小倉・大垣市長に聞く

—水を飲むには浄水施設や浄水場を設ける必要があります

将来的には設けるようになるかもしれない。

—水道利用計画はいつから立てるのですか

揖斐川流域の二十五市町村全部じゃないですか。地下水だけに頼らないという考えだ。

—上水を希望している自治体があるのですか

いまのところ、ありません。

地下水の規制が厳しくなればなる。現実の問題としてそこまで議論したことはないんですよ。工業用水はいくら取るのか、設備にいくらお金がかかるのかを考えています。国、県の指導と必要ならば

いまのところはまだ。道路網を整備し、産業が拡充することもあり、水の確保は必要。地殻の変動も考えなくてはならない。

—企業が水を買うのは義務になるのですか

計画ないが水利権は必要

—地下水をくむ量を目規制を続ければ、ダムの水は必要ないのでは

必要かどうかは、今後の状況次第。いま、県が考えているのは水利権を確保しておく必要があるところだと感じ。県知事の考え

整備する必要がある。排水管を造って各町へというものはこれからの問題です。

—いつから議論に入るのですか

完成した時点でしょう。いまの時点では県に対して

—地下水をくむ量を目規制を続ければ、ダムの水は必要ないのでは

必要かどうかは、今後の状況次第。いま、県が考えているのは水利権を確保しておく必要があるところだと感じ。県知事の考え

下水がいまの売り物です。有料になるとよそと対等に勝負しなければなりません。地下水は適正に使えば危険性はないと私は思っているのだが、た、地盤沈下の現場も県外で見ている。

水需要くまざる論議

二十三日に本体工事の起工式を迎える藤橋町の徳山ダム。西濃地方の二十五市町村でつくる「揖斐川流域住民の生命と財産を守る市町村連合」の会長、小倉満・大垣市長は二十三、朝日新聞社のインタビューに応じ、現時点で同ダムの水の具体的な利用計画はないことを明らかにした。しかし、将来に備えた水利権確保の必要性を訴えた。一方、ダム建設に反対する市民グループはこの日、水資源開発公団に建設中止を申し入れ、水需要をめぐる議論は今なおくまざる続けている。

水資源開発公団が建設する徳山ダムの起工式を前に二十三、市民グループ「徳山ダム建設中止を求めると会」(上田武夫代表)のメンバー約十人が揖斐川町にある同公団徳山ダム建設所を訪れ、「起工式をどりやめ、二、三年間は工事を中止してほしい」などを訴える申入書を提出した。公団側は柳川晃副所長らが対応した。

起工式・工事の中止 市民グループ要請

アセスの実施を求める

申入書では、絶滅危惧種の猛きん類の保護のため工事を二、三年中断し、環境影響調査(アセスメント)を実施するよう求めた。また、水害の現状や、治水面では同ダムだけでは解決できない指摘した。さらに旧村民の集団移転地である本真町の文殊団地で起きている地盤沈下問題でも住

民の再移転で誠意ある対応をしてほしい、と訴えている。

「求める会」の近藤ゆり子事務局長は「利水面の負担が住民に理解されていない。また洪水調節ではダムがあればいいの。財政や環境を踏まえ、住民と一緒に考えてほしい」と話していた。

ことなので。

—「地元は水がこれだけ必要で、だから水利権を取ってください」というのが筋だと思います

いままでは度々用みたいなもので。これから本格的に議論が始まる。利水はこれからの問題。いま、我々はどういうふうかというのには知らないんです。水資源開発公団と県がいろいろ話し合っています。

—揖斐川流域の町長らが「ダムの水はいらない」と言っています

いままで水は無料だからね。意識を浸透させるには時間がかかると思う。

—おいしい地下水を放棄することはありえますか

本音を言えはしたくないですね。ただ、行政の立場からは安全度を考えざるを得ない。とりあえず、権利を持つておくことが必要です。

—水利権を持つことと使うことは別ですか

そうです。

—水利権は県の意向が強いようですが、県から市長にどのくらい水が必要か問かれたことはなかったのですか

正式にはありません。県は企業が必要とかはアンケートを集めていると思う。



(岐阜支局、社会部)

水資源開発公団が二十三
日、岐阜県藤橋村で本体着工
する徳山ダムは貯水容量が日
本最大の巨大事業だ。構想か
ら四十三年かかってこき着
け、二〇〇七年の完成を目指
す。しかし、建設の大きな目
的である利水は「水余り」か
ら稱ぐ。イブシ、クマタ
カをはじめ環境庁のレッド
リストなどに載る貴重な生物が
五十種以上も生息する環境
は、大きな影響を受ける。本
体着工すれば後戻りは難し
い。二千五百億円余をつぎ込
む巨大な公共事業は「不当に
必要なのか」という疑問を残
したまま、突き進むことして
いる。

2500億円つぎ込み2007年完成へ



徳山ダム建設地の揖斐川はすでに川底がのぞく。流れをう回させる仮排水トンネルの下流約150m地点で、高さ161m、長さ415mにもなる巨大ダムの本体建設が始まる＝岐阜県藤橋村で

徳山ダム見切り発車



●逆風を意識

がけが両岸の山肌からせり出し、揖斐川の谷筋がぐっと狭まる。あちこちトラックや重機が、準備の道路工事などのため、らなりをあげている。公団は

できる場所で起工式をする。徳山ダムは、岩を百六十メートルまで積み上げ、川をせき止めて造るロックアップダム。完成すれば、総貯水容量六億六千万リットル、動湖並みの千三百秒のダム湖が生まれる。隣接する藤

利水・環境…残る疑問

- 徳山ダムをめぐると、河川政策の変化
- 1957年 電源開発促進法に基づき調査区域に指定
- 62年 水資源開発公団設立
- 73年 徳山ダムを含む基本計画が閣議決定
- 87年 岐阜県徳山村が廃村
- 89年 466世帯すべての移転契約が終了
- 95年 長良川河口堰運用開始
- 95年 徳山ダム建設事業審議委員会設置
- 97年 審議委員会が早期完成の結論
- 97年 住民対話、環境重視などをうたい、河川法改正
- 99年 国土庁が全国総合水資源計画を下の方修正
- 2000年 吉野川河動堰建設めぐり住民投票

「必要性、もっと議論を」批判続々

発電のためだけにダムを造る時代は終わった。電源開発を残しつつも、治水と利水がテーマの多目的ダムの計画になった。しかし、旧徳山村との移転交渉などに時間がかかった間に、産業構造も変わり、東海地域では新たな水を必要としなくなってきた。

激しい批判の中、九五年に完成し運用を始めた長良川河口堰で確保した水ですら、ごく一部しか使われていない。徳山ダムでは工業用水四・五割、上水道七・五割の毎秒十二リットルを確保するが、利用方法は何も決まっていない。

公団事業は、利水分については、関係自治体が水を売って建設費をまかなう。売れないと、最終的には水道料金の値上げをするしかない。建設省が九五年、全国で設置した十三の「ダム建設事業審議委員会」に、徳山ダムは公団事業として唯一選ばれた。建設の必要性を議論したが、地元の要望が強いなどとして九七年に「早期完成」の答申が出

た。七六年の長良川水害など大きな水害を何度も経験している地域事情や、工事に伴う経済効果への地元への期待が大きかった。

今年一月、岐阜県が公団総務あてに送った「早期完成」を求める要請書では、治水対策上、工事を急ぐべきだと訴え、利水について一言もなかった。

同省はこの三年間で約三十のダム事業を中止、休止したが、ほとんどが中小のダムで、徳山ダムのような進行中の巨大事業を止めた例はない。

建設反対の地元住民らは昨年三月、岐阜地域に国を相手に事業の不当性を訴える訴訟を起こした。上述の森林保全や堤防強化などを主張している。

しかし、建設省は「川幅を広げるなどの水害対策は費用がかかり過ぎるし、効果もダムに比べて限定的だ」として、現実的な対策としてはダムが最も効果的との立場だ。

●態度を硬化

環境問題については、公団、建設省は一時、柔軟な姿勢もみせた。

昨年五月、徳山ダムの工事現場近くでクマタカが営

業が分かるど、公団は一時的に全域で工事を止めた。昨年九月には、「豪靱性を高めたい」と日本自然保護協会にクマタカなどツタカ類調査の評価を願うなど、住民対話や環境の重視を盛り込んで九七年に改正された河川法に沿って察勢をみせた。

だが、昨年暮れに協会が「調査の対象や分析が不十分」などとして再調査を求めると、公団は「研究者と協会の立場が違ふ」などと急に態度を硬化させた。この四月には工事期間中の環境対策などを検討する公団の環境保全対策委員会が発足したが、メンバーは学者だけ。野鳥の会などは入れなかった。

全国のダム問題に取り組む水資源開発問題全国連絡会の嶋津暉之さんは「利水目的が破たんしているのなら、治水と発電だけでこの規模のダムを造る必要があるのかどうか。もう一度議論すべきではないか」と話す。

批判を浴びながらの本体着工だけに、公団幹部も複雑な表情だ。「こちらは事業を前向きに進めるための組織。できる努力には限界がある」

ダム暴走のメカニズムを衝く

長良川河口堰建設差止訴訟 (元) 原告 村瀬惣一

98年堰本体完成、98年4月から上水の供給と債務の償還開始、これにて一件着落！。この段階で反河口堰運動の継続⇒決着はあり得るのか。この訴訟は、そのかいとう、即ち用水供給の停止⇒ゲート解放による環境の復元と債務償還不能⇒事業の清算への導火線にするのがネライなのである。

3県知事を相手とする一般会計から企業会計への繰入れ差止め(岐阜県は徳山ダム)の住民訴訟は、鉄壁の官僚体制への反撃なのである。

先行していた三重県では1月27日、津地裁が却下(門前ばらい)判決だが名古屋高裁での控訴審では差し戻し判決を得、再度事実審理からやり直すことになった。三重県では最高裁へ上告したが、高裁判決がくつがえることはあるまい。

名古屋高裁判決 7月13日

訴訟人 成田正人ほか9名
 訴訟代理人 在間正史弁護士
 被控訴人 三重県知事 北川正恭
 三重県出納長 松岡美知男
 判決主文 1、元判決を取り消す
 2、本件を津地裁へ差し戻す
 裁判官 笹本淳子
 鍋木重明
 戸田 久

理由(要旨)
 ①国家財政の場合は財政法2条3項において「収入」および「支出」は会計間の繰入れを含むと規定するが、地方公共団体にその規定はない。だが同様に解するのが相当である。②被控訴人らは、本件支出は同一地方公共団体内部の会計間における公金の移動にすぎず、県に財産的損害を与えないと主張する。が、一般会計は住民の税金によって賄われるに対し、特別会計は当該公営企業の経営収入によって賄われる。③従って公金支出の可否を問う住民訴訟は許されるべきである。
 一以上の通りであるから、本件訴訟を却下した元判決は取り消しを逸れず、これを原審に差し戻す。

売れない水なのに債務と追加投資

長良川河口堰は'73年事業実施計画告示、'88年6月起工、'94年3月本体完成、

95年4月上水の供給と債務の償還開始。総事業費1500億円、受水県の債務(厚生、通産の負担を除き、金利5.33%を加えた額)は下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市
上水	222億円	220億円	155億円
工水	500億円	355億円	
河口堰に設定される水利権は秒22.50m ³ (日量)194.4万m ³			
上水	286(247万)	284(24.5万)	2.00(17.3万)
工水	8.39(72.3万)	64.1(55.4万)	

一用途がないのに一

(上水)愛知県は知多半島の4市5町(50万人)へ供給する。旧水源は木曾川の犬山と馬飼、計日量20万m³。だが馬飼だけで上水、工水の合計供給能力は139万m³、実績は70万m³平均だから切替えは不要。なのに導水の為に328億円の追加投資までしている。

三重県は当初中勢の2市7町(29万人)への供給を計画した。日量8万m³の新規需要というが過大、しかも6万m³の自己水源を伏せている、そのうえ、工水の余剰が4万m³。中勢だけではさばき切れず北勢へも給水する。北伊勢工水に40万m³の余剰があるのに！追加投資は中勢754億円、北勢374億円、計1128億円。

両県とも、河口堰を正当化するためにムリをしているのだ。名古屋市では導水せず、債務だけ負担する。この方が賢明か。

(工水)全量の2/3を占める工業用水の販路は皆無。で、両県は債務償還に充てるために、'98一般会計に下記の金額を計上した。

愛知県	33億5000万円(貸付金)
三重県	20億3000万円(出資金)*新聞報道では20億8000万円

一だが一地方財政法第6条は「地方公営企業で政令に定めたものについては、その経理は特別会計を設けてこれ行い一中略一当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」と規定する。一般会計からの繰入れが認められるのは性質上採算困難な事業、または災害等特別な場合に限られる。料金収入の見込めない事業に手を出すことは禁じられているのだ。ここを攻撃すれば無用のダム(堰)建設を止められる！

3県で監査請求 ⇒ 住民訴訟

ということで始めたのが下記の監査請求→住民訴訟である。代理人は旧差止訴訟の在間正史弁護士。

	監査	回答	請求者	訴訟	原告	代表者
愛知県	98.7.10	98.9.8	35人	98.9.14	34人	伊藤達也
三重県	98.11.26	99.1.25	12人	99.2.16	10人	成田正人
岐阜県	99.1.6	99.2.8	43人	99.3.1	43人	上田武夫

(注)岐阜県の訴訟は徳山ダム。同ダムは本体未着工だが、岐阜県は工水2540億円×0.111=282億円の30%=84億円を先払いしている。これを不当とする訴訟だが、賠償請求額は時効の関係で34億7000万円とした。

論争を回避した津地裁 次に両者の判決をみる。

県の支払い義務は利水権の代償(被告)

長良川河口堰は治水、利水を目的として、木曾川水系水資源開発基本計画(フルプラン)に組み込まれた事業であり、この工水分はH7年3月23日、知事と企業長との間の資金負担に関する協定に基づく庁内におけるカネの移転行為である。原告との争いのうち①新フルプランには水需要の見通しに誤りがあり、且つ工業用水道の用に供しない時には費用負担はないと主張するが、フルプランは閣議決定に基づくプロジェクトであること、および工業用水道は水源開発から給水との間に乖離があるものであるから、その故をもって支払い義務無しとするのは失当である。②フルプランは国の高度且つ広範な裁量権下に決定された計画であり三重県が主体的に決定するわけではない。③支払いの開始は総理大臣と建設大臣の定めるところである。④原告は本件支出を「出資」ではないとするが(水利権の獲得は)県の資産の増加であるから「出資」なのだ。その旨議会議決も得ている。

同意したから債務が発生するのだ(原告)

工業用水道は地方公営企業であり、その経理は特別会計。一般会計の会計主体は知事、財源は税金だが、公営企業の会計主体は企業長、財源は料金収入。両者は、明確に区別すべきとさだめられている。以下被告の主張に反論すると、①被告は、フルプランは国家プロジェクトだと言うが、水資源公団は、費用負担をする者の同意を得た事業を実施する機関であり②本件堰は計画時においてすでに工水の需要は見込まれていなかった。③現に三重県においても河口堰の工業用水供給

事業は存在せず、給水可能の予想は立っていない。④一般会計から企業会計への繰入れは性格上、採算困難な事業、または災害時に限られるが本件はいずれにも該当しない。

どの途、庁内のカネの移動なのだ(判決)

ところが、地裁判決はなんとも奇妙な理由で訴えを却下している。すなわち「住民訴訟とは、地方公共団体の執行機関または職員の財務会計上の違法な行為が住民の利益を害することを予防または是正することを目的とする制度であるが」「本件の場合、公金を一般会計から企業会計へ移したものであり、いずれも三重県という同一法人内での公金の移動であるから、住民訴訟の対象たり得ない」というもの。ならば地方財政法6条はどうなる！(裁判官は小川悦男、増田周三、西村康一郎の3氏)この判決が高裁で否定されたわけだ。

ダム暴走のメカニズムを衝く

反河口堰(ダム)運動の中で、閣議が所管の省庁へ再検討を指示したことはない。議会が中止を議決したこともない。閣議の議案書は予め各省庁の事務次官会議で合意したペーパーであって、首相官邸製ではなく、予算は一内閣直属の機関ではなく一大蔵省。その骨格とデテールは同省主計局と各省庁との事務折衝の段階で固まってしまふ。内閣も議会も機能せず、ローテーションの早い大臣の指導力に期待もできぬ。加えてダムの場合、水資源公団は公共企業体ではなく、起債で事業を進め、債務を受水県へ転嫁するトンネル会計だ。このことが無用のダム建設を助長している。

唯、県がその事業の効用と債務のバランスから受容を拒否した場合のみ、公団は断念を迫られる。ただし、知事は1/2は天下り官僚、議会がオール与党では中止の前例は希だが、それがこの一兩年不況の中でようやく、不要論が陽の目を見るようになった。即ち、県が鉄壁の官僚体制のアキレス腱なのである。ここへ反撃を集中し、債務の支払不能へ追い込む。地方公営企業法43条以下は、財政の再建を要する企業について県が再建計画を立てて国の承認を求めることで、起債および債務の利子のうち3.5%を越える部分につき、国の補給を受けられるとある。一般会計からの繰り入れ阻止は、不採算ダムをここへ追い込むこと、あわせて次のダム暴走に歯止めをかけることをねらいとする。我が国の裁判所の現状、樂觀を許さないが、借金まみれの公共事業への批判の高まりの中、希望をもって本件訴訟を進めたいと思っている。

ない、と規定しているが、全く空文化している。また事業認定に利害関係を有する者は意見書の提出ができることになっているが、提出した多くの意見書に対して回答も無ければ、どう取り扱われたか、全く不明である。

事業認定が収用権の発動という国民の権利をはく奪するものであり、利害関係人に大きな影響をおよぼすものであることを考えれば、不等きわまる扱いである。

③事業認定機関について

事業計画者も起業者も事業認定の申請者も、事業認定者も全て建設大臣である。これでは結論は最初からわかっているようなものである。法律学上は認められても、普通一般の市民の常識とは一致しない。

さらに、行政事件訴訟法では、事業認定取り消し訴訟で裁判上争われているのに原則として事業は進められることになっている。これでは何のための裁判かということになる。判決の出るころには、ダムは完成しているということになりかねないし、完成には至らぬまでも、工事完成に向けて進むという既成事実を前にした判決には大きな不安を感じる。

前述の苦田ダム建設にあたり、県、建設省がとった強権的手法を思い、事業認定の持つ国民の権利のはく奪ということの重大さを思い、さらに三権分立の司法の信頼性を高めるためにも、少なくとも現行法の運用上、裁判の決着がつくまでは、建設工事を停止させられたい。

近年、ダム等の公共事業が生活、環境の破壊、財政の悪化の元凶として世論の批判をあびている時、公共性を欠いた苦田ダム建設事業にかかる事業認定の取消の判決をお願いして私の陳述を終わる。

次回の公判は、12月18日である。

以上

2000.10.19

苦田ダム事業認定取り消し訴訟

原告3人が陳述

地裁

奥津町で本体工事が進む苦田ダムで、地権者ら約四百二十人が同ダムを土地収用法の認定事業としたのは違法だとして建設大臣を相手取り、事業認定の取り消しを求めている行政訴訟の第一回口頭弁論が十八日、岡山地裁（小野木等裁判長）であった。

原告側の矢山有作さん（左）ら三人が「苦田ダムの建設は公共性を欠いており、事業認定の取り消しを求め」などとした建設反対の意見を陳述した。国は答弁書で「原告らの請求はいずれも棄却が相当」とし、反論の準備書面を十二月八日まで提出する。

訴えによると、原告側は苦田ダムの建設を「治水、利水の両面において必要性や合理性、公益性がなく違法」とし、「洪水を減らせる効果はごくわずか」と述べている。また、「クマタカなど猛きん類の保存に重大な危険を及ぼす」と、自然環境に与える影響を指摘している。

苦田ダムは総建設費約千九百四十億円。一九五七年に建設構想が表明され、五九年六月に奥津町で建設阻止の条例が制定された。しかし九〇年にダム建設に反対だった森元三郎町長が建設容認を表明。九四年にダム阻止条例が廃止された。本体の建設工事は昨年六月に始まっている。

苦田ダム問題のその後

ストップ・ザ苦田ダムの会 矢山有作

今年3月21日、苦田ダム建設事業にかかる事業認定が告示され、5月17日にこの事業認定について取り消し訴訟を提訴したことまでは「水源連だより」NO.14(8月30日)に報告しているの、その後のことについて報告をする。

【1】広島高裁岡山支部での嶋津暉之氏の証言

10月17日の苦田ダム建設に伴う協力感謝金支出に対する損害賠償請求訴訟の公判において、嶋津氏の治水、利水上苦田ダムは必要ないとした証言が行われた。証言の大意は次のとおりである。

(1) 吉井川治水計画は現実性を欠く計画

吉井川治水計画(吉井川水系工事基本計画)は、150年に1回の洪水流量を基準地点「岩戸」において11,000m³/秒(基本高水流量)とし、これを苦田ダムを含む上流ダム群により、7,500m³/秒(基本高水流量)に調整し、これを流下せしめるよう河川改修を行うものとされているが、苦田ダム以外のダムは全く不明であり、現在の状況からそれ等のダム建設の見通しは全くないと、治水計画が現実性をかいた欠陥計画であることを証言。

(2) 治水計画の基本高水流量は過大である。

基本高水流量11,000m³/秒は、過去の実績洪水流量からみて過大である。実績洪水流量から水文統計学の方法を用いて計算した洪水流量は、計算に疑問のある98年の10号台風の観測最大流量を含めても7,780m³/秒である。これは計画高水流量の7,500m³/秒と殆どかわらぬ流量であり、計画通り河川改修が行われれば苦田ダムは不要であると証言。

(3) 98年の10号台風の最大観測流量は、津山、周の両地点とも計画高水流量を上回っているのに、観測水位は、計画高水流量に対応する計画高水位を下回っている。洪水時に観測されるのは水位であって、流量は水位から水位流量曲線を使って計算で求める。水位が計画値を下回っているのに流量が計画値を上回ることはいえない。10号台風の洪水では、吉井川治水計画と異なる水位流量曲線が用いられている。もし、この水位流量曲線が正しいのであれば、現行の吉井川治水計画は成り立たないことになると証言し、10号台風による洪水氾濫の原因は、吉井川中流域の河川改修の大幅な遅れにあり、計画どおりに改修が行われていれば、苦田ダムは無くとも洪水氾濫はなかったと証言。

(4) 利水上苦田ダムは不要である。

苦田ダムによる水道用水の開発水量は取水ベースで40万m³/日、給水ベースで38万m³/日である。この38万m³/日のうち26万m³/日は、吉井川流域の各市町に配分されたが、残りの12m³/日は引き受け先のない状況になっており、各市町に配分された26m³/日も水需要の低迷で、もはや不要なものになっていること、吉井川流域の水需要は、既に人口減に入った県人口の実体から増加することはないこと。さらに、坂根堰、津川ダム、八塔寺ダムの保有水源日量5.5万m³/日があることを考えれば、

流域人口が5万人増、1人1日給水量550ℓと想定しても、1日最大給水量の増加は3万m³/日弱であり、苦田ダムの開発水量38万m³/日は全く不要である。

このように、安全側をみても、既得水源の枠内で将来の水需要を充足することは十分に可能であり、苦田ダムの開発水量38万m³/日は吉井川流域の各市町にとり無用の長物になることは確実である。このまま苦田ダムの建設を続けられれば、吉井川流域の各市町は必要のない苦田ダムとそれに連動した広域水道施設の建設のために巨額の負担を強いられることになることと証言した。

今回は12月12日で、被告側の嶋津証人に対する審訊がある。

【2】事業認定取り消し訴訟

10月18日は、岡山地方裁判所で事業認定取り消し訴訟の初公判が開かれ、苦田ダム建設阻止同盟会員の道下定夫市、武田英夫岡山県議、原告団長矢山有作氏の3人の陳述が1時間余にわたって行われた。その要旨は次の通りである。

(1) 苦田ダム建設のための国、県の強権的手法

苦田ダムは必要性も公益性も合理性もなく、公共事業としての公共性を欠いていることを、主として治水と利水について述べ、公共性の無いものを公共事業と称して強行するためには、法も理も情けも無い強圧的手段に訴えるほかないと、公共性を欠く苦田ダム事業のため、県や建設省が行使した前代未聞の強権的手法について述べた。

即ち、苦田ダム反対を町の基本方針とする奥津町に対しては、町の事業がほとんど国、県の補助事業として行われている中で、事業の認可、事業の実施手続きにかかる権限を握っている県が、その権限を乱用して事業認可をしな、認可していた事業についても執行を凍結する、或いは起債認可の引き延ばしなど策を弄して町政の執行を妨害し、3年余りの間に3人の町長が任期途中で辞任に追い込まれるという行政圧迫に抗しかねて、町は終に屈服しダム建設容認に至った経過、および、阻止同盟に結集した水没予定の地権者に対しては、移転先選定資金(1世帯100万円)、宅地取得資金(1世帯平均2000万円)を無利息、無担保、返済は逸失保証金受取り時として、ダム賛成を条件に貸付ける、また生活再建対策地、協力感謝金(1世帯500万円)、ダム賛成の時期により交付額に差をつける)の交付など札束攻撃により反対の水没地権者を切り崩していった実体を明らかにし、苦田ダム建設事業審議委員会の苦田ダム是非の論議を全く欠いたままの答申についても説明し、裁判官に対しこれらの事実を銘記されるよう求めた後、事業認定につき陳述した。

(2) 苦田ダム建設事業にかかる事業認定

①事業認定の申請時期について

強権によって町を屈服させ、札束攻撃一本でダム反対の水没地権者を切り崩し、反対地権者は二人になり、ダム本体工事は着工して鋭意工事を進め、もうここまでくれば、ダムは造るほかないと思わせる状況を背景に事業認定の申請をすることが妥当といえるのか。建設省は事業計画決定後、速やかに申請をする立場で通牒、通知、訓令を度々出している。

②事業認定の手続きについて

土地収用法は、建設大臣は必要と認める時は、専門的学識または、経験を有する者の意見を求めることができ、或いは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければなら

川辺川ダム問題最近の動き

利水裁判の判決ができる。

農水省にお墨付きを
与えてしまった裁判所。

川辺川ダムに関わる、国営川辺川土地改良事業は農家からの申請事業である。平成6年11月、計画変更が3分の2の同意により決定されたとして公告された。納得のいかない事業がどんどん進んでしまうという危機感から、農民1,144人が公示から2週間以内という期限内に異議申立てを行った。しかし農水省は異議申し立てを棄却を決定してしまったのである。この決定を不服として、平成8年6月26日、農民達866人は裁判に道を見いだすことにした。国営川辺川土地改良事業の受益農家は約4000戸といわれている。裁判では補助参加も含めて2100人を超える農民が参加した。

そして判決。平成12年9月8日、熊本地裁はこの農民達の訴えを全面的に退けた。熊本地裁・杉本正士裁判長は判決の主文を2分ほどで読み上げ、退席した。なん

ともあつけない幕切れであった。

不当判決を言い渡された原告団と弁護団は、判決に対する声明を発表し、直ぐに東京霞ヶ関に飛んだ。農水省前では、東京での応援メンバーや一部先発隊の農民達、応援に駆けつけた国会議員13名が集会を開催、その中に現地からの原告団、弁護団一行30人が到着した。

その後、国会議員と農民達は渡辺好明・構造改善局長と非公開で会談に臨んだ。そこで梅山究原告団長は、「それでもはんこを押したのは、あなた方でしょう」という言葉を構造改善局長から聞いた。つまり間違っているように、騙されようと、はんこを押した方が悪いということである。さらに農民達へのアンケート実施をお願いしたが、「いまアンケートをとると事業推進に影響がある」という理由でこれも却下された。梅山究原告団長は、過去に何度か上京して、農水省のとの会談で訴えてきた言葉がある。「農民のために農水省があつてでしょう」と。し

●判決骨子

- 一、原告らの訴え、請求をいずれも却下、棄却する
- 一、事業の必要性の判断は行政庁の広範な裁量に任されており、裁量権の逸脱または乱用があつたとはいえない
- 一、対象農家の把握が十分でなかったことは否めないが、著しく適正を害すると認められる瑕疵(かし)があつたとはいえない
- 一、同意署名簿から死亡者や錯誤によるものを除いても三分の二以上の同意が認められる



東京、霞ヶ関の農水省前で行動する原告団

かし違っていた。農水省は農水省の仕事を遂行するためにあつたのだ。

杉山裁判長は、最大の争点となった計画変更の際の対象農家の同意数について、「少なくとも二千九百三十二人の同意があり、土地改良法で定めた三分の二以上の同意優にあることが認められる」として、農水省側の主張を全面的に認めた。当時死亡していた人が同意者名簿に含まれるなどしたおかしい手続きに対しては「適正を害するような瑕疵(かし)があるということとはできない」との判断を示した。

判決は、原告側が指摘した事実を大筋で認めている。その同意の取り方に問題はあるが、2/3以上の同意というハードルはクリアしているというものである。そこでは農民の半数以上が裁判に参加したという、「現実」はどこかに置かれてしまっている。国営事業としてはそのまま進めて、もし反対なら、そのあとの県営、団体営の利水事業に反対すればいいということである。しかし、現実問題として、利水事業に参加する農家はもういない。このままこの事業が進むとすると逼迫する国の税金から、396億円を使い使用途のない54

キロにわたるトンネルを作るだけになってしまう。

土地改良事業は、反対者もいや応なく参加させられる仕組みになっている。法律が2/3以上という条件を付けているのはこのためだ。当然、同意の手続きは厳密でなければならないのに、裁判所は農水省にこの事業でのお墨付きを与えてしまったのである。

梅山究原告団長は判決のあとの記者会見で語った。「判決がイエスでも、われわれはノーだ。利水事業に参加したくないという意志は裁判で曲げられるものではない」と。

その後、熊本に戻った原告達は今後の対応を話し合った。ほとんどが控訴の意志を持っており、最終的に集まった控訴委任状は770通。これは一審の時(862人)の89パーセントにあたる。一審の時から減った11パーセントのひとほとんどが死亡したか、転居したかのいずれかで、ほぼ100パーセントのひとが控訴に同意したことになる。平成12年9月22日、農民達の新しい戦いが始まった。

足羽川ダム建設計画白紙撤回要請 決意声明書

昭和42年に建設省の足羽川ダム建設計画発表以来すでに35年が経過した。この間、私たち美山町ダム反対既成同盟会は、下記の理由のもと、終始一貫ダム建設阻止貫徹に必死の陳情、抗議運動を展開し今日に至っている。

- 1、県都から僅か22キロの地点でダム建設は全国的にも例が無く、水不足も全くない。
- 1、全山約8割の人工林と豊富な広葉林によって大洪水災害の危険性はない。
- 1、地域一帯は崩れやすい花崗岩の風化地層で、ダム建設で一斉に全山山崩れが発生する。
- 1、約1千年の歴史を重んじる地区住民は、過疎に関係なく、県下に誇る文化財を守り抜いている。
- 1、毒ガス原料を採掘した鉱山跡の危険、並びに地震活断層が集中する危険地帯である。

足羽川ダム建設事業審議委員会はダム建設の見直しの中に、私たち地区住民の反対理由を熟知され、最終答申の中へ現計画地は不相当と判断された。建設省は速やかに現計画の中止、または白紙化されてこそ委員会に委ねた意義あることを完全に無視している。

更に昨年11月発表された部子川ダム代替候補案を現地調査確定の段階で足羽川ダム計画地と比較検討し、最終判断すると示したことは、更にダム審議委員会を全く軽視行為であると共に、切実に訴え続けてきた我々と下流市民団体に対して計り知れない侮辱した発表である。

約4年前、当時の亀井建設大臣は我々との会談のなかで「ダム問題は建設省が国家目的でやる事業ではない。地元と地域全体で考える重要でありその前提なくして建設省が先走る必要はない」と明言された。

地元地区民を無視し続け一方的に計画を押し進めてきた近畿地方建設局の官吏行政を速やかに是正され、ダム審議委員会の答申内容の「現計画地は不相当」との判断を尊重して足羽川ダム建設計画を即刻中止発表されるよう要請する。

(県、市当局へ)

ダム審議委員会の答申の前文に足羽川ダムは必要云々は建設省に対しての単なる配慮痛み分けであると我々は解釈している。

因って多くの県民並びに地区民は35年間、激しく攻防が続いた足羽川ダム計画は終末を迎えたものと認識が深まっている。

足羽川ダム建設によって福井市は日量3万トンの飲料、農工業用水を要請していたが今後の人口の減少、産業状況から軌道修正、その必要性は全くなく

なった。

更に、福井市では本年に入り地下水を飲料水として全国に販売する計画が大きく報道され、我々関係地区民は唖然とし、憤りを感じざるを得ない。今後ダム建設の促進は2度とあつてはならない。市当局の猛省を促したい。

今や、国の緊迫した財政難突入の折り、各党も世論も、大型公共事業の見直しが大きく叫ばれる中、与党の責任者はダムこそ早急に見直すべきであり、すでに百数十カ所の見直しと数十カ所の中止を決定していると公言した。

ダム審議委員会で不相当と判断された足羽川ダム建設計画こそ早急に見直されるべきであり、県、市、地区一丸となって最善の努力をされることを心から要請する。

尚、県が中心になり制定された50億円基金制度の廃止。

福井市を始め、近隣4町の足羽川ダム計画建設促進同盟会の解散。

私たち美山町ダム反対既成同盟会は、過去30数年間、足羽川ダム計画の不当性、不必要性、危険性を必死に訴え続けて来た。私たちは怯むことなく、心豊かな平和郷を目指して努力を重ねる現在である。近畿地建が今まで同様、一方的に計画を進められようとも私たち同盟会の命がけの反対決意は不変である。

時代の交転を認識され、速やかに足羽川ダム計画の白紙中止を決定されるよう持段の配慮を心から要請する。

平成12年7月1日

福井県足羽郡美山町横越

美山町ダム建設反対既成同盟会会長 小田中守人
会員一同

近畿地方建設局長 殿
福井県知事 栗田幸雄 殿
福井町 西井哲夫 殿

ハッ場ダム建設を改めて建設省に問う

ハッ場ダムを考える会 代表・樽谷 修（東京理科大学教授）

事務局 群馬県前橋市三河町2-6-4-105

TEL 027-223-3274 FAX 027-223-3264

群馬県長野原町に建設されようとしているハッ場ダムについての「ハッ場ダムを考える会」は、建設省ハッ場ダム工事事務所に対して「ハッ場ダム建設計画に伴う環境調査に対する質問書」を10月26日に提出、副所長以下職員と話し合いをし、改めて建設計画を見直すよう求めました。また、11月18日には現地ですべてのハッ場ダムについてのフォーラム「ハッ場ダムは必要か」を開き、19日には建設予定地周辺の地滑り跡など地質についての現地視察会を開催することから、11月10日までに回答を示すこと、同事務所職員のフォーラムへの出席を要請しました。期限の10日までに回答は得ていません。

建設省・ハッ場ダム建設事務所に対する質問書提出は'99年7月、8項目にわたるものについて2回目のもので、質問項目は①ハッ場ダム建設予定地各地点のボーリング調査結果を明らかにする②移転予定地の地学的に危険な個所についての対策③レッドリストに指定されているイヌワシ、クマタカ、オオタカなど動植物の保護対策を具体的に示さず先送りして工事を進めていることをどう考えるか④ハッ場ダムは200年に1度の洪水に対応しているが、ダムはそれまで機能し寿命があるのか、根拠を示せ⑤水需要は今後減少することが予想されるのに、計画が示されてから半世紀近くもたって工事を進めている理由を示せ⑥吾妻渓谷が洪水調節の機能を果たしていることを無視するのか――。

フォーラム「ハッ場ダムは必要か」はハッ場ダム下流の同郡の中之条町で、現地では初めての集会。地元の地質、猛禽類研究者、東京の水を考える会の嶋津暉之氏、林学の藤原信氏、下久保ダム所在地の鬼石町長の関口茂樹氏（ダム所在市町村全国連絡会副会長）、県議などの講師陣によってハッ場ダム問題を地元で明らかにしようとするもので、成功するよう取り組みをしています。

建設省・ハッ場ダム工事事務所は地元の補償交渉委員会と土地等級格差基準について同意を11月31日までに取り付け、土地単価、移転費用、立ち木費用など金額交渉に移り、年内にも全体の補償基準を示す方針といます（「上毛新聞」）。地元住民は長い間の反対闘争、交渉に疲れ果て「今となっては早く決めてほしい」と諦めて交渉に応じているのが実情で、本心はダムが出来てその後の生活再建に確信を持っている人は少なく、土地所有関係が複雑で個々の交渉は実際には困難が多いとみられます。

*

ハッ場ダムを考える会は、群馬県内各地の「自然を守れ」「ダムを造らず森をつくれ」などの意見を受けて'99年夏に発足。ハッ場ダム建設計画は現地の人たちがさまざまな事情から諦めて交渉に応じざるを得ない段階にきているけれども、建設目的である治水、利水の

いずれも意味が失われているのに、地域の人たちの生活基盤と文化、貴重な自然を破壊し、国・公債が645兆円にも膨らむなかでなおかつ数千億円の莫大な国家予算を投じて無駄な公共事業として進められ、`負の遺産`を残すものだとの判断から、ハッ場ダム問題について広く世論をおこし、国・建設省に対して見直しを求める運動を進めています。

これまでの活動は'99年6月、建設大臣・ハッ場ダム工事事務所に8項目にわたる公開質問書を提出、7月に初めてのシンポジウム「ハッ場ダムを考える」を前橋市で開催、8月に各政党県事務所に対してハッ場ダム事業についてどう考え対応するかの質問書を提出、藤原信氏（宇都宮大学名誉教授・林学、栃木・思川開発事業を考える流域の会代表）を招いての講演会開催。「ハッ場ダム見直しを求める署名」を進めながら、パンフ『ハッ場ダムQ&A』を発行して広く配布、思川開発事業を考える流域の会、渡良瀬遊水地を守る利根川流域住民協議会、大芦川の清流を守る会と共催しての「利根川流域ダム問題を考えるシンポジウム」開催によって北関東地域に共同を広げ（2000年3月）、環境庁に対して「ハッ場ダムによって予想される環境破壊について」の質問書で法に基づく環境影響評価を改めて実施するよう建設省に勧告することを要請、同時に県に対しても環境影響評価を中心に公開質問書を提出、'99年総選挙にあたって県内全立候補者に対してハッ場ダムへの対応についての公開質問書を出して公開、自民党の「公共事業抜本見直し検討会」にハッ場ダム建設事業の見直しを求める要請書を提出するなどの活動をしてきました。

これに対して、建設省はパンフ『ハッ場ダム建設事業』を新たに作製して回答してきましたが、これを含めその後の質問・申し入れに対してもまともに答えることなく、建設を急いでいます。県や自民党は「国の事業であってかかわる問題ではない」の態度。環境庁は「既に着工している事業については環境影響評価は改めてしない。環境影響評価は事業者がするもの」として本当に環境を守るべき態度を示していません。「ダム建設予定地住民のこれまでの精神的苦痛、経済的な損失についての補償をどうするか」の質問では、共産、社民各党は「十分な補償をするべき」とし、自民党さえ「ダム建設は国の事業で態度を保留」としながらも「補償は最大限に考慮すべき」としたのは注目されます。

この「精神的苦痛、経済的損失の補償」はダム建設が施行されても、中止されても住民にとっては重要な問題。特に中止する場合は避けて通れない課題となりますが、裏付ける法制度がないので、水源開発問題全国連絡会がダム法制研究会を中心に同問題を鋭意検討しており、その成果が注目されます。この補償の法的裏付けができれば、ダム建設中止を諦めていた住民も改めて反対に立ち上がることができるかと期待されます。

ダム・大規模公共事業を見直す世論の高まりによって、政府・自民党も見直しの態度を示しましたが、基本的には変わっていないことが明らかになってきています。無駄な公共事業をやめ、環境を守り、暮らしと福祉、教育に予算を回させるためには、さらに大きな世論の高まりが決定的なことだと思われます。全国の人々が連帯して、壮大な運動を進めることに少しでも力になれることを願うものです。

（ハッ場ダムを考える会事務局・角田凡夫）

北関東のペー

群馬・館林

住民苦しめるハツ場ダム

鬼石町の関口町長が講演

ハツ場ダムをめぐる問題について講演する関口町長
—29日、群馬県館林市



ダムと環境問題を考える集い

「コープけんまアースくらぶ」は二十九日、館林市の城沼公民館で「ダムと環境問題を考える集い」を開きました。「しんぶん赤旗」を見て参加したという埼玉県秩父市の男性など約二十人が参加しました。

鬼石町の関口茂樹町長が「ハツ場ダムと環境問題」と題して講演。同ダム建設目的の第一が治水で、第二が利水とのべた関口町長は、「水田を宅地化し、コンクリートで固める都市化が問題」と、森林保全や堤防をつくるなど河川整備の必要性を強調。国立社会保険・人口問題研究所の推計を示し「首都圏の人口は二〇一〇年ごろがピーク。人口の増減と水需要は密接にかかわる」と東京都の水も、すでに百万ト余っている」と指摘しました。

関口町長は、建設予定地に生息する貴重な動植物への影響、ダム上流域からの生活排水や農業などによる水質悪化の懸念をのべ、「上流の全国有数のキャベツ生産地・嬬恋のある農業青年は「ダムが建設される

なら一刻も早く有機農業に転換しないと多くの人の飲料水に影響する」と心を痛めている」と語り、「ダム建設で長年苦しむ住民の精神的苦痛などへの補償や振興策はやるべきだ。だが、ダム本体工事はやるべきではない」とのべました。

講演後、参加者は活発に発言。参加した日本共産党の川田賢一市議は、市がダム建設の前に利根川の水利権を取得して水道料がはね上がったことなどを告発しました。

ハツ場ダム建設

考える会が知事に質問状

『再度、アセス実施を』

建設省が、長野原町の吾妻川に建設を進める「ハツ場ダム」問題で、市民団体「ハツ場ダムを考える会」(会長・榎谷修東京理科大学教授)は二十二日、同ダム事業の必要性や県独自の環境アセスメント調査の実施の有無などを問う質問状を小寺弘之県知事宛てに提出し、六月十四日までに回答を求めた。

同会では、前橋市内の婦人会館で、二〇〇〇年度の総会を開き、現在、建設省と地元住民の間で進められている補償交渉などについて議論する予定だ。

総会では、同ダムの完成で水没する川原湯温泉の旅館主、竹田博栄氏が制作したビデオ「ハツ場ダムの記録」を上映。続いて、新潟

大の警見一夫教授が、「ダムをめぐる世界と日本の動き」と題して記念講演。ダム建設を見直している世界の潮流と逆行する日本の行政の遅れを指摘する予定だ。

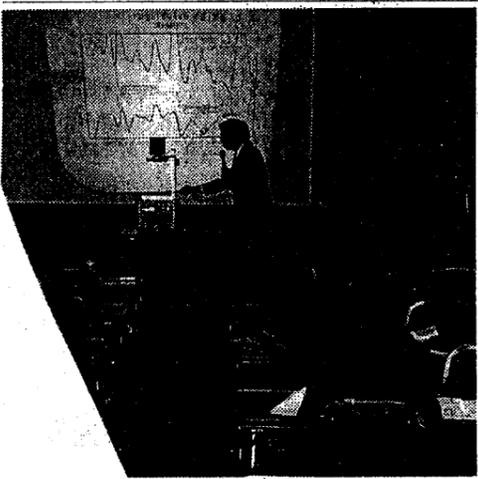
参加者は、パンフレットなど資料代五百円が必要。詳しくは同会「電027(2023)3274」まで。

ハツ場ダムはいらない

利根川流域ダム問題でシンポ開く 考える会が計画見直し訴え

12年)3月19日(日曜日)

建設省が長野原町に計画しているハツ場ダム建設に反対する「ハツ場ダムを考える会」(榎谷修代表)などが主催し、利根川流域のダム開発を考えるシンポジウムが十八日、前橋市の東郷人会館で開かれた。「東京の水を考える会」メンバーで、ダム開発の問題点を追及している「水資源開発問題全国連絡会」の島津暉之さんが基調講演し、ハツ場ダムなどダム開発の弊害を指摘。参加四団体などによる「計画見直し」のアピールを採択した。



島津さんはダム建設の問題点として、ダム予定地の「湖や下流域の水質悪化、巨額な費用負担などを挙げた。そのうえで、国がダム建設を進める根拠としている利水、治水面についても反論した。

利水面では、東京都で水道水の需要が大幅に減り、千葉、埼玉両県でも都市用水の伸びが横ばい状態にあることを指摘。「国は十年に一度の大洪水を想定しているが、森林整備や既

設ダムの過大放流の抑制、農業用水から都市用水への融通などに対応できる」と主張した。

治水面でも、国が利根川治水計画の前提としている一九四七(昭和二十二年)のカスリン台風規模でも、森林整備で被害軽減が図れることを強調。同台風の資料では、ハツ場ダムが計画されている吾妻川中流部の洪水は、利根川の洪水のピークにはまったく関係していないとし、「ハツ場ダムの洪水調節の効果は机上の計算にすぎない」と批判した。講演後、ハツ場ダムを考える会では「ハツ場ダム予定地には吾妻渓谷や絶滅危く種の動植物が生息している」などとして、計画中止を求めていくことを確認した。

ハツ場ダム

年内に補償基準提示

00.11.1
1頁

建設省と水没 5地区交渉委 等級格差案で調印

長野原町のハツ場ダム建設で、ダム予定地の補償額を算定する基準になる土地等級格差案が合意に達したことを受け、建設省と住民代表からなる同ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会(萩原昭明委員長)が三十一日、同町林の同ダム広報センター「やんば館」で調印式を行った。

調印を受けて、残された一体的な金額交渉となり、建設省は今年中にも住民側に木費用、移転費用などの具全体の補償基準を提示する

萩原委員長は「今回の調印により、交渉は五合目を迎えた。(金額という)大事な問題を抱えており、委員の意見を尊重しながら、できれば来年三月までに補償基準を妥結したい」など



土地等級格差案の調印を受け、固い握手を交わす建設省と補償交渉関係者

ハツ場ダム 建設問題

「地滑り対策不せ」

水没住民の 移転予定地 市民団体、国に質問状

建設省が長野原町の吾妻川に計画しているハツ場ダム建設をめぐり、市民団体「ハツ場ダムを考える会」(樽谷修代表)と県自然保護団体連絡協議会(飯塚忠志代表)は二十六日、工事現場周辺や水没住民の移転予定地の地滑り対策などを問う質問状を、同省のハツ場ダム工事事務所長あてに提出した。来月十日までに回答を求めている。

質問状では、同ダム建設に伴う現地調査で、「地層・地質に関する情報が不十分」として、これまでのボーリング調査結果などの公開を要請。住民の移転予定地などに地盤が軟弱な地質があるとして、同省の対策を示すよう求めている。

八日、中之条町伊勢町の中条ツインプラザで公開フォーラム「ハツ場ダムは必要か」を開く。建設計画の地元・吾妻郡内では初めての開催だ。

八日、中之条町伊勢町の中条ツインプラザで公開フォーラム「ハツ場ダムは必要か」を開く。建設計画の地元・吾妻郡内では初めての開催だ。

ハツ場ダム問題でシンポジウム

建設省にも公開質問書

首都圏最後の水がめとして、建設省が長野原町の吾妻川に計画しているハツ場ダム建設の是非を考えるシンポジウムが十日、前橋市内で開かれる。

これに先立ち、考える会では六月二十一日、建設省に「なぜ問題のあるダム建設を推進するのか」として、八項目にわたる公開質問書を出して、九日までに回答を求めている。

紀伊丹生川ダム建設を考える会の活動 ＜建設省および行政の動き＞

- 1979年(S54年)
建設省近畿地方建設局による紀伊丹生川ダム予備調査開始
- 1989年(H1年)
同 実地調査開始
- 1997年(H9年) 11月
紀伊丹生川ダム建設事業審議委員会(以後は、ダム審という)設置
- 1998年(H10年) 4月
建設省近畿地方建設局による「紀伊丹生川ダム建設事業について」発行
- 1999年(H11年)8月4日
第11回 ダム審において「建設妥当」の答申案(意見書案)出る。
- 1999年(H11年) 9月9日
第12回(最終)ダム審において答申案(意見書案)了承される。
- 9月10日 ダム審より各審議委員へ、9月16日を期限とする最終確認書発送する。
- 9月15日 九度山町議会議長よりダム審委員長へ「保留」の意見書届く
- 9月16日 九度山町長よりダム審委員長へ「保留」の意見書届く
- 9月27日 しかし、変更ないまま「建設妥当」のダム審意見書が近畿地建へ正式に提出される。
- 2000年(H12年) 4月10日～4月26日
紀伊丹生川ダム調査事務所主催の「建設説明会」が高野町(2ヶ所)、橋本市(1ヶ所)、九度山町(6ヶ所)の計9ヶ所で開催
- 5月16日 九度山町北又地区で「今年度ダム調査費3億7千万円の事業概要についての説明会」開催
- 5月22日 北又地区のダム設置反対委員長とダム調査事務所長との間で地質調査などの協定書調印
- 6月1日 ダム調査事務所編集「ダム通信デュエット」創刊号発行
- 8月1日 ダム調査事務所編集「ダム通信デュエット」第1号発行(実際は2号目の誤り)
- 9月11日 和歌山市議会において、武内まゆみ議員の質問に対し、市水道局長は、「今後の水需要を見直したところ、新規水源は不要となった」と答弁し、紀伊丹生川ダム事業からの事実上の撤退を表明。
- 11月1日 ダム調査事務所編集「ダム通信デュエット」通算3号目発行

＜結成前史＞

1998年(H10年)

- 7月23日 住民有志がダム建設予定地を見学、巨大な計画に驚き懇談し、その場で「紀伊丹生川ダム建設を考える会」準備会第1回会合開く。
- 7月26日 ダム審主催の公聴会を、準備会メンバーが傍聴する。
(当日の意見陳述者は17名で、その内、反対意見は3名であったが、その後、意見書を取り寄せたところ、意見書提出住民計86名のうち、約半数

が反対していたことがわかった。)

公聴会終了後、準備会第2回会合開く。

- 8月23日 高田直俊氏(大阪市大工学部教授)を囲んでの学習会に準備会より13名参加する。この後、主催団体の「槇尾川ダム建設の見直しを求める会」の住民と交流会をする。
- 9月12日 「長良川河口堰建設に反対する会」主催の「長良川であいましょう!」に準備会より3名参加して、全国の仲間に訴える。
- 9月13日 準備会メンバーで看板作り、橋本市、九度山町内に8枚設置完了する。
- 9月末 準備会より、呼びかけのビラ作成配布、計1万枚ほぼ配布しきる。このころより、結成総会の準備すすめる。
- 10月25日 紀伊丹生川ダム建設を考える会結成総会開催
(紀伊丹生川宿(やどり)近くの河辺にて)
参加者60余名集まる。

＜本会の活動について＞

本会の結成

和歌山県の指定名勝であり、県立自然公園に指定されている景勝地の玉川峡(地元の人は玉川または丹生川といい、建設省は紀伊丹生川と言う)に紀伊丹生川ダムという巨大ダムが計画されたのは今から20年も前という。私たちがそれをはっきりと知ったのは、1998年6月、建設省が新聞広告に住民からの意見書募集の記事を載せて以来であった。7月23日、地元出身の古倉伸一市議(当時)の案内でダム建設予定地を見学したときのあの感動と怒りは今でも忘れられない。たまたま居合わせたその時のメンバーが中心となり、その場の集いが本会準備会第1回の会合となったことは、結成前史に記した通りである。その後、本会準備会のバックに、「大阪自然環境保全協会」や「長良川河口堰建設に反対する会」などの強力な自然環境保全団体の応援があり、和歌市からは雑賀崎保全運動に関わってきた「ウインド」の市民団体の熱心な協力を受け、何よりも地元はもとより、各地の自然を愛する多くの住民の方々に支えられて、ついに10月25日の結成総会を迎えることができたのであった。

活動の内容

会則に明記されてある通り、本会は自然環境の保護と保全のためにダム建設反対運動をすすめる非営利の住民組織(NGO)である。したがって、一党一派に偏することなく、志を同じくする人々と小異を超えて連帯と幅広いつながりを求めている。会員であればどの行事や部会に出席することは自由であり、発言も保証されている。幾度かの話し合いで、現在、本会の活動内容は次の三つに分けられている。

A. 署名活動及び対行政交渉

本会結成と同時にダム建設白紙撤回を求めるための署名活動を行った。宛先は2種類であり、橋本市市議会議長あての請願署名と当ダム建設事業審議委員会委員長あての要請署名であった。これらはすでに終了しており、署名数は次の通りである。

橋本市市議会議長あて請願署名 10627名 1999年3月4日提出済み
ただし、請願は不採択

当ダム建設事業審議委員会委員長あて署名 16478名 1999年9月9日提出済み
ただし、同日、審議会は終了

対行政交渉については詳細は、〈本会1年目の活動〉を参照、本会が運動の中で、交渉または会見した主な行政担当者は次の通りである。(2000年11月1日現在)

高野口町教育長、高野口町長、橋本市議会議長、橋本市長、橋本市教育長、九度山町教育長、九度山町助役、和歌山県教育長、和歌山県知事公室長、和歌山県土木部河川課長、和歌山県教育委員会文化財課長、当ダム建設事業審議委員会委員長、当ダム調査事務所長、近畿地方建設局河川部建設専門官、大阪府知事など

B. キャンペーン活動

本会の活動を広く多数の方々に知ってもらうため、各種のキャンペーン活動をくりひろげつつある。今までに、里山保全作業以外に行事として行なったおもなものは次の通りである。

<1年目の活動>

- 1998. 12. 5 「ダム建設予定地の動植物観察会」
- 1999. 1. 22 「ふるさと玉川峡絵画展」
- 1999. 3. 14 「国際ダム反対行動デー大阪集会」にパネラーとして参加
- 1999. 4. 29 「水生昆虫観察会」
- 1999. 5. 30 「玉川峡サイクリング会」
- 1999. 6. 12 「関西地区河川一斉水質観測会」
- 1999. 7. 25 「玉川峡大バーベキュー大会」

- 1999. 10. 24 予定『結成1周年記念イベント』
「現地見学会」
講演会「巨大公共事業にストップを」
「かわさきゆたかミニライブ」
第2回定期総会



<2年目の活動>

- 1999. 11. 28 「オオタカ見学会」
- 1999. 12. 17~18 「紀の川全域見学会・交流会」
- 2000. 29~30 「紀の川筋見学会」ならびに学習会「玉川峡の未来を考える」
- 2000. 2. 2 紀の川子供の村学園訪問・交流会
- 2000. 5. 3 「水生昆虫観察会」
- 2000. 5. 28 「第2回玉川峡クリーン作戦」
- 2000. 6. 18 「玉川峡ほたる鑑賞の夕べ」
- 2000. 7. 22 「玉川峡を守ろう」の看板製作
- 2000. 7. 23 「玉川峡大バーベキュー大会」
- 2000. 7. 28 「玉川峡を守ろう」VOL. 1のチラシ3万枚、新聞折り込みに入れる。
- 2000. 8. 31~9. 1 衆議院議員前原誠司氏来訪、現地視察、記者会見行なう。
- 2000. 9. 10 「OK調査」行なう。

- 2000. 10. 29 「K調査」行なう。
- 2000. 11. 25~26

2周年記念イベント「玉川峡を守ろう」一ムダな公共事業にストップを！
記念講演 姫野雅義氏「四国吉野川の経験語る」かわさきゆたかライブ
定期総会など 写真展同時開催
九度山町ふるさとセンターにて

C. 里山保全作業

本会は、結成以来、コンクリートによる人工の巨大ダムでなくて、「緑のダム」作りを目指している。玉川流域のように過疎になって荒れつつある里山にすすんではいり、ボランティアにより下草刈りや枝打ちや間伐を集団で行ない、保水力のある木を植え育てる試みに取りかかっている。大阪自然保全協会のとなえる里山管理とその保全作業を、この地でも実践しているわけである。緑のダム作りは巨大ダム建設に代わり、自然回復をめざす21世紀への強力な住民の側からの代案であると信じている。

里山保全作業は毎月1回を原則とし、橋本市の里山クラブであるアクションチームの指導や協力を受け、ダム建設の水没予定地域の玉川流域で作業をしている。たまたま荒れた古道を見つけ、1年目の活動は、その復元作業が中心であった。今までの作業日は次の通りである。作業自体はわいわい話しながらの軽作業で、大阪方面からも参加していただいた。今後も多数の参加を期待している。

なお、2年目からは玉川峡の棚田を借り受けて「米作り」に取り組み、見事、約9升の米の取り入れに成功した。

D. 他の自然保護団体との交流

本会が結成前後から現在まで、交流関係を持っている自然保護団体または友好団体は次の通りである。また、会員相互の親睦のため交流会や親睦会を適宜開いている。大阪自然環境保全協会、長良川河口堰建設に反対する会、公共事業チェックを求めるNGOの会、水郷水都全国会議、槇尾川ダム建設の見直しを求める会、武庫川を愛する会、安威川に反対する市民の会、雑賀崎の自然を守る会、ストップ・ザ・苦田ダムの会、市民団体ウインド、清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会、水源連、黒部川ウオッチング富山ネットワークなど

E. 漁協との連帯目指して

1999年の末に天野礼子氏と川辺川NGOの原豊典氏らの教示を受け、河川における漁業権の強いことがわかり、それ以後、漁協との連帯を目指して活動することが本会の活動の重要な柱に付け加わったといえる。すなわち土地の強制収容と違って、国家による漁業権の強制収容は不可能であり、漁業権を持つ漁民がダム建設に同意しなければ、ダムは、法的に建設できないことがわかったのである。本会では、初期からの会員であり熱心な世話人でもある漁協の組合員が加入しているので、彼らを中心に漁協との連帯を模索している。地元漁協名は「玉川漁業協同組合」で、正組合員は625名、橋本市、九度山町、高野町在住の住民からなっている。

玉川 峡

代表 石神 正浩
TEL・FAX 0736-38-2601
事務局 木ノ本 豊
TEL・FAX 0736-36-0660

和歌山市はダム事業から 撤退表明！学べ大阪府！

去る9月11日、和歌山市議会での武内まゆみ市議(共産党)の執念ともいえる長年の調査に基づいた質問に対して、ついに、市の水道局長は「今後の水需要を見直したところ、紀伊丹生川ダムを想定した新規水源は不要との予測になった」と答弁し、事実上、紀伊丹生川ダム建設事業からの撤退を表明しました。

計画によれば、利水面から言えば、紀伊丹生川ダムから和歌山市への給水量は毎秒0.2立方メートルであり、大阪府へはその14倍に当たる2.8立方メートルであるにしても、和歌山市が真摯に検討した結果、自己努力をすればダムは要らないと言う結論を出したことは高く評価できます。ムダな公共事業をなくすため、赤字財政に陥っている大阪府はこのことにもっと真剣になって学ぶべきでありましょう！

大阪府水道部の水需要予測は二重帳簿だとして 監査請求行なう！本会は全面支援の 方向

9月22日、市民グループの「平成維新を実現する会」のメンバーが中心となり大阪府に対して、監査請求を行ないました。つまり、府営水道部当局は、将来の水需要を意図的に2種類作り、ダム建設の時は水需要がもっと伸びると言う右肩上がりの表を出し、水道料金値上げの時は横ばいの表を出して、水需要が見込めないで赤字になるとして値上げを可決すると言う、なんとも姑

息な手段を用いて府民を欺いたとし、今までに、ダムに支払った公金の返還を求める住民監査請求を出しました。

大阪府が出資するダム建設は、現在計画中の紀伊丹生川ダムを含めて5ヶ所あり、府財政を圧迫するものとなっています。ダム審議会でも、府はこの右肩上がりのグラフを出して説明し、守屋審議会委員長とほとんどの委員は何の検討も審議会の名にふさわしい何の審議もせず、行政の出したものだからとしてそのまま信用し「建設は妥当との」安易な答申を出したのです。本会は、世話人会の決議により、この監査請求について全面的に支援する方向を固めました。皆様の支援をお願い致します。

10～11月の行事

★10月22日(日) AM9時半 橋本駅
集合

里山保全作業 担当 野中雅弘 0736-54-3188

内容 脱穀作業 あわせてもみすり、精米、試食
まで

玉川峡の美しい棚田をお借りして、今年の春からはじめての米づくりりに挑戦していましたが、ようやく前回に稲刈りにこぎつけました。思えば、虫や病気のため何度かの全滅の危機に遭遇しながら出来は「下の中」とか言う評価らしいですが、ともかくも稲刈りまでできて幸いでした。今回は、いよいよ脱穀作業です。足踏み式輪転機と言う昔の道具を使って行ないます。よろしければ、ぜひあなたも参加下さい！

☆2周年記念イベント

11月25日(土)～26日(日)

場所 九度山町ふるさとセンターにて(役場となり)

四国吉野川の姫野雅義氏来る！

25～26日 「玉川峡を守ろう！」写真展

26日 午前中 9時半 橋本駅集合

ダムサイト予定地見学

相模大堰訴訟判決を前にして

原告 篠田健三

●宮ヶ瀬ダムの不思議なシッポ

宮ヶ瀬ダムに付いた道志導水路と津久井導水路（道志川⇒〈道志導水路〉⇒宮ヶ瀬湖⇒〈津久井導水路〉⇒道志川⇒津久井湖⇒相模川⇒相模大堰）は、もともと理解に苦しむ不思議なシッポだった。なぜダムから直下の中津川に流して相模大堰で直接取水しないのか、問い続けたけれども、3ダム統合運用で相模川を効率的に利用するためだと答えるだけだった。では、宮ヶ瀬ダムは1年以上水が入れ替わらない永年型貯留ダムではないか、と言うと否定する。建前は（法的には）貯留ダムでも調整ダムでもあってはならないからだ。この2つの導水路は、実は広域導水路計画が部分的に完成した姿なのである。

宮ヶ瀬ダムは小規模の県営ダムの計画を国が奪って、建設省直轄の多目的ダムにした。その裏に、関東地方を縦断する広大な導水路計画があった。信濃川⇒利根川⇒荒川⇒多摩川⇒相模川を結び、関東地方の上水道を建設省が中央で一括管理するという構想「相武地域広域利水計画」がそれで、その導水路の末端に2億5千万トンの貯留池を造る、それが宮ヶ瀬ダムの原型だった。広域利水計画はその後、実行困難になったにもかかわらず、部分的には完成し、あるいは生きた計画のまま進行している。

広域利水計画ではダムは貯留池と位置づけられ、導水路が河川を結ぶ。その原型を部分コピーしたのが宮ヶ瀬ダムだから、導水路付き貯留池の形をもつのである。3ダム統合運用という言葉で、その実態をごまかしただけなのだ。やれ計画基準年だ、安全確率だ、合法的設計だ、というのは事後に貼り付けた合理化にすぎない。宮ヶ瀬ダムの開発水量15トン/秒（過剰な空論）というのも、後から付けた建設省の理屈で、科学的根拠など初めからない。一国が計画する巨大事業は、このように何の必要性も科学性もなく、単に国家権力をかさにきたゼネコン向け利益誘導計画だった。

●土木亡国の道をえらんだ県政

こんなことは今に判ったことではない。宮ヶ瀬計画は当初から過剰計画だと県民の批判に目されていた。知事選でも宮ヶ瀬ダムは批判の的で、長洲知事は1975年立候補のさい計画見直しを公約した。県政に科学と合理性を持ち込もうとする長洲知事は、建設省にとって大きな脅威だった。が、半年で計画は息を吹きかえした。

その後10年、宮ヶ瀬ダムはいらない、水需要予測は過剰すぎる、という科学論争が県民と県・建設省のあいだでたたかわされた。行政は次第に無口になり、資料隠しを徹底して、沈黙の間に既成事実をしゅくしゅくと積み上げていった。

25年後の今、大型公共事業233件を中止・凍結するという見直しだが、自民党政調会長のラッパで唐突に決められた。言ってみれば、233件はもともと無くてもいい、ない方がいい、必要のない事業と判っていたものを、選挙対策で公表しただけ。語るに落ちたとはこのことだ。公共事業とはイコール選挙対策だったと、自白したのである。

これも、ほんの氷山の一角だ。要らないものは、まだまだ山ほどあるが、公表しないのは、それもまた選挙対策だからである。これらの公共事業の雄がダム建設であった。ダム建設ほど儲かる商売はない。補償交渉とか土地買収とか面倒な仕事はぜんぶダム屋といわれる専門吏員がやってくれる。土木業者は数十台の重機を放り込んでおけば、天文学的な利潤がここから生み出される。

ダム建設（黒部の太陽など謳われた）による天文学的利潤によって土木組はぞくぞくとゼネコンに変貌し、政治献金も銀行を凌いで第1位、不動の地位を築いた。公金をむさぼりつくした土建国家が20年続き、中曽根政権が空に描いた不動産バブルで頂点に達し、そして平成の大崩壊が始まった。

●長良川河口堰から来たカヌーの群れ

ちょうど平成元年（1989）のその時、宮ヶ瀬ダムは本体の着工式、その水の受皿である社家取水施設（相模大堰）が事業手続を開始した。前年の夏、長良川河口堰の着工式を機に、カヌーイストたちが河口堰反対ののろしを挙げ、長良川のカヌーデモには全国から色とりどりのカヌーが群がり集まった。そこには相模川のカヌーイストもいて、相模川でも長良川河口堰反対の声を上げようじゃないかと、平成元年9月、戸沢橋の河原で第1回相模川キャンプ・イン・シンポジウムを催した。

このシンポジウムで相模川のカヌーイストたちは、足元にも取水堰建設計画があると知って、相模大堰の建設反対の運動を始めた。まもなくアセスメントの縦覧が始まったときには、まだ意見書は322件と反対は少数派にとどまっていた。

署名運動、カヌーデモ、現地自然観察会、シンポジウム、アユ産卵調査、アユ遡上調査、会誌『川は誰のものか』発行、ゴミ清掃、水質調査……、ありとあらゆる運動を展開しながら、アセスに取り組んだ。再意見書は1267件に増えていた。アセス公聴会では代替案を提案した。宮ヶ瀬ダムが出来てしまうならば、上流で流量の完全調節ができるわけだから、流水のまま取水できる幾つかの代替案が可能ではないかと、専門家による代替案研究会を組み、流量シミュレーションを行なって、・取水塔・・寒川堰利用・・取水底などの代替案を載せた『相模大堰の問題点と自然にやさしい取水方法』を刊行した。

この代替案をもって・県や水道企業団に再検討を求める運動を執拗に仕掛けたけれども、全面可動堰は既定事実だ、と頑として検討を拒まれた。

●住民監査請求から提訴へ

1993年9月にはアセスの手続も終了してしまった。建設を止めたり、代替案を検討させる手段は、もう法廷にしかなかった。法廷と言っても、大堰建設で直接被害を受ける人間はいないから、被害者として建設差止を求める訴訟はできない。提訴できる唯一の手段は民衆訴訟（住民訴訟）しかない。

住民訴訟は納税者の権利をたてに公金の違法な支出を差止めたり、賠償を求めたりする裁判で、環境破壊を止めたり健康被害を止める目的の裁判ではない。しかも、支出の手続が間違っていなければ違法とは認めない判例がほとんどだし、金の出し入れを規則どおりしていない役所はないわけで、従って住民訴訟の勝率は1%にも満たないと言われていた。それでもやるのか、という戸惑いは大きかった。もうひとつ、

別のためらいもあった。役所などの組織は、争訟の関係に入ると途端に、いっさいの情報を隠してしまう。公開条例があっても、争訟の関連資料と言えれば非公開にできる。これまでも宮ヶ瀬ダムと神奈川県の水需要予測に関する資料や情報は、次第々々に出し渋り、「ダムは要らないし水需要予測は過剰すぎる」と科学的分析で提言

（『私達の水需要予測—宮ヶ瀬ダムは必要か』1986・宮ヶ瀬ダム問題を考える県民の会）してからは、県民団体と接触することさえ避けるようになっていた。知事を相手に法廷で争えば、一切の資料は出なくなるし、それは裁判での攻防に致命的なマイナス要因になる。それでもやるのか、というためらいがあった。やろうと決めた。住民訴訟には前置条件として住民監査請求が要る。1993年10月、建設予算差止の請求人は3,998人という県政史上最大の規模になった。しかし、住民から意見聴取もせず、却下であった。—12月21日、アユやタヌキの鉢巻きをした原告や支援者の一群と弁護団が、横浜地裁の古色蒼然とした表玄関から、被告長洲知事に対する相模大堰建設費用差止等請求事件の訴状を提出した。

翌年2月から始まった法廷の攻防は、まったく噛み合わない。こちらは毎回15分、原告団から陳述者を出して、大堰の不要と大堰を造る根拠の非科学性、中流の河川環境の破壊を言い立てたのに対し、知事側は「この住民訴訟は公金支出の差止に名を借りて大堰の建設そのものを阻止する目的で起こされており、住民訴訟の要件を備えていない」と、門前払い（原告請求の却下）を繰り返し求めるだけだった。

●裁判と並走しはじめた

相模大堰円卓会議

不毛な裁判を重ねて、案じたとおりの情報が隠されて1年たった時（1994—12）、新聞の片隅に、水道企業団が出した相模大堰の水利使用許可申請書を建設省が受理したという小さな記事があった。年度中に許可、そして着工と出ている。

もうだめか。裁判もくたびれ儲けになるだけか。一残る手段と言え、も早や水利使用許可権者（建設大臣）に直訴するしかない。直訴状（憲法16条に基づく請願書）を大臣の手に直接わたし、大臣の指示（命令）が県に達したときに、流れが変わった。

宮ヶ瀬ダム秒15トン開発の妥当性、大堰の必要性、自然環境への配慮が証明されるまで水利使用許可を留保してほしい、という請願だった。大臣はそれらの不安が解消するまで原告と被告が話し合うよう指示した。市民側は話し合い終了まで許可の留保を求め、県と企業団は話し合いと許可とを別個にと主張した。市民側は妥協し、許可とは別個にするが、話し合いは最後まで継続し納得するまでの説明と情報提供を約束させた。こうして、裁判係争中に原告と被告が水問題（裁判の主題）を徹底して話し合う、という異例のテーブルが設定された（円卓会議は1999年7月まで42回継続された）。

着工は半年遅れたけれど、工事は裁判や円卓会議に平行して進んだ。一方、隠されてきた水情報は円卓会議で次々に明かされ、門前払いを主張しつづける被告の法廷戦術は破綻してしまっていた。水需要予測の過剰や、大堰の必要性について、企業団職員を証人に立てて釈明せざるを得なくなり、いきおい原告が攻撃し被告が全面的に防禦にまわる法廷模様になっていった。

●急展開した法廷

隠して造ったのなら重大な瑕疵

被告側証人が終わって、原告側から嶋津暉之証人が神奈川県の水政策のごまかしを根底から暴き出した時（1998—5）、裁判長が岡光民雄判事に替わり、訴訟指揮が大転換する。「もし知事が大堰は必要ない（遊休化する寒川堰を使う）と判っていて、大堰を造ったとすれば、これは重大な瑕疵（違法性）があったということで、裁判所の関心もそこにある」と発言し、この時いらい法廷は、寒川堰の遊休化（高度利用事業の消滅）をめぐる、烈しい攻防戦を繰り返した。県と企業団は防戦一方となり、毎回膨大な書証をどすんどすんと持ち出して、物量で裁判所を感乱する作戦をとった。

まるで刑事事件の有罪無罪を争っているような緊迫感がただよった。その代わり、環境破壊は裁判所の関心から外され、証人も採用せず、もともと自然の権利を前面に立てて訴えた住民の自然保護訴訟は、影の薄いものになった。

住民側は県の水行政の過去を知悉している元職員を証人に申請し、県側はその職員の出廷を阻止しようとし、裁判長は「私も聞きたいことがある」と言って採用を決めた。この福田証人は、証言の後で証言を否定した限述書を提出し（させられ）、その真意を質さなければ、ということになって再喚問、その後また訂正の陳述書を出し、又また再々喚問を受けるという羽目に陥った。被告の狼狽ぶりはそれだけではない。1999年12月結審に双方が最終準備書面を出したが、被告は門前払いの主張（知事に被告適格なし）を取下げると共に、直前の11月25日、企業団が相模川水系建設事業第2期計画（大堰取水7.86トン）の凍港を発表したのを意見書にして添付した。結審が1回延び、その間に長良川河口堰訴訟の津地裁判決があり、それを見た被告は門前払いの主張撤回を撤回し、知事には被告適格がないので却下を求めるという書面を出した。そのやりとりで再度、結審が延期され、漸く2000年5月終結、11月15日に判決日が指定された。その後で、7月13日に名古屋高裁が津地裁判決を取り消してしまい、もかいた甲斐もなく何もかも被告に不利な流れに変わって、判決を迎えることになった。

●国家の犯罪—国民（納税者）への背任

不要な公共事業とゼネコンへの利益誘導をしなければ、過去の公共事業費の2/3は国民の福祉と有用な国土整備に回されていたと言う。宮ヶ瀬ダムと相模大堰および関連施設はムダの標本であった。裁判は私たちの異議申立てなのである。

相模大堰住民訴訟ニュース 40号より

*その後判決日は大幅に変更になり、2月28日（水）午後1時に
行われることとなった。

相模大堰工事の自然破壊



相模大堰から約30m上流の東名高速下のアユ産卵場の親アユ。ここは相模川で唯一の主要な産卵場でした。しかし、堰建設工事開始の翌年1996年から激減し、97年、98年には相模湾の稚アユは絶滅しました。



1m²1万個体以上の底生動物が確認された地点。水没した今は調査すらできない状態です。

ゲンゴロウ池が点在していたが2期工事ですつぶされた。ここでは貴重昆虫類がたくさん発見された。

厚木市のスポーツ広場計画地。事業費9500万円のうち、相模大堰建設主体の水道企業団が4030万円を支出する。相模大堰環境アセスでは「多自然型川づくり」によって、「河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮しあわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業」と（多自然型川づくり平成2年建設省通達）定められている。しかし、これを反故にして、自然の河原植生が回復しつつある高水敷を運動場に整備する計画を問答無用で今秋、強行着工しようとしている。これに対抗して建設の中止を含む見直しを求めて9月25日、建設大臣に憲法16条に基づく請願を行った。



境田川親水広場計画地。事業費5300万円のうち、やはり水道企業団が2870万円を補助。水道企業団からの補助金はスポーツ広場と合わせて6900万円となる。この計画は昨年、私達の指摘で面積が縮小されたが、芝生張り、赤土の盛り土、重機による整備工事など問題点が多く現在、市民団体、住民、行政、専門家で作る計画見直しの検討会議の設置に向けて事前会議がおこなわれている。

相模大堰計画地、その周辺に生息している昆虫はアセスの調査及び追加の調査で1060種、その内絶滅が心配なレッドデータ種は絶滅種4種、絶滅危惧種20種、減少種45種で合計69種である。これは神奈川県レッドデータ種337種の2割以上が相模大堰計画地及び周辺に生息していた事になる。さらに10種類が神奈川県で今まで確認された事のない種が生息していたが、その大部分の生息地が壊滅した。



レッドデータブックに記載されているカワラノギク。秋に花を咲かせ、種子を作ると枯死してしまい、次の世代は実生によって引き継がれます。他の植物が優先にいく、洪水などでたびたび冠水するような河原にだけ生息します。相模川と多摩川など非常に生息地が限られていて、特に相模川では激減して絶滅が心配されていました。湛水域の上端に辛うじて生息していましたが、堰完成後は生息地が水没し、絶滅しました。

タコノアシ移植地。無謀な移植を強行、その後全滅しました。その後、播種試験区域に変更。明らかなアセス違反。



レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているタコノアシ。実がタコの吸盤状に並んでタコの足のような形からこの名前がつけました。かつては水田や湿地のありふれた植物でしたが農業や湿地の開発で激減、相模川の工事区域は2000本もの大群落がありました。堰建設予定地の直下に生息していたため、全て埋め立てられてしまいました。残ったタコノアシも湛水によって水没、絶滅しました。

ここではイトアメンボやルイスツブゲンゴロウの絶滅種が2種も発見されていたことが分かりましたがその後の私たちの懸命な捜索によっても再発見されていません。工事によって絶滅しました。



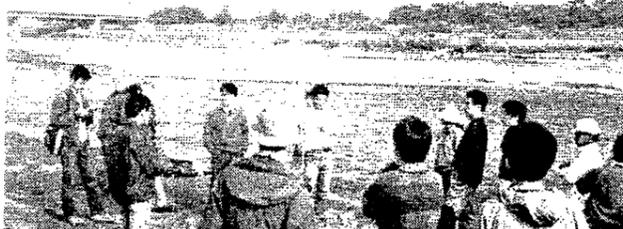
野鳥の宝庫でオオムラサキ・コマダラチヨウの食草であるエノキの群落を含む森がありましたが、一期工事前に全て伐採され生息環境は回復不可能までに徹底的に破壊されました。



89.9.2 第1回 キャンプインシンポ 野田知佑さん



89.11.19 カヌーデモ



90.11.18 自然豊かな相模大堰予定地で自然観察会



93.12.14 相模大堰差し止め訴訟原告団結成



93.12.21 公金支出差し止めを求めて提訴



イラスト 酒井百合子



95.1.15 建設大臣に直訴状を渡す



係争中に始まった異例の円卓会議、隠されていた資料を公開させた

身近な話題 地域のニュース

月山ダムからの水道水を
使用するのは是非を問う住民
投票条例制定を求めている
「鶴岡水道住民投票の会」
（酒井由美代表）は10日、
鶴岡市選挙管理委員会に1
万4139人の署名簿を
提出した。署名簿が
今月中旬に全署名人を審査、
有効と判断されれば同会が
市に条例制定を本請求する
ことになる。

住民投票の会は10月5日
から署名活動を開始した。条
例制定を求めて市議会に提
案するには必要な署名数は
有権者7万6000人の9
月2日現在（9月30分）に
あたる1万5000人。同会は
1カ月間で市の有権者の17
・8％に当たる署名を集め

1万4139人の署名簿提出

鶴岡水道住民投票の会

市選管で審査へ

酒井代表らは1万4139冊
の簿冊に収まった署名簿を
提出した後、記者会見し、
「目標の3万人には届かなか
ったが、集まった数には
重みがある。この署名を本
当に生かすための運動がこ
れから始まる」と語った。

署名簿を受け取った市選
管は30日までに署名の書写
や住所、氏名、生年月日な
どの関連し、鶴岡市の有権
者か、重複署名はないかな
ど、細部にわたって審査。
問題がない場合は、異議申
し立て期間も含めて7日間
審査される。その後、住民
投票の会は5日以内に市に
本請求し、市は本請求から
20日以内に市議会に条例制



【総合 昭二】

署名集めた人の名簿、鶴岡市が開示

反発強める市民団体

鶴岡水道住民投票の会が進めている水道水源に関する住民投票条例制定を求
める署名活動で、会が鶴岡市に提出した署名集めた人（受任者）百三人分の住所、氏
名を、市の情報公開条例に基づいて開示した問題が波紋を広げている。「署名活
動中の開示は、署名を妨げるものだ」と住民投票の会は反発を強め、住民投票推
進の全国組織が近く、鶴岡市に抗議文を出す動きもあるという。これに対し、市
側は「すでに公開になっている情報で、求められれば開示を拒まない」と、正規の
手続きだったことを強調する。住民投票をめぐる賛成派、反対派の感情も絡み、
風を二分している。

鶴岡水道住民投票の会が 市に情報公開請求したかは
二十六日、宮城第一市長が 明らかにされていないが、
てに提出した抗議文は、
「署名活動の場中に署名を
めとして受任者の名簿
を開示するのは、市民の署
名活動の妨害以外の何物で
もない」と、市の対応を厳
しく批判している。だが
に追加して二十四日、ま
に百八人の受任者名簿を市
に提出した。この際、「受
任者名簿がほかにも漏れ
ていないのか」と問われ、
「市民からの請求があったの
で、情報公開条例に基づい
て、受任者名簿のうち「生年月
日」の項目を削ったものも

住民投票の推進派 全国組織が抗議へ

開示した、との回答があっ
たという。

住民投票の会の中核メ
ンバーの一人は「受任者の各
々の開示を求める行為は、
署名活動に圧力をかけ、妨
害以外の目的がある」と
は考えられない。実際に
（住民投票に批判的な）保
守派の市議から受任者のひ
どりが、「署名活動をして
いるのか」と聞かれたとい
うケースもある」と言う。

一方、市は「署名集めた人
の氏名などを記した委任届
は、情報公開条例の対象
となる公文書にあたる。鶴
岡市は完成目前で、地下
水がなければ個人の情報であ
っても公開することになっ
ているから、生年月日以外
は開示しない」とな
っている。

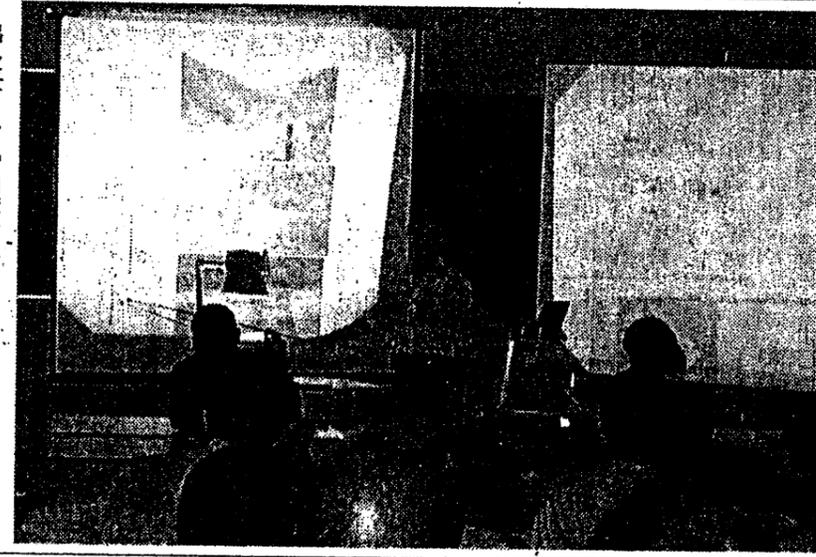
市では住民投票条例制
定の署名活動を巡って、こ
れまでに推進派、反対派の
双方が地域新聞に記事を
入れ、市内各所に配布するな
ど、市民の関心を集めてい
る。推進派は地下水を水源
とする現行の水道のまま
よいとする考えが主流だ。
一方、宮城市政与党の市議
会保守系会派は、これまで
に「生年月日」を「鶴岡の
水道は二十年前にダム水移
けは、情報公開条例の対象
を全会一致で決めた。月
水での継続はあり得ない。
それでも投票をするので
か、生年月日以外



富山湾へドロ口に ダム排砂が影響

金沢大・田崎研究室が発表

富山湾に堆積したへドロ口を調査している金沢大理学部の田崎研究室(田崎和江)は三十



出し平ダムと富山湾の土砂について発表する金沢大田崎研究室のメンバー(島根大)

教授、地球環境)は三十日、島根大学で開かれた日本地質学会で、「出し平ダムの排砂が影響している」とする研究成果を発表した。ダムを管理する関西電力などは「環境に影響はない」としてきただけに、正

者たちの動きにも影響を与えそうだ。同研究室は七月の晴天時に、ダム内四方所、ダム下流の黒部川三方所、さらに入善、朝日町の富山湾七カ所で、堆積土砂と水を採取し、組成を調べた。この結果、ダム内部と富山湾の二カ所では、土砂中の有機物に含まれる炭素や窒素の含有率が酷似していることが判明。さらに水の電気伝導率実験などで、へドロの特徴である粘土質が多量にあることや、酸素が極端に少ないことも共通しており、富山湾のへドロは

ダムに由来している可能性が高いという。出し平ダムの排砂ゲートが開かれた後の九月上旬にも、ダム下流の川三方所から採取した水を、ろ過して成分を調べた。一定量当たりの微生物の数は、排砂前よりも増えている。これも富山湾の土砂のへドロ化の原因になっている可能性があるとした。同研究室は、へドロ自体に毒性はないが、排砂は一年間たまった数十万立方メートルの土砂が、二十三十時間という短時間で引

き起こすとした上で、出し平ダムのへドロ化した土砂が富山湾に積もり、生物が住みにくい状況になっていると結論づけた。田崎教授は「瀬戸内への影響までは特定できないが、粘土質の多さを見ても生物に影響しない訳がない」と話している。同研究室は、次回の排砂時、水中の浮遊物が富山湾内でのように移動するのかなどを調べる予定だ。

大仏ダム中止意向 長野県、田中知事

「懸案の公共事業を白紙に戻す」ことを公約に掲げていた長野県の田中康夫知事は十五日の記者会見で、二十五年前から同県松本市に建設が計画されている大仏ダムについて「治水という観点から新しい方策を考えていきたい」と語り、建設を中止する意向を明らかにした。大仏ダムは与党三党による公共事業の中止勸

告を受け建設省から検討を求められていたが、県は田中知事が就任前の十月初め、事業継続の方針を決め、建設省に伝えていた。田中知事は十四日に現地視察し、住民との対話集会を開いた。十五日の会見で「ダムを続行する理論というのは見いだし得ない」「二十五年間、県は人々の命を守るために何をすべき

2000年(平成12)年10月1日

浅川ダム問題 22日対話集会

田中知事 市支所で

田中康夫知事は二十二日の県営浅川ダム予定地(長野市)の視察に続き、同日午後五時半から長野市浅川支所の二階大会議室で、住民との対話集会を開く。対話集会は参加自由で、約二時間半にわたって住民の意見を聞く予定。視察では、県が深層地滑り面を確認したダムサイト予定地上流の浅川右岸や、計画に反対する住民らが地下に断層が存在する可能性を指摘するダムサイト予定地右岸などを訪れ、併せて河川改修の状況を見る。